工 事 仕 様 書

工事名称　　三原市立西小学校トイレ改修工事

工事場所　　三原市西宮二丁目

工事内容　　西小学校トイレを乾式トイレに改修する。
［工事概要］
(1)建築工事 トイレの乾式化 2箇所 施工面積56㎡
(2)電気設備工事 一式
(3)機械設備工事 一式

準　則　　公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事偏・機械設備工事偏)最新版,
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事偏・機械設備工事偏)最新版,
建築物解体工事共通仕様書・最新版 (国土交通省官房官庁営繕部監修) に基づき施工する。

関係法令等　　この工事に当たっては, 次の関係法令その他に基づいて施工する。
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律, 同施行令, 同施行規則
・労働安全衛生法, 同施行令, 同施行規則
・建設工事公衆災害防止対策要綱
・大気汚染防止法
・その他関係法令

疑義変更　　本設計図書は, 設計の大要を示すものであり, 詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。
施工に際して疑義を生じた場合, または軽微な変更を必要とする場合には, 速やかに係員と協議し, 監督員の指示により施工すること。ただし, これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。

提出書類　　施工に先立ち, 工事工程表, 仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し, 監督員の承認を受けること。商品名及び製造者名が記載された材料については, 当該商品又は同等品を使用するものとし, 同等品を使用する場合は, 監督員の承諾を受けるものとする。また, 設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。

工　期　　本工事は請負契約締結の後, 令和2年3月25日をもって工期とする。このうち検査期間として13日間を見込んでいる。

そ の 他　　・工事期間中は付近交通の安全を図ると共に, 必要な場合には交通整理誘導員を配置し事故及び危険防止に努めること。
・官公署その他への手続きは受注者の負担で遅滞なく行うこと。
・第三者災害防止及び飛散防止対策のため, 必要に応じて監督員の指示する範囲に, バリケード等を設置すること, また苦情等発生した場合にはこれに対応すること。
・施工箇所周囲の備品, 機器等の養生, 清掃等については十分にこれを行うこと。
・工事に必要な電気・水等は, 受注者で準備すること。
・改修場所が学校であるため授業の妨げにならないように改修すること。
・工程については学校関係者及び監督員と協議すること。
・工事車両搬出入を円滑に行うと共に第三者との接触事故を防止する為, 誘導員(1名以上)を大型車両搬出入時には配置させること。
・安全上必要と認められる場所には監督員の指示により、仮設間仕切(仮囲い)等を設置すること。
・施工箇所周囲の備品, 機器等の養生, 清掃等については十分にこれを行うこと。
・設備埋設配管においては図面明記されている箇所について撤去すること。
・シーリング材よりPCBが検出された場合は適切な方法で撤去を行い指定場所に運搬すること。
・廃石綿等が発見された場合は, 建築物解体工事共通仕様書のアスベスト含有建材の除去等に基づき, 適切に除去を行うこと
・図面明記の無い既存給排水配管等及び既設ガス配管は切り離して撤去すること。
・以下の設計図面は, A2版をA3版に縮小している。(縮小率約70.7%)
・学校であるため,大きな音の出る工事を行なう日程は学校と協議して決定する事。

図面リスト

意匠図

図面番号	図面名称	縮尺
A-000	図面リスト	—
A-001	計画概要	1/6000
A-002	建築改修工事特記仕様書１	—
A-003	建築改修工事特記仕様書２	—
A-004	建築改修工事特記仕様書３	—
A-005	建築改修工事特記仕様書４	—
A-006	建築改修工事特記仕様書５	—
A-007	建築改修工事特記仕様書６	—
A-008	建築改修工事特記仕様書７	—
A-009	配置図	1/400
A-010	仕上表	—
A-011	１・２階平面図	1/200
A-012	１階男子便所・女子便所平面詳細図（改修前・後）	1/50
A-013	２階男子便所・女子便所平面詳細図（改修前・後）	1/50
A-014	１・２階男子便所・女子便所展開図（改修後）	1/50
A-015	建具表	1/100
A-016	１・２階天井伏図（改修前・後）	1/100

電気図

図面番号	図面名称	縮尺
E-001	電気設備特記仕様書	—
E-002	分電盤単線接続図	—
E-003	１階　電灯設備（照明）・誘導支援設備配線図（改修前・後）	1/50
E-004	２階　電灯設備（照明）配線図（改修前・後）	1/50
E-005	１・２階　電灯設備（コンセント）配線図（改修後）	1/50

機械図

図面番号	図面名称	縮尺
M-001	機械設備工事特記仕様書（共通仕様）	—
M-002	機械設備工事特記仕様書（衛生設備・空気調和設備）	—
M-003	衛生設備　器具表	—
M-004	衛生設備　１階男子便所・女子便所詳細図（改修前・後）	1/50
M-005	衛生設備　２階男子便所・女子便所詳細図（改修前・後）	1/50
M-006	換気設備　１・２階男子便所・女子便所詳細図（改修前・後）	1/50

図面番号	図面名称	縮尺

御注文先	三原市	御承認	記事		中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3. 第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号　藤本 誠二	1級建築士登録 第 322322 号　小笠原 勲	校閲	藤本 藤田	工事名称	三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 A-00
								設計	小笠原	設計年月日 2019.10.	図面名称 図面リスト	縮尺 —

※A3：70.7%縮小

設　計　概　要

工事名称		三原市立西小学校トイレ改修工事			
建 築 主	住　　所	広島県三原市港町三丁目５番１号			
	氏　　名	三原市　市長　天満　祥典			
敷地概要	工事場所	広島県三原市西宮２丁目７－１			
	用途地域	第一種住居地域			
	防火地域	指定なし			
	その他地域指定	なし			
	容積率等	建ぺい率　ー%（ー%）　容積率　ー%（ー%）			
	道　　路	東側　４．０ｍ			
	行政機関	確認申請：　　消防：			
	施工者住所・氏名	未定			
主要用途		学校（防火対象物区分　７項）			
工事種別		改修			
面　　積	敷地面積	１１，４１１．００５　㎡			
	建築面積	管理特別教室棟　　４５６．１９　㎡			
	延床面積	管理特別教室棟　１２６８．０３　㎡			
棟別概要	番　　号	①管理特別教室棟			
	用　　途	学校			
	耐火種別	耐火建築物			
	工事種別	改修			
	構　造　構　造	ＲＣ造			
	構　造　階　数	地上２階建て			
	構　造　基　礎	場所打杭			
	仕　上　屋　根	・アスファルト露出防水			
	仕　上　外　壁	・コンクリート打放し アクリル系リシン吹付			
	建築面積	４５６．１９　㎡			
	床面積　３　階	４１５．９７　㎡			
	床面積　２　階	４１５．９７　㎡			
	床面積　１　階	４３６．０９　㎡			
	床面積　計	１２６８．０３　㎡			
	最高の高さ（ｍ）	１２．５００　ｍ			
	最高軒高（ｍ）	１１．８３５　ｍ			
	床高（１階）（ｍ）	０．４５０　ｍ			
附帯工事	外構工事	ー			
	電気設備工事	照明			
	機械設備工事	給排水,衛生,換気			
別途工事	その他				
その他					

御注文先	三原市	御 承 認	記事		中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録　3　第378号 １級建築士事務所 登録18(1)第1252号 １級建築士登録 第　293685　号　　藤本　誠二	１級建築士登録 第　322322　号　　小笠原　勲	校閲	藤本　藤田	工事名称　三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 A-01
								設計	小笠原	設計年月日 2019.10.　図面名称　計画概要	縮尺 1 : 6000

※A3 : 70.7%縮小

Ⅰ.工　事　概　要

1．工事名称：　三原市立西小学校トイレ改修工事　　仕　様　書
2．工事場所：　広島県三原市西宮２丁目７－１
3．敷地面積：　11,411.005㎡
4．構造規模：　管理特別教室棟　鉄筋コンクリート造 3階建て　延べ面積　1268.03㎡

5．工事種目：　改修工事
6．別途工事
7．調査協力について
本工事は工事中及び竣工後、次の調査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。
（1）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）
（2）完成施設事後調査（第１次調査）…引渡後概ね６ヶ月後
（3）完成施設事後調査（第２次調査）…引渡後概ね１年目頃
（4）かし担保調査…建設工事請負契約約款第４１条に定める期間内

8．公衆災害防止措置
（1）工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること
（2）上記について、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること
9．現状復旧
工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと
１０．主要資材等
（1）主要資材を購入しようとする場合は、極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし、予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする
（2）当該工事に使用する砂については、海砂（県外産を含む）を使用しないこと
（3）この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする

Ⅱ.建築改修工事仕様

1．同仕様が特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成２８年３月改定）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
同仕様、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（平成２８年版）【平成２８年６月30日改定】」以下、「標準仕様書」という。）による。
2．特記仕様
（1）項目は番号に○印のついたものを適用する
（2）特記事項は○印のついたものを適用する
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
⊙印と ◎ 印のついた場合は共に適用する
（3）項目に記載［　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）工事施工上必要な官公署その他への諸手続きは工事費に含まれ、全て受注者の負担において遅滞無く行うこと
（5）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応について、監督職員と協議すること。
（6）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
一般共通事項	1	適用基準等	○公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ○建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ○建築工事公衆災害防止対策要綱　○建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ○建築工事安全施工技術指針　○汚生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）
	2	電気保安技術者［1．3．3］	※適用する
	3	工事実績情報の登録［1．1．4］	受注者は、発注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注、変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。
	4	施工条件［1．3．5］	下記以外は現場説明書による。 ・施工時間帯　（※指定あり　監督員と協議の上決定する） ・部位別の施工順序　（※図示　⊙　監督員と協議の上決定する） ・工事車両の駐車場所　（※図示　⊙　監督員と協議の上決定する） ・資機材置場　（※図示　⊙　監督員と協議の上決定する） ・建設発生土仮置場　（※図示　⊙　監督員と協議の上決定する）
	5	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する
	6	発生材の処理等［1．3．12］	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 処理方法（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ○再生資源を図るもの ○コンクリート塊　○アスファルトコンクリート塊　○建設発生木材 ・PCB含有シーリング材の処理 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数　計　箇所 採取箇所　※図示 ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析個数　計　箇所 ・除去処理工事 除去範囲　※図示 ○せっこうボードの処理 ○石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・製造業者に回収委託 ・埋立処分（管理型最終処分場） ○石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード ・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） （1）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市、呉市、福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること（原則、県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用（単価）は変更しない （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお、広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる

一般共通事項	7	建設発生土	※場外指示の場所に処分　○場外搬出適切処理　・場内指示の場所に散き均し ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する埋立地に搬出するものとする 搬出場所　　 ※当該工事により発生する建設発生土は、「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラントX社は建設発生土受入地（一時堆積を含む）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き発生土処分に関する費用は変更しない。なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の仕様に拠り難い場合は、監督職員と協議するものとする
	8	環境への配慮［1．4．1］	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒドおよびスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する （2）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する （3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する （4）（1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセタルアルデヒドおよびスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン調入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする
	9	材料の品質等［1．4．2～5］	材料・機材等の品質及び性能 （1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする （2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする （4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない ①品質及び性能に関する試験データを整備していること ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既成調合モルタル	可動間仕切
ルーフドレン	移動間仕切
吸水調整剤	トイレブース
アルミニウム製建具	煙突用成形ライニング材
鋼製建具	天井点検口
鋼製軽量建具	床点検口
ステンレス製建具	グレーチング
錠前類	屋上緑化システム
クローザ類	トップライト
自動扉機構	エポキシ樹脂
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

一般共通事項	10	特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による
	11	施工数量調査［1．5．2］	調査範囲　※外壁（庇、笠木共）・屋根　・図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う 屋根調査は既存の防水層、シーリング材充填部、とい、笠木等及び下地の劣化状況を確認する。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する） 補修方法　※図示 補修範囲　※図示
	12	調査のための破壊部分の補修［1．5．3］	
	13	技能士［1．6．2］	

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
・仮設工事	・とび	・とび作業
・防水改修工事	・防水施工	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトトーチ工法防水工事作業 ・ＦＲＰ防水工事作業
・外壁改修工事	・樹脂接着剤注入施工 ・左官 ・タイル張り	・樹脂接着剤注入工事作業 ・左官作業 ・タイル張り作業
・建具改修工事	・サッシ施工 ・ガラス施工 ・自動ドア施工 ・ガラス用フィルム施工	・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業 ・建築フィルム作業
・塗装改修工事	・塗装	・建築塗装作業
・内装改修工事	・タイル張り ・建築大工 ・建築板金 ・左官 ・内装仕上施工 ・表装	・タイル張り作業 ・大工工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業 ・左官作業 ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・壁装作業
・耐震改修工事	・とび ・鉄筋施工 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工 ・鉄工	・とび作業 ・鉄筋組立作業 ・型枠工事作業 ・コンクリート圧送工事作業 ・構造物鉄工作業

一般共通事項	14	化学物質の濃度測定［1．6．9］	（1）固示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する 測定箇所は仕上表により、施工方法は施工条件明示による パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ　２の状態のまま測定する ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること （2）木材の防腐・防蟻処理剤は、クロルピリホス、ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する （3）保温材、断熱材、緩衝材については、ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆等級のものとする （4）塗料、壁紙、仕上塗材、合板、接着剤等で屋内に面するものについては、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないＦ☆☆☆等級のものとする （5）屋内に面して用いる材料は、上記（2）～（4）に適合したうえで、揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め、（1）の規定を満たすこと
	15	中間技術検査［1．7．2］	※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない
	16	工事写真等	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の作成は「営繕工事写真作成要領」によるものとする （1）工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする （2）工事中写真 水中又は地下に埋設される部分、その他完成後外部から検査・確認する事が出来ないなる部分、及びその他監督職員が指示する箇所は、Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする 【提出部数】：１部 （3）完成写真 【撮影箇所】建物外観各方向、主要箇所、主要室内その他監督職員が指示する箇所 【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル　１部　・Ａ４版写真台帳　部 【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者 （4）その他の写真 隣接建物等に損傷のおそれがある場合は、施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする （5）保管 工事写真のネガ・データは、受注者において工事完成後２年間保管すること
	17	完成時の提出図書	※提出を要する　完成図書：１部 完成図の種類（※全て　・　） 完成図の作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要）） 原図　・普通紙　※ トレーシングペーパー　・ 不要 完成図　二つ折製本（・Ａ１版　部　○Ａ２版　１部　○Ａ３版　３部） 完成図は原則として原図に不修正を行い、施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による なお、１８　電子納品で対象工事である場合は、加えて電子成果品を　２部提出すること ・型式台帳 型式台帳は、監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材、機器を記入し提出すること。
	18	電子納品	※電子納品対象工事とする 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、「営繕工事電子納品要領（以下、要領という）」に基づいて作成されたものを指す 成果品ついては、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること
	19	工事中情報共有システム	（1）本工事は、発発注側の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする 広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする （4）受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合、協力しなければならない
	20	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする
	21	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける
	22	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする
	23	適用区分	建築基準法に基づき定める風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる 基準風速　Ｖｏ＝　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　　）
	24	騒音・振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する
	25	施工中の安全確保	・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は、労働安全衛生法第３０条第２項に基づき、当該工事について、同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは、本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること
	26	実施工程表［1．2．1］	工事期間は建築設備を含んだ期間とし、工事全体を把握して作成し、監督職員の承諾を受ける
	27	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること
	28	保証書	次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材　料　名	保証年数	備　考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	
	・改質アスファルトシート防水	年	
	・合成高分子ルーフィング防水	年	
	・塗膜防水	年	
・外壁改修工事	・下地補修	年	
		年	
		年	

一般共通事項			環境配慮改修工事　配管　・建築配管作業 路面表示施工　・溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ・加熱ペイントマーキング工事作業 池掘　・池掘工事作業
仮設工事	1	足場その他［2．2．1］［表2．2．1］	「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○外部足場の種別　○ 設置する（※組立、足場板等　・　）・ 設置しない ・ローリング足場（２Ｆ天井高作業用） ・外部足場の種別　・ 設置する（※枠組足場　・　）・ 設置しない ・外部足場の防護シート　・ 設置する（※メッシュシート　・防音シート）　・ 設置しない 材料、撤去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 ・Ｃ種のエレベーター（　　） ・Ｅ種の階段（　　）
	2	既存部分の養生［2．3．1］	養生方法　※ビニルシート、合板等による ・固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※行う（図示） ・既存部分における既存家具等の養生　※ビニルシート等による ・既存ブラインド、カーテン等の養生　養生方法　※取外し再取付　・保管場所　※構内既存施設内　・
	3	仮設間仕切り［2．3．2］	既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、発注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。 仮設間仕切りは仮設廊下の設置個所　・図示 仮設間仕切りの種別と材質等 ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・図示 Ａ、Ｂ種の表面材　※石こうボード　・合板 Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　・行う　※行わない Ａ種のグラスウール等の充填材 ※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材２号３２Ｋ厚５０㎜） ・行わない 仮設扉　（・本製　・　　）
	4	監督職員事務所［2．4．1］	・　設ける　㎡程度　※設けない ※現場に常備する備品等は現場説明書によるほか、監督職員の指示により設置する ・既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・構内に新設する　規模（　　㎡　）
	5	工事用水	構内既存の施設　○利用できる（※有償　・無償） ※利用できない
	6	工事用電力	構内既存の施設　○利用できる（※有償　・無償） ※利用できない
	7	工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	8	出入口養生	※行う（ペニヤ等）　・行わない
	9	セキュリティー設備	既設設備の取り外し、取り付け を行う
	10	交通誘導員	※配置する　・配置しない 配置計画 ※大型車両進入時　（　１　）人／日 ・常時配置　（　　）人／日 ・（　　）作業期間　（　　）人／日
防水改修工事	1	降雨等に対する養生方法	※改修標準仕様書3.1.3(2)(1)～(3)による。 ・
	2	既存防水の処理	既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　） ・行わない 既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　） ・行わない 露出防水層表面の仕上塗装除去　・行う（・Ｍ4AS　・Ｍ4ASI　・Ｍ4C　・Ｍ4DI　・L4X） ・行わない
	3	既存防水層の下地補修	既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　・図示 ＰＯＳＴ工法又はＰＯＳＩ工法（機械式固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去した立上り部等の補修及び処置　※改修標準仕様書3.2.6(3)(vii)(1)～(3)による　・
	4	アスファルト防水［3．1．4］［3．2．6］［3．3．2～5］	屋根保護防水 防水層の種別

工　法		施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ※Ａ－２ ・Ａ－３			※ｱｽﾌｧﾙﾄﾌｪﾙﾄ厚さ0.15mm以上	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・レンガ押え
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－１ ※Ｂ－２ ・Ｂ－３				
・Ｐ２ＡＩ	・ＡＩ－１ ※ＡＩ－２ ・ＡＩ－３		(材質) ※JIS Ａ 9511による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種b(ｽﾋｮｳ層付き)又はJIS Ａ 9511による4種押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材の保温板3種b(3ﾋｮｳあり) 厚さ　※25mm・50mm	※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ等を平織りしたｼｰﾄ(70g/㎡程度)	
・Ｐ１ＢＩ ・ＴＡＢＩ	・ＢＩ－１ ※ＢＩ－２ ・ＢＩ－３				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書第3.3.3から第3.3.9による
部分貼密層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書第3.3.3から第3.3.9による
平場部分の保護コンクリートの厚さ及び仕上げ
こて仕上げ　※水下　80mm以上
床タイル張り　※水下　60mm以上
・乾式保護材
窯業系パネル：無石綿繊維質混材料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。

（品質・性能）

分類・規格		・窯業系パネルⅠ類（寒冷地仕様）	・窯業系パネルⅡ類（一般地仕様）	・金属複合板
寸法(mm)	厚さ(mm)			
	幅(mm)			
寸法の許容差		厚さ：±10%、-5%、-幅　±1%		
出荷時の含水率		出荷時において10%以下		-
曲げ強さ・曲げモーメント(N・cm)（ｔ/ｔ²>50cmにおける単位幅1cmあたりの曲げモーメント）	標準時	550以上	450以上	300以上
	凍結融解完了時（試験サイクル数）	400以上(300)	320以上(200)	250以上(300)
吸水率（%）		20以下	20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		曲げ強さ、モーメント凍結融解完了時の試験サイクル後、著しい割れや剥離がなく、外観上異常がないこと		
耐衝撃性能		質量500g(窯業系パネルⅠ類は1,000g)のおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があ		質量500g(窯業系パネルⅠ類は1,000g)のおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があること残留変形量1/100以下かつ加圧時の最大変形量4/100以下
剛性(E×I)スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に、荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性		-	-	80000N・cm²以上

御注文先　三原市　御承認　記事

中電技術コンサルタント株式会社
広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL (082)(255)5501-8

建設コンサルタント登録　3　第378号
1級建築士事務所 登録18(1)第1252号
1級建築士登録 第 293685 号　藤本 誠二
1級建築士登録 第 322322 号　小笠原 勲

校閲　藤本　藤田
設計　小笠原
設計年月日　2019. 10.

工事名称　三原市立西小学校トイレ改修工事
図面名称　建築改修工事特記仕様書 1
図面番号　A-02
縮尺　—

※A3：70.7%縮小

3 防水改修工事

（試験方法）
（1）寸法の測定方法
（厚さ）供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする
（2）曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。測定項目については、凍結解凍試験、同試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目に置って測定する（常温系パネル＆類は200サイクルまでとする）
（3）吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う
（4）難燃性試験は、JIS A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う
（5）吸水による長さ変化率試験は、試験体（幅40 mm×長さ160 mm×素材厚さ）を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 6123「塩化ビニルシート（試薬）」に規定する塩化カルシウム又は JISK 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケーターに入れ、常温まで冷却する。次に、試験体の標線間隔が140 mmになるように標線を刻む。 その後、1/150 mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（L1）とする。次に試験片の長さ方向を水平にこばなとして、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、常温の水中に浸せ ま す。24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ（L2）を測る
吸水による長さ変化率（ΔL）は、次式によって求める
（ΔL）＝（L2 － L1）／ L1 ×100　　ΔL ：吸水による長さ変化率（%）
L1：乾燥時の標線間の長さ（mm）　　L2 ：吸水時の標線間の長さ（mm）
（6）耐凍結融解性能試験は、JIS A 5422「常温系サイディング」の気中凍結水中融解法によって行う。100、200、300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する
（常温系パネル＆類は200サイクルまでとする。）－20±3℃の気中で約2時間の凍結、20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約3時間を1サイクルとする
（7）耐衝撃性能試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試 験に準じて行う。試験体の支持装置は、記号S2対辺単純支持方法による
試験体の大きさは、4号（長さ400 mm、幅300 mm）とする。おもりは記号（W１－1000又はW2－500）とする。金属複合板の残留変形量は、最大くぼみ深さを測定する

3 防水改修工事

屋根露出防水　防水層の種類

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用	備考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	
・M3D ・PDD	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・PD1I ・M3D1 ・M4D1	・D1-1 ※D1-2		（材質） ※JIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又は JIS A 9511によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規定に適合するもの ・ （厚さ）25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトルーフィング類製造所の指定による
屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※ 図 示

屋内防水

工法	種別	施工場所	備 考
・P1E	・E－1	保護層	・設ける
・P2E	※E－2		・設けない

押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度 ・
壁上排水溝 ・図示 ・

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	
・M4AS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・PDAS	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3			・製造所の指定による	・製造所の指定による		脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・M3AS1 ・M4AS1 ・PDAS1	・AS1-J1 ・AS1-T1		（材質） ※JIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規定に適合するもの又はJIS A 9511による A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規定に適合するもの ・ （厚さ） ※25mm ・50mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない 防水層 ・設ける ・設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による ・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による ・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による ・
脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルトシート製造所の指定による ・
押え金物
※改質アスファルト製造所の仕様による

5 改質アスファルトシート防水
［3．1．4］
［3．2．6］
［3．4．2、3］

3 防水改修工事

6 合成高分子系ルーフィングシート防水
［3．1．4］
［3．2．6］
［3．5．2～4］
［表3．5．1～3］

防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用	備考
・PDS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・ ・ ・ ・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・S3S	・S-F1 ・S-F2			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・ ・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・M4S	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			・製造所の指定による	・製造所の指定による	・ ・ ・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・PDS1 ・S3S1 ・S4S1 ・M4S1	・S1-F1 ・S1-F2		（材質） ※改修標準仕様書3.5.2(c)(3)(Ⅱ)による ・ （厚さ） ※25mm ・50mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・S1-M1 ・S1-M2		（材質） ※改修標準仕様書3.5.2(c)(2)(Ⅰ)による ・ （厚さ） ※25mm ・50mm			・ ・	

屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗り厚さ	保護層 平場のモルタル塗り ・床塗り工法	保護層 平場のモルタル塗り ・下地ｶﾞﾗｽ塗り	立ち上り部の保護モルタル塗り厚さ
・S3S			※改修標準仕様書6.15.6(b)(2)及び(3)に準ずる ・	※改修標準仕様書6.15.6(c)(1)に準ずる ・	※7mm以下 ・

S－M２及びS１－M２の立上り部のエ法： ・接着工法 ・ 機械的固定工法
屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ
ルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
絶縁用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質及び寸法形状
※厚さ0.4mm以上で防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板
脱気装置の種類及び設置数量
※ルーフィングシート製造所の指定による
・脱気装置の種類： 、設置数量： 個/㎡
既存防水下地がPCコンクリート部材及びALCパネル下地で種別S-C1の場合の目地処理
・行う（・図示 ・ ） ・行わない
PCコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、S1-F1、S-C1の場合）
・行う（・図示 ・ ） ・行わない
ALCパネル下地の入隅部の増張り（種別S-C1の場合）
・行う（・図示 ・ ） ・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

7 塗膜防水
［3．1．4］
［3．2．6］
［3．6．2、3］

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水の適用	備考
・P０X	※X－1 ・X－2		・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・L４X	・X－1 ※X－2		・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	脱気装置 ・設ける ・設けない
・P１Y	※Y－2 ・				・	保護層 ・設ける ・設けない
・P２Y	※Y－2 ・				・	保護層 ・設ける ・設けない
・	・				・	・

脱気装置の種類及び設置数量 ※主材製造所の指定による

8 ケイ酸質系塗布防水
（9．6．1～4）
（表9．6．1～2）

種別	施工箇所	種別	施工箇所
※C-UI		※C-UP	

9 シーリング
［3．1．4］
［3．7．2］
［3．7．4～7］

シーリング改修工法の種類 ［表3．1．2］
・シーリング充填工法
○シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り ・適用する ・適用しない
エッジング材張り ・適用する ・適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書 表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
外壁	PS-2
サッシ廻り	MS-2
タイル	PS-2
水回り	SR-1

シーリング材の目地寸法 ※改修標準仕様書3．7．3による

3 防水改修工事

10 とい
［3．8．2、3］

といの材種 ・硬質ポリ塩化ビニル管 カラー ・ ・
ルーフドレン（改修用２重ドレン）

種別	施工箇所
・ろく屋根用（・ 縦型 ・ 横型）	校舎 屋内運動場
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	

ロックウール保温筒及びビーズ法ポリスチレンフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
既存のといその他の雨水及び降雨等に対する防水方法 ※図示
鋼管製といの防露巻き ※改修標準仕様書表3.8.5による
たてといき金物の取付け ※図示
ルーフドレンの取付け ※水上げがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

11 アルミニウム製笠木
［3．9．2～3］

種類 ・オーブン形式（・押出250形 ・押出300形 ・押出350形） ［表3．9．1］
・板材折曲げ形（・オープン形式 ・シール形式）
本体幅（ ）mm 板厚（※2.0mm ・ mm）
表面処理 種別（ ）種 皮膜等の種類（※改修標準仕様書表5．2．2による ・ ）
着色（・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー）
既存笠木等の撤去 ・行う（範囲 ・図示 ・ ）
・行わない
下地補修の工法 ※図示 ・
板材折曲げ形の笠木の取付方法 ※図示 ・
笠木の固定金具の工法等
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

4－1 外壁改修工事（共通事項）

1 可とう性エポキシ樹脂
［4．2．2］

品質性能等
比重：表示値±０．１０、押出し性：６０秒以下
スランプ：3mm以下、加熱減量：5%以下
引張強さ：
常温物性１．０N／mm² 以上、低温性１．０N／mm² 以上、加熱劣化１．０N／mm² 以上
伸び：常温物性３０%以上、低温性３０%以上、加熱劣化３０%以上
引張接着性 最大引張応力：常温物性１．０N／mm² 以上
破断時の伸び：常温物性１０%以上
(1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
(2) 対象とする被覆体を浸さず、かつ周囲を汚損しないこと。
(3) 常温・常湿（温度5~35℃、湿度45~85%）において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、上記品質性能等の規定に適合していること。
（試験方法）
1) 試験室の状態：試験室は、特に指定のない限り、標準状態とする。
標準状態とは、JIS K 7100「プラスチック-状態調節及び試験のための標準雰囲気」の5（標準 雰囲気の級別）に規定する標準雰囲気B級（温度23±2℃、湿度（50±10）%）をいう。
2) 押出し性 ：JIS A 6024(2015)「建築補修用及び建築補強用エポキシ樹脂」の5.12押し出し性試験）による。
3) スランプ ：JIS A 6024の5.10（スランプ試験B法）による。
4) 引張接着性：JIS A 6024の5.15（引張接着性試験）による。
5) 引張特性 ：JIS A 6024の5.19（引張特性試験C法）による。
6) 加熱減量 ：JIS A 6024の5.27（加熱減量試験B法）による。
7) 密度 ：JIS A 6024の5.29（密度）による。

2 ポリマーセメントモルタル
［4．2．2］

品質性能等
だれ、下がり量：5mm以内、表面状態：ひび割れの発生が無いこと。
曲げ強さ：6．0N／mm² 以上、圧縮強さ：２０．０N／mm² 以上
接着性 標準時：１．０N／mm² 以上、湿潤時：０．８N／mm² 以上、低温時０．５N／mm² 以上
透水性：裏面ぬれ、水滴の付着がないこと
(1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
(2) ポリマーセメントモルタルに用いる高分子ディスパージョンは、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質がないこと。

3 パテ状エポキシ樹脂
［4．2．2］

品質性能等
初期硬化性（標準）：２．０N／mm² 以上、接着強さ（標準）6.0N／mm² 以上
圧縮強さ：50.0N／mm² 以上、曲げ強さ：20N／mm² 以上、硬化収縮率：3.0%以下
(1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
(2) 対象とする被覆体を浸さず、かつ周囲を汚損しないこと。
(3) 常温・常湿（温度5~35℃、湿度45~85%）において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、上記品質性能等の規定に適合していること。
（試験方法）
1) 試験室の状態 ：試験室は、特に指定のない限り、標準状態とする。
標準状態とは、JIS K 7100「プラスチック-状態調節及び試験のための標準雰囲気」の5（標準 雰囲気の級別）に規定する標準雰囲気B級（温度23±2℃、湿度（50±10）%）をいう。
2) 接着強さ ：JIS A 6024(2015)「建築補修用及び建築補強用エポキシ樹脂」の5.13（接着強さ試験A法）による。
3) 曲げ強さ ：JIS A 6024の5.21（曲げ強さ試験B法）による。
4) 圧縮強さ ：JIS A 6024の5.22（圧縮強さ試験A法）による。
5) 硬化収縮率：JIS A 6024の5.25（硬化収縮率試験）による。
6) 初期硬化性：JIS A 6024の5.28（初期硬化性試験）による。

4 エポキシ樹脂モルタル
［4．2．2］

品質性能等
接着強さ：1.0N／mm² 以上　圧縮強さ：20.0N／mm² 以上
曲げ強さ：２日後の値 １０N／mm² 以上
(1) ここで、が容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。
(2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
(3) 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
(4) 多孔に異常がなく、だれが生じないこと。
(5) 常温・常湿（温度5~35℃、湿度45~85%）において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、上記品質性能等の規定に適合していること。
（試験方法）
1) 試験室の状態 ：試験室は、特に指定のない限り、標準状態とする。
標準状態とは、JIS K 7100の「プラスチック-状態調節及び試験のための標準雰囲気」の5（標準雰囲気の級別）に規定する標準雰囲気B級（温度23±2℃、湿度（50±10）%）をいう。
2) だれ ：JIS A 6024(2015)「建築補修用及び建築補強用エポキシ樹脂」の5.11（だれ試験）に
3) 接着強さ：JIS A 6024の5.14（接着強さ試験B法）による。
4) 曲げ強さ：JIS A 6024の5.20（曲げ強さ試験A法）による。
5) 圧縮強さ：JIS A 6024の5.23（圧縮強さ試験B法）による。

4－1 外壁改修工事（共通事項）

5 ポリマーセメントスラリー
［4．2．2］

品質性能等
注入試験：拡がり速さ３cm／s以上、粘調係数０．５～１．０
保水試験：保水係数０．３５～０．５５
長さ変化試験：長さ変化率３%以下（収縮）
引張接着強さ：０．５N／mm² 以上（２８日材齢）
曲げ強度：５．０N／mm² 以上（２８日材齢）
吸水率：１５%以下（７２時間）
劣化曲げ強さ：５．０N／mm² 以上

6 吸水調整材
［4．2．2］

標準仕様書４．２、表４．２．２による

7 既製調合モルタル
［4．2．2］

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等予めエ場において所定の割合に配合した材料とする。
品質性能等
保水率：７０%以上
単位容積質量：1.8kg/L以上
接着強さ：標準時 0.6N/mm² 以上、温冷繰り返し後 0.4N/mm² 以上
長さ変化率：0.2%以下
曲げ強さ：4.0N/mm² 以上
試験方法
イ）試料の調製
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算し、所定量の試料とする。
練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」の9.1に規定する練り混ぜ機を使用し、練りぼちに同量ためた水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。
ロ）保水率
JIS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定するみがき板ガラス（ 縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する５Ａろ紙（直径11cm）をのせ、その中央部に高さ6mｍ ろ型リング型わく（内径50mm、高さ10mm）を設置し、（１）で調製した試料を平滑に詰込む。
その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。 60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、1mmの単位まで測定する。
試験は３回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率=50／平均値×100 （注） 50：リング型わくの内径 mm
ハ）単位容積質量
JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。
ニ）標準時の接着強さ
１．適用タイルが「モザイクタイル」の場合
（試験体の作製）JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書Ｂ(規定)及び推奨仕様Ｂ－１に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定する外装壁モザイクタイルで乾式成形の１類（施ゆう）（50角ユニットタイル（外のリ寸法約300mm×300mm））を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）JIS A6909「建築用仕上塗材」の7.9付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。なお、接着強さの測定面所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。（全て≥0.6N/mm² 以上）

２．適用タイルが「小口タイル・二丁掛けタイル」の場合
（試験体の作製）JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書Ｂ(規定)及び推奨仕様Ｂ－１に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で 調製した試料を厚さ7mmになるよう塗付ける。直ちに JIS A 5209「セラミックタイル」 に規定する外装壁モザイクタイルで乾式成形の１類（施ゆう）「小口タイル108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。
その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）「モザイクタイル」の場合と同様に行う。
ホ）温冷繰返し後の接着強さ
（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々（４）接着強さ（標準時）の試験方法の「試験体」と同様とする。
（温冷繰返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A6909「建築用仕上塗材」の7.10温冷繰返し試験に準じて行う。
試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに－20±2℃の恒温槽中で3時間冷却し、次いで50±2℃の別の恒温槽中で3時間加温し、この24時間をｉサイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び剥れの有無を目視によって調べる。
（温冷繰返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。（全て≥0.4N/mm² 以上）
ヘ）長さ変化率
JIS A6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9.9 長さ変化率に準ずる。
ト）曲げ強さ
JIS A6916「建築用下地調整塗材」7.11 曲げ強さ試験に準ずる。

御注文先	三原市	御 承 認	記事	中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二 1級建築士登録 第 322322 号 小笠原 勲	校閲 藤本 藤田 設計 小笠原	設計年月日 2019. 10.	工事名称 三原市立西小学校トイレ改修工事 図面名称 建築改修工事特記仕様書２	図面番号 A-03 縮尺 —

※A3：70.7%縮小

4－2　外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）

1　ひび割れ部改修工法
［4．1．4］
［4．2．2］
［4．3．4～6］

※樹脂注入工法

工法の種類		ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（mL／m）
※A	自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0．2以上0．3未満	200～300	※40　・
		0．3以上0．5未満		※40　・
		0．5以上1．0未満		※70　・
・B	手動式エポキシ樹脂注入工法	0．2以上0．3未満	50～100	※40　・
・C	機械式エポキシ樹脂注入工法	0．3以上0．5未満	100～200	※70　・
・D	機械式エポキシ樹脂注入工法	0．5以上1．0未満	150～250	※130・

コア採取り検査　・行う　※行わない　　補修方法（ポリマーセメントモルタル充填）
注入材料
※建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ６０２４）による（※低粘度形　・中粘度形）
・軟質形エポキシ樹脂の中粘度型又は低粘度型
・Ｕカットシール材充填工法
カット部充填材
※可とう性エポキシ樹脂
・シーリング用材料　（※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・　　）
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填　※行う　・行わない
シール工法
ひび割れ部シール材
※パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂

2　欠損部改修工法
［4．1．4］［4．2．2］
［4．3．7］

※充填工法
欠損部充填材
※ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂モルタル

4－3　外壁改修工事（モルタル塗仕上げ外壁）

1　ひび割れ部改修工法
［4．1．4］
［4．2．2］
［4．4．5～7］

（下記以外は４－１コンクリート打放し仕上げ外壁による）
※モルタルを撤去して改修　（撤去後の補修は充てん工法［４．４．８］による）
※樹脂注入工法・シール工法・Ｕカットシール材充てん工法
・モルタルを撤去しないで改修
※樹脂注入工法　・シール工法・Ｕカットシール材充てん工法

2　欠損部改修工法
［4．1．4］
［4．2．2］
［4．4．8，9］

※充てん工法（欠損部の面積が０．２５㎡／箇所程度以下の場合）
充てん材の種類　※ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂モルタル
・モルタル塗替え工法
既製目地材　・使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※図示

3　浮き部改修工法
［4．1．4］
［4．2．2］
［4．4．10～15］

※モルタルを撤去しないで改修
・アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法
・アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法
・アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
※注入口付アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法
・注入口付アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法
・注入口付アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法

アンカーピン　※ステンレス鋼（SUS304）呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの

注入口付アンカーピン　※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径6mm

・モルタルを撤去して改修
・充填工法　・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル
・モルタル塗替え工法　既製目地材　・使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※図示　・

4　外壁複合改修構工法

平成７年度建設省告示第１８６０号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする

4－4　外壁改修工事（タイル張仕上げ外壁）

1　タイル張替え工法用材料
［4．2．2］

（下記以外は４－２コンクリート打放し仕上げ外壁、及び４－３モルタル塗り仕上げ外壁による）
タイル部分張替え工法及びタイル張替え工法用接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・JIS A 5557による一液反応硬化形ウレタン樹脂系
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法	再生材料の適用	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐汚染性		備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施釉	なし	有り	なし	標準	特注	あり	なし	あり	なし	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・			

当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること
耐滑り性：JIS A 1509-12（セラミックタイル試験方法-第12部：耐滑り性試験方法）で規程する C.S.R値±0.4～1.0とする。
役物の使用箇所

内　装	出隅　天端
外　装	出隅、窓台、マグサ（標準一体成型品以外は接着成型品とする）

・タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
既製調合モルタル（張り付け用に使用する場合）

2　ひび割れ部改修工法
［4．1．4］
［4．2．2］
［4．5．5，6］

※タイルを撤去して改修　（撤去後の補修はタイル部分張替え工法による）
※樹脂注入工法　・Ｕカットシール材充てん工法
・タイルを撤去しないで改修
※樹脂注入工法

3　欠損部改修工法
［4．1．4］
［4．2．2］
［4．5．5，6］

・タイル部分張替え工法
（欠損部の面積が０．２５㎡　／箇所以下の場合及び下地モルタルがある場合）
接着材の種類　※ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂
・タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
既製調合モルタル（張り付け用に使用する場合）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地　位置　※改修標準仕様書表4.5.1による
タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験　・行う　・行わない
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り
タイル張りの工法　外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り
外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
・有機系接着剤による陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り
シーリング材の種類　打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系
伸縮調整目地その他の目地　※変成シリコーン系　・

4　浮き部改修工法
［4．1．4］
［4．2．2］
［4．5．5，6］

・アンカーピニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付　・　　）
・アンカーピニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付　・　　）
・アンカーピニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付　・　　）
・注入口付アンカーピニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
注入口付アンカーピン本数　・
アンカーピン　※ステンレス鋼（SUS304）呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの

注入口付アンカーピン　※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径6mm
・タイル部分張替え工法
・タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地　位置　※改修標準仕様書表4.5.1による
タイル張り下地等の下地モルタルの接着力試験　・行う　・行わない
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り
タイル張りの工法　外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り　・改良積上げ張り
外装ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り
・有機系接着剤による陶磁器質タイル（セラミックタイル）張り
シーリング材の種類　打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　※ポリウレタン系
伸縮調整目地その他の目地　※変成シリコーン系　・

5　目地改修工法
［4．1．4］
［4．5．16］

・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮調整目地改修工法　位置及びサイズ　※図示

6　外壁複合改修構工法

平成７年度建設省告示第１８６０号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする

4－5　外壁改修工事（塗仕上げ外壁）

1　仕上塗材仕上げ
［4．1．5］
［4．2．2］
［4．6．5］

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外　・
仕上塗材の種類

種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓⅰ	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｓⅰ	・	・ゆず肌状（・吹付け　・ローラー塗り）
	・外装薄塗材Ｅ	・	・さざ波状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・	・平たん状
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・	・凹凸状（・吹付け　・こて塗り）
	・外装薄塗材Ｓ	・	・着色骨材砂壁状（　吹付け　・こて塗り）
			・砂壁状じゅらく
			・京壁状じゅらく
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材Ｃ	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Ｓⅰ	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・外装厚塗材Ｅ	・	耐候性　※耐久性３種　・
		・	上塗材　・適用する　・適用しない
			・適用する　・適用しない
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状
	・可とう形複層塗材ＣＥ	・	耐候性　※耐久性３種　・
	・複層塗材Ｓⅰ	・	上塗材
	・複層塗材Ｅ	・	溶　媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系
	・複層塗材ＲＥ	・	樹　脂　※アクリル系　・
	・防水形複層塗材ＣＥ	・	外　観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材Ｅ	・	・メタリック
	・防水形複層塗材ＲＥ	・	
	・防水形複層塗材ＣＳ	・	
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材Ｅ	・	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状
	・可とう形改修塗材ＲＥ	・	耐候性　※耐久性３種　・
	・可とう形改修塗材ＣＥ	・	上塗材
			溶　媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系
			樹　脂　※アクリル系　・
			外　観　※つやあり　・つやなし
			・メタリック

2　所要量の確認
［4．6．2］

工程ごとの所要量の確認　※改修標準仕様書表４．６．１による
・

3　既存塗膜等の除去及び下地処理
［4．6．3］

塗膜はく離材　製造所（　　）
耐火材料の指定箇所　（　　）

既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法
※サンダー工法　処理範囲　・既存仕上げ面全体　※図示の範囲（全面）
・高圧水洗工法　処理範囲　・既存仕上げ面全体　※図示の範囲
・３０ＭＰａ以上
・５０ＭＰａ以上
・１００ＭＰａ以上
・（　）ＭＰａ以上
・塗膜はく離剤工法　処理範囲　・既存仕上げ面全体　※図示の範囲
・水洗いエ法　処理範囲　※上記処理範囲以外の既存仕上げ面全体
・図示の範囲
下地面の補修　外壁改修フロー及び数量による
下地調整材料　※下地調整材
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材

4　マスチック塗材塗り
［4．6．6］
［4．7．2］

マスチック塗材塗り
種別　・Ａ種　・Ｂ種

5　建具改修工事

1　改修工法
［5．1．3］

※かぶせ工法（・カバー工法　・持出工法　）
・撤去工法　（・はつり工法　・引抜工法　）

2　防火戸
［5．1．4］

・適用する　図示（・建具表　・平面図　・　　）

3　建具見本の製作
［5．1．5］

※製作しない　・製作する

4　防犯建物部品
［5．1．7］

5　アルミニウム製建具
［5．2．2～5］
［表5．2．2］

性能等級
外部に面する建具　・Ａ種（建具符号：※建具表による　　）
・Ｂ種（建具符号：※建具表による　　）
・Ｃ種（建具符号：※建具表による　・　　）
防音ドアセット、防音サッシ　遮音性の等級（・　　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシ　断熱性の等級（・　　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
耐震ドアセット　面内変形追随性の等級（・　　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
・適用しない
枠の見込み寸法　※建具表による　・
表面処理
外部に面する建具　・Ｂ-1種　・Ｂ-2種　・
皮膜等の種類（※標準仕様書表5.2.2による　・　）
着色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
屋内の建具　・Ｃ-1種　・Ｃ-2種　・
皮膜等の種類（※改修標準仕様書５．２．２による。）
着色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
結露水の処理方法　※図示　・
水切り板、ぜん板　※図示　・

6　網戸等
（5．2．3）

種類	材種	線径	網目
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス（SUS316）製	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法15mm

7　樹脂製建具
［5．2．2］
［6．3．2～5］

性能等級（建具符号：・建具表による　・　　）
外部に面する面する建具の耐風圧性の等級　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級　（等級・Ｔ－１　・Ｔ－２）
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級
断熱性の等級・Ｈ－４　・Ｈ－５　・Ｈ－６　・　　）

8　建具用金物
［5．7．2，3］

金物の種類・見え掛り部の材質等　※改修標準仕様書表５．７．１及び適用は建具表による
樹脂製建具に使用する丁番　※改修標準仕様書 表５．７．３による
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置　・建具表による
・敷前題（シリンダー箱型及びシリンダー本錠り型）
（品質）
デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。　鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。
（性能）
使用頻度による 性能
1）（シリンダ箱型のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験（40万回）を行った後、ハンドルでの開閉操作及びラッチングが正常動作の提示案であり、動作に支障がない。
2）キーによるデッドボルトの施解錠繰り返し試験（10万回）を行った後、　試験前の回転トルクの2倍相当であり、施解錠操作に支障がない。（シリ ンダ本錠り型のみ）シリンダ箱体の施解錠繰り返しの評価は、シリンダ だけの回転トルクが10N･cm以下とする。
3）キーによる施錠機構の施解錠繰り返し試験（10万回）を行った後、　試験前の回転トルクの2倍相当であり、施解錠操作に支障がない。
4）キーの抜き差し繰り返し試験（10万回）を行った後、キーの抜き差 しに要する荷重は10 N以下である。また、未使用の金属でシリンダが回 転でき、かつ、1面所1段差洗い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダが 回転しないこと。
（キーに加える トルクは、150N･cmとする）
外力に 対する 性能
1）デッドボルトの押込み強度試験（10 KN）を行なった後、荷重を除い ときのデッドボルトの出寸法は8 mm 以上 であること。
2）デッドボルトの側圧強度試験（10 KN）を行なった後、加圧板がデッドボルトを通過しない。
3）デッドボルトの押込み強度（衝撃荷重）試験（58.8 J）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトの突出量8mm 以上）にならないこと。
4）デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）試験（58.8J）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板通した状態）にならないこと。
5）（シリンダ本錠り型はグレード3以上の影響品の場合）ストライクプレートの厚さ1.5 mm 以上のステンレス鋼製とし ドロヨコは厚さ1.6mm以上の鋼製の一体取りとする。またはオ ストライクの強度と同等以上の強度を持つものとする。
使用扉の質量に対する性能（シリンダ箱型のみ）
1）ラッチボルトの側圧強度試験（4 KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。
2）レバーハンドルのねじり強度試験（3.5 KN･cm）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
3）握り玉のねじり強度試験（3 KN･cm）を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
4）ハンドルの引張強度試験（2 KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
5）ハンドルの垂直荷重強度試験（2 KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
錠
1）かぎ（錠）数は、1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状　であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かず（錠）　違い数みなさないものとする。
2）同一タンブラーの使用数は、60 % 以下とする。また、６本タンブ　ラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。

試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。

・敷前題（レバーハンドル）
（性能）
ねじり 強度
レバーハンドルのねじり強度試験（3.5 KN・cm）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。

引張り 強度
ハンドルの引張強度試験（2 KN）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル が正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。

垂直荷重強度
ハンドルの垂直荷重強度試験（2 KN）を行い、荷重を除いたとき、ハン ドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠 は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。

試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。

9　鋼製建具
［5．2．2］
［5．4．2～4］
［表5．4．2］

性能等級（建具符号：・建具表による　・　　）
簡易気密型ドアセット　・適用する
・適用しない
外部に面する面する建具の耐風圧性の等級　・Ｓ－４　・Ｓ－５　・Ｓ－６
防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級　（等級　・　　）
・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級　（等級　・　　）
・適用しない
耐震ドアセットの面内変形追従性の等級　（等級　・　　）
・適用しない

鋼板

材料	めっき付着量	厚さ
・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）	※Z12又はF12	・改修標準仕様書表５．４．２による
JIS G 3317（溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板）	※Y08　・	

10　鋼製軽量建具
［5．2．2］
［5．5．2～4］

性能等級（建具符号：・建具表による　・　　）
簡易気密型ドアセット　・適用する
・適用しない
防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級　（等級　・　　）
・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級　（等級　・　　）
耐震ドアセットの面内変形追従性の等級　（等級　・　　）
・適用しない
鋼板の厚さ　・改修標準仕様書 表５．５．１による

鋼板

区　分	材　質
鋼板	※亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板
召合わせ、縦小口包み板、押縁	※鋼板　・

11　ステンレス製建具
［5．2．2］
［5．4．2］
［5．6．2～4］

性能等級（建具符号：・建具表による　・　　）
簡易気密型ドアセット　・適用する
・適用しない
外部に面する面する建具の耐風圧性の等級　・Ｓ－４　・Ｓ－５　・Ｓ－６
防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級　（等級・Ｔ－１　・Ｔ－２）
・適用しない
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級　（等級・Ｈ－４　・Ｈ－５　・　）
・適用しない
耐震ドアセットの面内変形追従性の等級　（等級　・　）
・適用しない

鋼板（屋外）　※SUS430J1L、SUS443J1、SUS304　・
鋼板（屋内）　※SUS430、SUS430J1L、SUS443J1、SUS304　・
表面仕上げ　※ＨＬ仕上げ　・鏡面仕上げ　・
ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ（・a角　・b角　・c角）

5　建具改修工事

12　鍵
［5．7．4］

13　自動ドア開閉装置
［5．8．2，3］

・クローザ類

（品質・性能）

区分		① ドアクローザ		② ヒンジクローザ		③ フロアヒンジ	
性能試験項目							
耐久性	Grade2 番号	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）
	1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
	2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
	3	15以上	30以上	15以上	30以上	15以上	30以上
	4	25以上	45以上	25以上	45以上	25以上	45以上
	5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
	6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
閉じ速度（秒）		original		原温（5～35℃）無風状態において、開扉（70度～0度）から全開（90～0度）までの時間を5～10秒に調整できること。			
温度依存性（℃）		鋼製扉の流動点は、JIS K 2269（原油及び石油製品の流動点並びに石油製品曇り点試験方法）により測定し、－15℃以下であること。					
スペクトル（N）	ストップ力	80 N･m以下		100 N･m以下		100 N･m以下	
		個し、コンベ87 型は200 N･m以下					
	ストップ解除力	8 N･m以上		3 N･m以上		16 N･m以上	
安全性	バックチェック性能（秒）	ドア開扉方向に荷重40 N／m2を加え、バックチェック開始角度（30～85°）から更に20° まで開く間の時間は8秒以上としていること。		－		－	
	ディレードアクション性能（秒）	開扉90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		－		－	
	ディレードアクション解除角度（60～75°）（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）						
	戸の開閉位置（中心吊り込み扉を含むのみに適用）	－		－		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉Grade2後の閉じモーメント（N･m）	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉Grade2後の効率（%）	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の閉じ速度（秒）	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。			
	繰返し開閉後のバックチェック性能（秒）	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		－		－	
	繰返し開閉後のキャレードアクション性能（秒）	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		－		－	
	繰り返し開閉後の戸開閉位置（mm）	－		－		耐久試験後±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）	Grade2	20万回		10万回		30万回	

注１．パ ラ%は取付けは、右記の閉じモーメントの70%程度までとする。
注２．コンベ87 型は右記の閉じモーメントの50%程度までとする。
Grade1を選定する場合は、図示による。

（試験方法）
1）性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法－第３部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びヒンジクローザ）に規定する試験方法による。
2）試験ドアの質量は、1番手は25kg、2番手は40kg、3番手は60kg、4番手は80kg、5番手は100kg、6番手は120kgとする。

マスターキー　・製作する（　　組）　・製作しない　・既存に組込む
鍵箱　・設ける（　　個用　組）・設けない

自動ドア	性能	防錆	センサーの種類	凍結防止
・SSD-1 ・SSD-2 ・DSD-1 ・DSD-2	※改修標準仕様書表５．８．１による ・	・適用する ・適用しない	・マッドスイッチ ・光線（反射）スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・電気スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多目的トイレスイッチ	・行う （適用箇所は建具表による） ・行わない
SWD-1 SWD-2	※改修標準仕様書表５．８．２による			
・図示	・			

（品質・性能）
電動装置・制御装置

項目	品質・性能
作動電圧	定格電圧に対し90%～110%の電圧で作動に異常がない
適用使用周囲温度（℃）	－10℃～40℃
電動機の保護防止措置	電動機にサーマルプロテクターを内蔵、又は制御装置に保護回路を設置

検出装置（本体センサー、補助センサー）

項目	品質・性能
作動電圧範囲	定格電圧90 % ～110 % で作動させた時に異常がないこと。
出力接点容量	有接点　無接点
	電動機にサーマルプロテクターを内蔵、又は制御装置に保護回路を設置
	AC 100V　0.3A以上（抵抗負荷）　DC 50V　0.1A以上（抵抗負荷） DC 30V　0.3A以上（抵抗負荷）　－　－ DC 50V　0.1A以上（抵抗負荷）　－　－
応答時間（秒）	0.3以下
適用使用周囲温度　（℃）	－10℃～40℃

御注文先　三原市

御承認

記事

中電技術コンサルタント株式会社
広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL（082）(255)5501-8

建設コンサルタント登録　３　第378号
１級建築士事務所 登録18(1)第1252号
１級建築士登録　第　322322　号　小笠原　勲
１級建築士登録　第　293685　号　藤本　誠二

校閲　藤本　藤田
設計　小笠原
設計年月日　2019. 10.

工事名称　三原市立西小学校トイレ改修工事
図面名称　建築改修工事特記仕様書３
図面番号　A-04
縮尺　—

※A3：70.7%縮小

5 建具改修工事

（試験方法）
（1）応答時間 0.3m／secの早さで移動している標準試験体が検出範囲に入ってから、ON信号を出力するまでの時間を測定する。
（2）検出範囲
a．ゴムマットスイッチは、直径100mmの鋼製円柱（質量10kg）を不感部を除く全面に静かに置いたとき、確実に作動すること。
b．上部取り付け形の動体検出形は、0.15m／secの速度で、検出範囲に近づけたとき確実に作動すること。
c．上部取り付け形の静止体検出形は、0.05m／secの速度で、検出範囲に近づけたとき、確実に作動すること。
注）取り付け位置などにより、上記によりがたい場合は、当該センサーに適した 方法の試験を行い確実に作動することを確認する。
<試験条件>
（1）熱目付センサーでは天井付センサーの検出体及び検出範囲試験は、JIS A 1551の7.6による。
（2）熱線スイッチ・・・被検出体表面温度、33±12℃とし、周辺温度は、被検出体 表面温度より℃40±0081℃低い値とする。
（3）超音波スイッチ・・・温度－10℃、湿度75%、風速10m／secとする。
（4）試験室の状態は、JIS Z 8703「試験場所の標準状態」の常温、常湿による。
（3）耐放射ノイズ

14 自閉式上吊り引戸装置 [5．9．3]
性能 ※改修標準仕様書表5．9．1による
（試験）
（1）耐久性（開閉繰り返し）試験 開については外力によりず、試験体の自開装置及び制御装置のみにより戸を開端位置から開端位置までの作動を確認できる試験を行う。
同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2.000mm、幅は最大寸法とする。
適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自開装置、制御装置は10万回以上の時点で回のみ試験を行えるものとし、また、その他の制御装置についてはメーカーの耐久性能試験成績書において万回以上の耐久性能を確認することで、試験に代えることができるものとする。
（2）耐衝撃性試験 落下高さ17cmにて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。
耐衝撃性試験に用 いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2.000mm 幅900mmとする。
適用戸総質量の区分毎に試験を行う。
（3）気密性能試験 JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

15 重量シャッター [5．10．2，3]
シャッターの種類 ・ 管理用シャッター 耐風圧強度（ ）N/㎡
・ 外壁用防火シャッター 耐風圧強度（ ）N/㎡
・ 屋内用防火シャッター
・ 防煙シャッター
防火又は、防煙シャッターは、自動閉鎖装置及び随時閉鎖装置付とし、連動制御盤及び煙感は別途とする
開閉機能による種類 ※上部電動式（手動併用） ・上部手動式
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構
※改修標準仕様書5.10.2(d)(4)(ⅰ)かつ(ⅲ) ・ 改修標準仕様書5.10.2(d)(4)(ⅱ)かつ(ⅲ)
管理用シャッターのシャッターケース（防火、防煙以外） ※設ける ・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ・ JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板）
・ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）
めっきの付着量 ※Z12 又は F12

16 軽量シャッター [5．11．2～4]
開閉形式 ・上部電動式（手動併用） ・上部手動式
耐風圧強度（ ）N／㎡
スラットの材質 ※ＪＩＳＧ３３１２（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）又は、
ＪＩＳＧ３３１８（塗装溶融亜鉛－５%アルミニウム合金鋼板及び鋼帯）
スラットの形状 ※インターロッキング形 ・オーバーラッピング形
シャッターケース ※設ける ・設けない
ガイドレールの材質 ※ステンレス製（ＳＵＳ３０４）厚さ1．0mm（※中柱共 ・ ）
座板（屋外の場合） ※ステンレス製同等品・ ・
セクション材料による区分 ※スチームタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ
耐風圧性能 ・５００Ｐａ ・７５０Ｐａ ・１０００Ｐａ ・１２５０Ｐａ ・１７００Ｐａ
開閉形式による区分 ※パラノスス式 ・チェーン式 ・電動式
収納形式による区分 ・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形
ガイドレールの材質 ※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

18 木製建具 [16．7．2～4]
建具材の加工、組立時の含水率 ※8％ ・
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
・フラッシュ戸
表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （※ｳﾚﾀﾝ程度 ・ ） 不透明塗料塗り （※しな程度 ・ ） 板面の品質（ ） 接着の程度（・1類 ・2類）	
・天然木化粧合板	樹種名（ ） 接着の程度（・1類 ・2類）	
・特殊加工 化粧合板	化粧加工の方法 （・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ ・塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（・1類 ・2類）	

表面板の厚さ ※表16.7.6による ・

・かまち戸
かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
見込み寸法 ※36mm ・建具表による ・
・ふすま
張りの種別（・Ⅰ型 ・Ⅱ型）
上張り ・鳥の子 ・教鳥の子又はビニル紙程度 押入等の裏側は雲花紙程度
縁仕上 ・塗り縁 ・生地縁（素地） ・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法 ※19.5mm ・建具表による ・

・戸ぶすま
見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・
・紙張り障子
見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・
枠、くつずりの材料 ・建具表による ・

19 ガラス [3．7] [5．13．2～4] [表5．13．1]

・合わせガラス

材料板ガラスの種類、組合せ	特性による種類
・フロート板合わせガラス ・熱線吸収、フロート板合わせガラス	・Ⅰ類 ・Ⅱ－１類 ・Ⅱ－２類 ・Ⅲ類
・網入磨き、フロート板合わせガラス ・網入磨き、熱線吸収板合わせガラス	・Ⅰ類 ・Ⅱ－１類 ・Ⅱ－２類

・強化ガラス

材料板ガラスによる種類による名称	材料板ガラス	特性による種類
・フロート強化ガラス	・フロート板ガラス ・	・Ⅰ類 ・Ⅲ類 ・学校強化ガラス
・型板強化ガラス	型板ガラス	
・熱線反射強化ガラス	熱線反射ガラス	

・熱線吸収板ガラス

材料板ガラスによる種類	性能による種類	色 調
・熱線吸収フロート板ガラス	・1類 ・2類	・グリーン
・熱線吸収網入り磨き板ガラス		

5 建具改修工事

・複層ガラス

種類	記号
・断熱複層ガラス ・1類	Ｕ１
・2類	Ｕ２
・3類	・Ｕ３－１ ・Ｕ３－２
・日射熱遮へい複層ガラス ・4類	Ｅ４
・5類	Ｅ５

・熱線反射ガラス

材料板ガラスによる種類	日射熱遮へい性	耐久性
※熱線反射ガラス 色調（・ブルー ・グレー）	・1類 ・2類	A類 ・A類 ・B類
・高性能熱線反射ガラス 色調（・ブロンズ ・シルバー）	・3類	B類

反射皮膜面 ・内面 ・外面
映像調整 ・行わない ・行う

・倍強度ガラス

材料板ガラスの種類による名称	材料板ガラス	色 調
・フロート倍強度ガラス	・フロート板ガラス ・	― ・
・熱線反射倍強度ガラス	・	・

[表3．7．1]

20 ガラス留め材 [3．7] [5．13．2]

建具の種類	材 種
鋼製及び構成軽量	※ シーリング材
アルミニウム製	※ シーリング材 ・ ガスケット（グレイジングチャンネル形）
ステンレス製	※ シーリング材
木製	※ シーリング材

防火戸のガラス留め材は、建築基準法に基づく防火性能の認定を受けた条件による

21 ガラスブロック積み [5．13．5]

表面形状	呼び寸法（mm）	厚さ（mm）	色調 クリア	色調 乳白	目地幅（mm） 平積み	目地幅（mm） 曲面積み	伸縮調整 目地（mm）	防火性能
・正方形	・125×125	80	・	・	※8～15 ・15～25 ・	外側 ※15以下 ・ 内側 ※6以上 ・	※6mm以下 ごとに幅10～15 ・図示 ・	※無し ・有り
	・160×160	95 ・125	・	・				
	・200×200	・95 ・125	・	・				
	・320×320	95	・	・				
・長方形	・240×125	80	・	・				
	・240×160	95	・	・				

曲面積の曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする。
壁用金属枠及び補強材 ・設ける（形状 ※図示 ・ ） ・設けない
方式 材質 ※ステンレス鋼（SUS304）
寸法 ※厚5.5mm
形状 ※はしご形状複筋及び単筋
化粧目地モルタルの色（ ）
金属製化粧カバー 材質 ・ステンレス製 ・アルミニウム製
寸法 ・図示
形状 ・図示
工法
建築基準法に基づき定める風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
目地部の力骨補強方法
※ガラスブロック製造所の仕様による ・図示

22 ガラス用フィルム

種 類	記号	張り面	性能による区分	備考
・日射調整フィルム	ＳＣ	※内張り ・外張り	・Ａ ・Ｂ ・Ｃ	遮蔽性能
・ガラス飛散防止フィルム	ＧＳ	※内張り ・外張り	・Ａ ・Ｂ	飛散防止性能
・ガラス貫通防止フィルム	ＳＦ	※内張り ・外張り	・Ａ ・Ｂ	貫通防止性能

品質 ＪＩＳ ＡＳ７５９による

23 付属電気設備
自動扉、電動シャッター、電動オーバーヘッドドアの電動機が三相電動機Ｏ．４ＫＷ以上の場合は、機器付属の操作盤内に電動機保護用遮断機及び進相用コンデンサーを設置する。

6 内装改修工事

① 他の部位との取り合い等 [6．1．3]
○既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁面及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存に準じた仕上げとする ・図示
○天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示
○天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
※既存のまま ・図示
ビニル床シート等の撤去 ※仕上材のみ（接着剤とも）
・下地モルタルとも（・図示の範囲 ・撤去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法 ・機械的除去工法 ・目荒し工法
コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による。
改修後の床の清掃範囲
※改修部の端部より1m程度 ・図示

② 既存床仕上げ材の除去等 [6．2．2]

3 表面仕上げ [6．5．1]

表面仕上げの種別	施工箇所
・A種	
・B種	
・C種	

4 製 材 [6．5．2]

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材

施工箇所	樹 種	寸法（mm）	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
			※2級 ・		※A種・B種 ・	・

・「製材の日本農林規格」による造作材針葉樹製材

施工箇所	樹 種	寸法（mm）	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
見え掛り面			※上小節 ・		※A種・B種 ・	・
見え掛り面以外			※上小節以上 ・		※A種・B種 ・	
					※A種・B種 ・	

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹 種	寸法（mm）	等級	形状	含水率	間伐材等の適用
			※1等 ・		※10%以下 ・A種・B種	・

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹 種	寸法（mm）	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材等の適用
			（ 造作材の場合 （※A種 ・B種）	・）・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種	・

・代用樹脂を使用できない箇所（ ）

6 内装改修工事

5 造作用集成材 [6．5．2]

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質	間伐材等の適用
			※1等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の品質	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：			※1等 ・2等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：			・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※15%以下	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材

施工箇所	樹種	寸法（mm）	見付け材面の品質	化粧薄板の厚さ（mm）	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下	・

6 造作用単板積層材 [6．5．2]

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・

「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ（mm）	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材等の適用
		・有り（加工 ・天然木化粧加工・塗装加工） ・無し（等級： ）	・適用する ・適用しない	・

「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	厚さ（mm）	表面の品質	防虫処理	含水率 ※14%以下	間伐材等の適用
		・有り （加工・天然木化粧加工・塗装加工 ・無し（ ）	・適用する ・適用しない	・	・

7 床張り用合板等 [6．5．2]

ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・
・普通合板

施工箇所	厚さ（mm）	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防炎処理	間伐材等の適用
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・適用する ・適用しない	・適用する 適用しない	・適用する 適用しない	・

・構造用合板

施工箇所	厚さ（mm）	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※12 ・	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・		・適用する ・適用しない	・適用する （ ） ・適用しない	・

・パーティクルボード

施工箇所	厚さ（mm）	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
	※15 ・		※13タイプ ・	※P又は※ ・	

・構造用パネル

施工箇所	厚さ（mm）	等級
		・1級 ・2級 ・3級 ・4級

8 防腐防蟻処理 [6．5．5]
・防腐防蟻処理が不要な樹種による製材
適用部位：（ ）
・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部位	保存処理性能区分
	・K２ ・K３ ・K４

・薬剤の塗布等による防腐防蟻処理

適用部位	処理の方法
	※改修標準仕様書6.5.5(a)(ⅲ)②アー2による
	※改修標準仕様書6.5.5(a)(ⅲ)②アー2による
	※改修標準仕様書6.5.5(a)(ⅲ)②アー2による

・ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐防蟻処理
適用部位（ ）

9 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル [6．8．2，3]
ビニル樹脂系材料の原材料
再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で１５%以上使用されていること。
（ＪＩＳ Ａ ５７０５（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号ＰＦに該当するものを除く）
○ビニル床シート

種類	記号	色柄	厚さ（mm）	工法
※発泡層のないもの	※ＦＳ	※プレーン ・マーブル ・特殊柄	○2．0 ※2．5	・突付け ※熱溶接
・発泡層のあるもの	・	・プレーン ・柄物	・	

6 内装改修工事

10 ゴム床タイル

11 接 着 剤
接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外 ・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・ 図示

12 カーペット敷き [6．9．3～4] [表6．9．1]
・織じゅうたん

種別	パイル形状	織り方	色柄等	帯電性	備考
・A種 ・B種 ・C種	・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ ・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ ・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・ｳｨﾙﾄﾝ ｶｰﾍﾟｯﾄ ・ﾀﾞﾌﾞﾙｺｰﾄｽﾀｰﾍﾟｯﾄ ・ｱｷｽﾐﾝｽﾀｰ ｶｰﾍﾟｯﾄ	・無地 ・柄物 （標準品）	・適用する （性能：※人体帯電圧3kv以下 ・ ） ・適用しない	

・ タフテッドカーペット

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長さ（mm）	工法	帯電性	備考
・ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ ・ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ ・ﾊﾟﾈﾙﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ ・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・5～7 ・ ・4～6 ・ ・4 ・ ・	※全面接着工法 ・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ 工法	・適用する （性能：※人体帯電圧3kv以下 ・ ） ・適用しない	

下敷き材（グリッパー工法の場合）
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・
・ニードルパンチカーペット
厚さ（mm）（ ） 帯電性 ・適用する（性能：※人体帯電圧3kv 以下 ・ ）・適用しない
備考（ ）
・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ（mm）	備 考
※ ループパイル	※ 第一種 ・第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ カットパイル	・第一種 ・第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	
・ カット・ループ併用	・第一種 ・第二種		※ 500×500 ・	※ 6.5 ・	

タイルカーペットの敷き方 平 場 ※市松敷き ・模様流し ・
階段部分 ※模様流し ・市松敷き ・
見切り、押え金物 ・適用する（材質、形状等 ※図示 ・ ）・適用しない

13 合成樹脂塗床

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		・薄膜流し展べ 工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			
・アクリル樹脂塗床 （JIS K 5970）			工程 塗布量（ｋｇ/m2） 塗布回数（回） ・（ｋｇ/m2） （回） 表面仕上げ ・平滑 ・防滑 溶剤 ・水性色・溶剤系・無溶剤系 仕上げ色 ・標準色・

塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外
単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ（mm）	大きさ	仕上塗装	間伐材等の適用
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾎﾞｰﾄﾞ1等	・釘留め工法 （根太張り）	※ なら ・	15	板幅75 板長さ500以上	・ 塗装品 ・無塗装品	・
	・釘留め工法 （直張り）	※ なら ・	・12以上 ・	板幅75 板長さ300以上		・
	・接着工法	※ なら ・	・12以上 ・	板幅75 板長さ300以上		
・ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ1等	・接着工法	※ なら ・	15	303×303	・ 塗装品 ・無塗装品	・
	・モルタル埋込 工法	※ なら ・	※15 ・	※303×303 ・	・ 塗装品 ・無塗装品	・
・ﾓｻﾞｲﾊﾟｰｹｯﾄ1等	接着工法	・	・	・	・ 塗装品 ・無塗装品	・

複合フローリング

種類	工法	樹種	厚さ/大きさ（mm）	種別	防湿処理	塗装仕上げ	間伐材等の適用
・天然木化粧複合 ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	・釘留め工法 （根太張り） ・釘留め工法 （直張り）	※なら ・		・A種 ・B種 ※C種	・適用する ・適用しない	・塗装品 ・無塗装品	・
	・接着工法	※なら ・	板厚 ・9以上・ 板幅 ・75以上・ 板長さ ・900以上				・

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※ 規制対象外
接着工法の場合の裏面緩衝材 ※合成樹脂発泡シート
現場塗装仕上げ ・行う（施工箇所 ）
※ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステインの上、ﾜｯｸｽ塗り
・生地のままﾜｯｸｽ塗り ・行わない

御注文先	三原市	御 承 認	記 事	中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 322322 号 小笠原 勲 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二	校閲 藤本 藤田 設計 小笠原 設計年月日 2019. 10.	工事名称 三原市立西小学校トイレ改修工事 図面名称 建築改修工事特記仕様書４

図面番号 A-05
縮尺 ―

※A3：70.7%縮小

⑥ 内装仕上げ工事

15 畳敷き
[6．12．2]
[表 6．12．1]

種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種（畳床：・KT-Ⅰ・KT-Ⅱ・KT-Ⅲ・KT-K・KT-N）
下地の種類 ・標準仕様書 表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン）
・

畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

16 モルタル塗り

既製目地材 ・投げる 施工場所（ ） 形状（※面示 ・ ）
・投げない

床目地材 ・投げる 工法（※押し目地 ・ ）
・投げない
（品質・性能）

項目	品質・性能
防水剤の種別	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤
混合割合	セメント重量の5%以下
凝結及び安定性	（凝結）JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の6の規定によって行う。 凝結時間 始発：1時間以上 終結：10時間以内 （安定性）JIS R 5201「セメントの物理試験方法」の9の規定によって行い、収縮性、膨張性のひび割れ及びそりについて観察する。 70%以上 95%以下 80%以下
曲げ及び圧縮強度比	70%以上
吸水比	95%以下
透水比	80%以下

17 既製調合モルタル
[6．15．4]

モルタル下地とたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
品質性能等
保水率：70%以上
単位容積質量：1.8kg/L以上
接着強さ：標準時 0.6N/mm^2 以上、温冷繰り返し後 0.4N/mm^2 以上
長さ変化率：0.2%以下
曲げ強さ：4.0N/mm^{2}以上
試験方法
イ）試料の調製
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算し、所定量の試料とする。
練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」の9.1に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。
ロ）保水率
JIS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定するみがき板ガラス（ 縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 A ろ紙（直径11cm）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、（1）で調製した試料を平滑に敷ならす。
その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。 60分後にろ紙へにみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、1mmの単位まで測定する。
試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率＝50／平均値×100 （注） 50：リング型わくの内径 mm
ハ）単位容積質量
JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。

ニ）標準時の接着強さ
1．適用タイルが「モザイクタイル」の場合
（試験体の作製）JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書B（規定）及び推奨仕様B-1に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（1）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定する外装壁モザイクタイルで乾式成形の I 類（施ゆう）「50角ユニットタイル（外のりリオ法約300mm×300mm）」を圧着する。
その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）JIS A 6909「建築用仕上塗材」の7.9付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、エポキシ樹脂接着剤でジョイントを接着し、引張試験機を用いて接着強さ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。（全てが0.6N/mm2以上）
2．適用タイルが「小口タイル・二丁掛けタイル」の場合
（試験体の作製）JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書B（規定）及び推奨仕様B-1に規定する普通平板N-300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（1）で 調製した試料を厚さ7mmになるよう塗付ける。直ちに JIS A 5209「セラミックタイル」に規定する外装壁モザイクタイルで乾式成形の I 類（施ゆう）「小口タイル108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。
その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）「モザイクタイル」の場合と同様に行う。
ホ）温冷繰返し後の接着強さ
（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々（4）接着強さ（標準時）の試験方法の「試験体」と同様とする。
（温冷繰返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A6909「建築用仕上塗材」の7.10温冷繰返し試験に準じて行う。
試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せたした後、直ちに−20±2℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±2℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を1サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び剥れの有無を目視によって調べる。
（温冷繰返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。（全てが0.4N/mm^2 以上）
ヘ）長さ変化率
JIS A6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9.9 長さ変化率に準ずる。
ト）曲げ強さ
JIS A6916「建築用下地調整塗材」7.11 曲げ強さ試験に準ずる。

（品質・性能）

項目	
保水率	30.0%以上
長さ変化率	0.2%以下（収縮）
吸水量	50g以下
単位容積質量	1.8kg/L以上

（試験方法）
（1）試験の条件 試験室は、温度20±2℃、湿度65±5 RH の標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具など、予め24時間以上標準状態に置いた後使用する。
（2）試料の調整 正味質量と標準練り上がり量より、1.0−1.2ℓの試料を練り上げるのに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに標準加水量より用意した材料に相当する量の練り混ぜ水を計算して用意する。 練り混ぜは、JIS R 5201「セメントの物理試験方法」10.1に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜて試料とする。
（3）保水性（ろ紙法） JIS R 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦200mm、横200mm、厚さ5mm）の上にJIS P 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定するＡろ紙（直径18.5ｃｍ）をのせ、その中央部に真鍮製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、2）で練り混ぜた試料を金ベらで平滑に節約ふむ。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当て上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。
10分後にろ紙へにしみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて1mmまで測定する。 試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。 保水率（%）＝50／平均値×100 注）50：リング型わくの内径（mm）
（4）単位容積質量 （2）で練り混ぜた試料を、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6.3に規定する方法で求める。
（5）長さ変化率 （2）で調整した試料を用いてJIS A 1171の7.6長さ変化率試験に従って行う。
（6）吸水量 （3）で調整した試料を用いてJIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」10.に規定する方法で24時間の吸水量を求める。試験体数は3個とし、その平均値とする。

18 既製調合目地材
[6．15．4]

⑥ 内装仕上げ工事

19 タイル張り
[6．16．2～4]

伸縮調整目地の位置 床タイル （※縦、横とも4m以内ごと ・図示 ・ ）
床タイル以外 （・図示 ・ ）
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 I類	II類	III類	うわぐすりの有無	施ゆう	役物の有無	色 標準	特注	素生材の適用	耐凍害性 有	無	耐滑性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

耐湿性：JIS A 1509-12(セラミックタイル試験方法-第12部：耐湿性試験方法)で規程する
C.S.9値は0.4～1.0とする。
標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ・行う ・行わない
見本焼き ・行う ・行わない
・既製調合モルタル
モルタル下地とたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
（品質・性能・試験方法）
6章 既製調合モルタルによる
⊙既製調合目地材
（品質・性能・試験方法）
6章 既製調合目地材による
⊙接着剤による陶磁器質タイル張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 I類	II類	III類	うわぐすりの有無	施ゆう	役物の有無	色 標準	特注	素生材の適用	耐凍害性 有	無	耐滑性	備考
便所壁	100×100	・	・	⊙	⊙	・	・	⊙	・	・	・	⊙	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

耐湿性：JIS A 1509-12(セラミックタイル試験方法-第12部：耐湿性試験方法)で規程する
C.S.9値は0.4～1.0とする。
標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ・行う ⊙行わない
見本焼き ・行う ⊙行わない
内装壁タイル接着材張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
種類 ・せっこう系 ・セメント系
塗厚 ・
材質 水性アクリル系樹脂塗料（※標準色 ・ ）
仕上種別 コーティング（ローラー刷毛塗り）
塗布量 主剤２回塗りとし、総塗布量は０．２５kg／㎡以上とする
製造所
ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維	ビニルクロス	無機質	その他	防火性能	備考
	・	・	・	・	・	※不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル・プラスター面の下地調整 ※RB種
コンクリート・ALC面の下地調整 ※RB種
せっこうボード面の下地調整 ※RB種

20 セルフレベリング材塗り
[6．17．2，3]

21 床用防塵塗料塗り

22 壁紙張り
[6．14．2，3]

23 断熱材打ち込み工法
（フロンを使用しないもの）
（19．9．2）

材種		
※押出法ポリスチレンフォーム保温材	2種b	※25 ・20
※押出法ポリスチレンフォーム保温材（接地部分）	3種b	※25 ・20
・硬質ウレタンフォーム保温材A種 | 1種2号 | ・25 ※20 |
・フェノールフォーム保温材A種 | 1種2号 | ・25 ※20 |

断熱材補修材 ・断熱材と同材
・密閉式硬質ウレタンフォーム断熱材（次項による）
上記保温材はフロンを含まないものとする

24 断熱材現場発泡工法
（19．9．3）

吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 種類 ※A種1 ・B種1 厚さ mm 難燃性 ※3級
上記保温材はフロンを含まないものとする

25 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 屋外 ※25型 ・
屋内 ※19型 ・25型
屋外の軒天井、ピロティ天井等は、建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法とする
工法
建築基準法に基づき定める風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ・図示 ・
周辺部の端からの間隔 ・図示 ・
野縁の間隔 ・図示 ・
既存の埋込みインサート ・使用する ・使用しない
あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う（・屋外の試験荷重： ）・行わない
・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法 ※図示 ・
・天井のふところが1.5mを超えた場合
補強方法 ※標準仕様書14.4.4(h)(1)～(2)による ・図示
・天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法 ※図示 ・
・天井下地材における副資性を考慮した補強
補強部所 ・図示 ・
補強方法 ※図示 ・
形状及びせん
※標準仕様書表6．7．1のスタッドの高さによる区分

26 軽量鉄骨壁下地

27 せっこうボードその他ボード及び合板張り
[6．13．2，3]

種類	JIS記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・15 ・20 ・25 ・
・中質木毛セメント板	MW	・15 ・20 ・25 ・
・普通木毛セメント板	NW	・15 ・20 ・25 ・
・硬質木片セメント板	HF	・12 ・15 ・18 ・21 ・
・普通木片セメント板	NF	
・けい酸カルシウム板	0.8FK 1.0FK	タイプ2（無石綿） ・6 ・8
⊙化粧けい酸カルシウム板 | 0.8FK
1.0FK | タイプ2（無石綿） ※6 |
・ロックウール化粧吸音板 | DR | ・フラットタイプ（・9(不燃)・12(不燃) ・ ）
・凹凸タイプ（・12(不燃)・15(不燃) ・ ） |
・ロックウール吸音ボードI号 | RW-B | ・25 ・ |
・グラスウール吸音ボードR32K | GR-S | ・25（ガラスクロス包） ・ |
・せっこうボード | GB-R | ※12.5(不燃) ・15(不燃) |
・不燃積層せっこうボード | GB-NC | 9.5(不燃) ・化粧無(下地張り用)
・化粧有(ｼﾘﾝﾀﾞｰ模様) |
⊙シージングせっこうボード | GB-S | 12.5 ※不燃 ⊙準不燃) |
・強化せっこうボード | GB-F | ・12.5(不燃) ・15(不燃) |
・せっこうラスボード | GB-L | 9.5 |
・化粧せっこうボード（木目） | GB-D | 12.5(不燃)幅640mm程度
模様（・柾目 ・板目）専用下地材有り |
⊙化粧せっこうボード（ｼﾘﾝﾀﾞｰ模様） | GB-D | 9.5(準不燃) |
・普通合板 | | 表面の仕様
生地、透明塗料塗り（※ウンリ程度 ・ ）
不透明塗料塗り（※しな程度 ・ ）
板面の品質（ ） 厚さ(mm) （ ）
接着の程度（・1類 ・2類 ）
・防虫処理 |
・天然木化粧合板 | | 化粧板の樹種名（ ）
接着の程度（・1類 ・2類）
厚さ(mm) （ ）
・防虫処理 |
・特殊加工化粧合板 | | 化粧加工の方法（・オーバーレイ・プリント・塗装）
表面性能（ ）タイプ
接着の程度（・1類 ・2類）
厚さ(mm) （ ）
・防虫処理 |
・メラミン樹脂化粧板 | | JIS K 6903による（※1.2 ・ ） |
・ポリエステル樹脂化粧板 | | |
・ミディアムデンシティファイバーボード | MDF | ・3 ・7 ・9 ・12 ・ |
・単板張りパーティクルボード | | ・無節産板ＶＮ ・研磨板ＶＳ
・10 ・12 ・15 ・18 ・ |
・化粧パーティクルボード | | ・単板オーバーレイＤＶ ・塗装ＤＣ
・プラスチックオーバーレイＤＯ
・10(難燃)・12(難燃) |
・ハードボード（素地） | HB | ・未研磨板（・スタンダード ・テンパード）ＲＮ
・研磨板（・スタンダード ・テンパード）ＲＳ |
・ハードボード（化粧） | HB | ・内装用ＤＩ ・外装用ＤＥ
・2.5 ・3.5 ・5 ・7 ・ |
・インシュレーションボード | IB | A級（・天井仕上 ・内装仕上 ・ ）
・9 ・12 ・15 ・18 ・ |

せっこうボード等の下地は図示による。
軽量鉄骨下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材
※シーリング材 ・ジョイントコンパウンド
金属類、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
金板類の強付け ※B種 ・A種
せっこうボードの目地工法 ・仕上げ面による
ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外

28 メラミン樹脂化粧板
JIS K 6903規格品
厚さ ・1．0 ※1．2 ・1．6

29 浴室天井材
準不燃認定品
製造所
見切縁、水切りは特記製造所の仕様による

⑦ 塗装仕上げ工事

1 材料
[7．1．3]
屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※規制対象外 ・
防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・次の箇所を除き防火材料とする（・ ）

2 既存塗膜の除去
[7．2．1]
塗替え種別がＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
※塗替え面積の３０％

3 下地調整
[7．2．1～7]

	塗替え	新設	ひび割れ部の補修
木部	（※RB種 ・ ）	（・RA種 ・RB種）	
鉄鋼面	（※RB種 ・ ）	（※RA種 ・ ）	
亜鉛めっき鋼面	（※RB種 ・ ）	（※RA種 ・ ）	
亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	（※RB種 ・ ）	（※RC種 ・ ）	
モルタル面、プラスター面	（※RB種 ・ ）	（・RA種 ・RB種）	（・行う ・行わない）
コンクリート面（DP以外） ALCパネル面	（※RB種 ・ ）	（※RA種 ・ ）	（・行う ・行わない）
コンクリート面（DP）、押出成型セメント板面	（・ ）	（※RA種 ・ ）	（・行う ・行わない）
せっこうボード面、その他ボード面	（※RB種 ・ ）	（・RA種 ・RB種）	

4 鋼止め塗料塗り
[7．3．2～3]

塗装面		塗装	塗料	工程
鉄鋼面	EP-G以外	塗替え	※A種	※C種 ・
		新規鉄鋼面見え掛り	※A種	※A種 ・
		新規見え隠れ	※A種	※B種 ・
	EP-G	塗替え	※B種	※C種 ・
		新規鉄鋼面見え掛り	※B種	※A種 ・
		新規見え隠れ	※B種	※B種 ・
亜鉛めっき鋼面	EP-G以外	塗替え	※A種 ・	※C種 ・
		新規鉄鋼面	※A種	※A種 ・
	EP-G	塗替え	※C種	※C種 ・
		新規鉄鋼面	※C種	※A種 ・

5 仕上げ塗料塗り
[7.4.2～7.15.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	新規
⊙合成樹脂調合ペイント塗り（ＧＯＰ） 塗料の種別 ※1種 ・2種	本部外部	※B種 ・	※A種 ・
	本部内部	※B種 ・	※B種 ・
	鉄鋼面	※B種 ・	・A種 ※B種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※B種 ・	※B種 ・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※A種 ・	※B種 ・
・クリアラッカー塗り （ＣＬ）	本部	・A種 ※B種	・A種 ※B種
・フタル酸樹脂エナメル塗り（ＦＥ）	屋内木部	表7．6．1	
	鉄鋼面	表7．6．2	
	亜鉛めっき鋼面	表7．6．3	
・アクリル樹脂系非水分散系塗料塗り（ＮＡＤ）	屋内のｺﾝｸﾘｰﾄ面・モルタル面	・A種 ※B種	・A種 ※B種
・耐候性塗料塗り （ＤＰ） 上塗り等級 ・1級 ・2級 ・3級	鉄鋼面 上塗り ・1級 ・2級 ・3級	・A種 ・B種 ・C種	※A種
	亜鉛めっき鋼面 上塗り ・1級 ・2級 ・3級	・A種 ・B種 ・C種	※A種
	コンクリート面	・A－1種 ・B－1種 ・C－1種	・A－2種 ・B－2種 ・C－2種
	押出成型ｾﾒﾝﾄ板面	・A－1種 ・B－1種 ・C－1種	・A－2種 ・B－2種 ・C－2種
・つや有り合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）	屋内木部	※B種 ・	※A種
	屋内鉄鋼面	※B種 ・	・A種 ・B種
	屋内亜鉛めっき面	※B種 ・	・A種 ・B種
	コンクリート面	※B種 ・	・A種 ・B種
	モルタル面	※B種 ・	・A種 ・B種
	プラスター面	※B種 ・	・A種 ・B種
	せっこうボード面	※B種 ・	・A種 ・B種
⊙合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）	塗装面	※B種 ・	・A種 ※B種
	コンクリート面	※B種 ・	・A種 ※B種
	モルタル面	※B種 ・	・A種 ※B種
	プラスター面	※B種 ・	・A種 ※B種
	せっこうボード面	※B種 ・	・A種 ※B種
・合成樹脂エマルション模様塗料塗り（ＥＰ－Ｔ） | 屋内ｺﾝｸﾘｰﾄ面
モルタル面
プラスター面
せっこうボード面 | ・A種 ※B種
・C種 | ・A種 ※B種 |
・ウレタン樹脂ウニス塗り （ＵＣ） | 木部 | ・A種 ※B種 | ・A種 ※B種 |
・ラッカーエナメル塗り （ＬＥ） | 木部 | ・A種 ※B種 | ・A種 ※B種 |
・オイルステイン塗り （ＯＳ） | 木部 | | |
・木材保護塗料塗り （ＷＰ） | 木部 | ・A種 ※B種 | ・A種 ※B種 |

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種別 ※1種 ・
つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書表7.5.1の工程1の下塗りもしみ止めのシーラーとする ・
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※改修標準仕様書表7.10.1の工程1の下塗りもしみ止めのシーラーとする ・
・高日射反射率塗料塗り
下地調整（改修標準仕様書表7.2.2） ・RA種 ・RB種 ・RC種
塗料その他 JIS K5675（弾性屋根用反射形塗料）2種 等級 ・1種 ・2種 ・3種
塗料仕様は、塗料製造業所仕様による

⑧ 建具関係改修工事

1 アスベスト含有建材の除去工事
[9．1．1．3～5]

施工調査
・アスベスト含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び資与する設計図書等によりアスベストを含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する。
調査範囲（・ ・図示 ） 貸与資料（ ）
・分析によるアスベスト含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トルモライト
分析方法
※ＪＩＳ Ａ１４８１「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による
・
分析結果については、監督職員に報告すること

材料名	定性分析（JIS A 1481-2）	定量分析（JIS A 1481-3）
	・（箇所数： ）	・（箇所数 ）
	・（箇所数： ）	・（箇所数： ）
	・（箇所数： ）	・（箇所数： ）

サンプル数 1箇所あたりサンプル 採取箇所 ・図示 ・

アスベスト粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・各１点 ・各２点 ・各３点
・	測定２		調査対象室外部の付近	・各１点 ・各２点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・各１点 ・各２点 ・各３点
※	測定４		負圧・除塵装置の排出口	出口吹出し風速１ｍ／ｓｅｃ以下 の位置 ・各１点 ・各２点
※	測定５		処理作業室外（敷地境界）	・計１点 ・４方向各１点
※	測定６	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・各１点 ・各２点
・	測定７	処理作業後	処理作業室内	・各１点 ・各２点 ・各３点
・	測定８	（シート撤去後１週間以降）	調査対象室外部の付近	・各１点 ・各２点

測定方法

	測定３	測定１，２，４，６，７，８	測定５
メンブレンフィルタ直径（mm）	25	25	47
試料の吸引流量（l／ｍｉｎ）	・1 ・	・5 ・	・10 ・
試料の吸引時間（ｍｉｎ）	・5 ・	・120 ・	・240 ・

採取箇所は図示
アスベスト含有建材の処理
・アスベスト含有吹付け材の除去
除去対象範囲 ※図示
除去工法 ※改修標準仕様書9．1．3（b）（1）による
・
除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止 ※密封処理（※湿潤化 ・セメント固化）
除去したアスベスト含有吹付け材等の処分
当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、下記の処分先を見込んでいる。
処分場所（ ） 運搬距離（ ）
受入条件（※平日受入 ・ ）
・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
なお、工事発注後に明らかになったやむを えない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議すること。
・アスベスト含有保温材等の除去
除去対象範囲 ※図示
作業場の隔離 ・行う
除去したアスベスト含有保温剤の処分
除去したアスベスト含有吹付け材等の処分による
⊙アスベスト含有成形板の除去
除去対象範囲 ※図示 ⊙天井材
除去したアスベスト含有成形板の処分
当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、下記の処分先を見込んでいる。
処分場所（ ） 運搬距離（ ）
受入条件（※平日受入 ・ ）
・アスベスト含有石こうボード
※埋立処分（管理型最終処分場）
⊙アスベスト含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板
⊙埋立処分（安定型最終処分場） ・中間処理（溶融施設）
なお、工事発注後に明らかになったやむを えない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

・アスベスト含有仕上塗材等（下地調整塗材も含む）の除去
除去対象範囲 ※図示
作業場の隔離 ※行わない ・行う
試験施工 ※行わない ・行う
除去工法 ※石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法
・
除去工法 ・（ ）
除去したアスベスト含有仕上塗材等の処分
当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、下記の処分先を見込んでいる。
処分場所（ ） 運搬距離（ ）
受入条件（※平日受入 ・ ）
・埋立処分（・安定型最終処分場・管理型最終処分）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
なお、工事発注後に明らかになったやむを えない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

断熱材

種類		厚さ(mm)
・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材		
・押出法ポリスチレンフォーム保温材（スキンなし）	・保温板（2種b） ・保温板（3種b）	
・A種硬質ウレタンフォーム保温材		
・フェノールフォーム保温材（3種2号を除く）		
・ロックウール		
・グラスウール		

断熱材の種類 （ ） 断熱材の厚さ （ mm）
施工箇所 ・図示 ・
ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・

2 外断熱改修工事
[9．3．2～4]

御注文先 三原市

御承認

記事

中電技術コンサルタント株式会社
広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8

建設コンサルタント登録 3 第378号
1級建築士事務所 登録18(1)第1252号
1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二
1級建築士登録 第 322322 号 小笠原 勲

校閲 藤本 藤田
設計 小笠原

設計年月日 2019. 10.

工事名称 三原市立西小学校トイレ改修工事
図面名称 建築改修工事特記仕様書５
図面番号 A-06
縮尺 —

※A3：70.7%縮小

8 建具改修工事

外装材

種類	防火性能	備考

既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去　・あり　・なし
下地面の清掃　・行う　・行わない
欠損部の改修工法　・改修標仕4.1.4による　・

工法
通気層の有無　・あり（　　mm）　・なし
断熱材の施工　※断熱材製造所の仕様による　・
外装材の施工　・外装材製造所の仕様による　・
建築基準法に基づき定める風圧力（・1　・1.15　・1.3）他の風圧力に対応した工法

3 ガラス改修工事
［9．4．2］

複層ガラス

品類	断熱性	日射熱遮へい性	厚さ
・断熱複層ガラス	・1種	U1	・図示
	・2種	U2	・
	・3種	・U3－1　・U3－2	

4 断熱・防露改修工事材
［9．5．2～3］

断熱材のホルムアルデヒト放散量　※規制対象外　・第三種
・断熱材打込み工法

種類	種類	厚さ（mm）	施工箇所
・ビーズ法			
ポリスチレンフォーム断熱材			
・押出法	・保温板（2種b）	・25　・	
ポリスチレンフォーム断熱材（スキン層なし）	・保温板（3種b）	・25　・	土間
	・		接地部分
・硬質ウレタンフォーム断熱材			
・フェノールフォーム断熱材			

・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　※A種1　・B種1
厚さ（mm）　・25　・30
施工箇所　※窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所
・図示
・

・現場発泡断熱材
品質性能等
難燃性　下記のいずれかによっていること
1）JIS A 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。
2）法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験（コーンカロリー試験）に適合していること。
発熱性　準不燃材料試験の加熱時間は10分、難燃材料試験の加熱時間は5分において次の1）～3）に適合していること。
1）総発熱量が8MJ／㎡以下であること。
2）防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。
3）最高発熱速度が、10秒以上継続して200kW／㎡を超えないこと。
（試験方法）
イ．原液試験（原液粘土試験）
JIS K 7117-1「プラスチック－液状、乳濁状又は分散状の樹脂－ブルックフィールド形回転粘度計による見掛け粘度の測定方法」による。
ロ．発熱品試験
1）試料の作成は、JIS A 9526「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」の6.2.1による。
2）試料の状態調整は、JIS A 9526の6.2.2による。また、試験片の作成はJIS A 9526の6.2.3による。
3）試験片の状態調整及び試験場所は、JIS A 9526の6.2.4による。
ハ．圧縮強さ試験
JIS A 9526の6.2.5による、測定はJIS K 7220「硬質発泡プラスチック－圧縮特性の求め方」による。
ニ．熱伝導率試験
JIS A 9526の6.2.6による、JIS A 1412-1「熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法－第1部：保護熱板法（GHP法）」又はJIS A 1412-2「熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法－第2部：熱流計法（HFM法）」によって、平均温度（23±2）℃、高温板と低温板の温度差（25±5）℃で熱伝導率を測定する。
ホ．接着強さ試験
JIS A 9526の6.2.7による。
ヘ．透湿抵試験
JIS A 9526の6.2.8による、測定はJIS A 1324「建築材料の透湿性測定方法」又はJIS K 7225「硬質発泡プラスチック－水蒸気透過性の求め方」による。
ト．難燃性の表面加熱試験
JIS A 1321に規定する試験方法に準じる。
チ．発熱性試験
建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している試験方法に準じる。
・断熱材後張り工法
断熱材の種類　（　　）
断熱材の厚さ　（　　mm）

5 屋上緑化改修工事
［9．6．2、3］

植栽基盤及び材料
・屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の根種並びに種類等　※図示　・
見切材、舗装材、水抜穴、マルチング材等　※図示　・

品質性能等
透水、排水層等構成材の主要材質は、合成樹脂等で耐腐食性及び耐久性のあるものであること。（保水層を有する場合は、保水層共）
透水層は、目詰まりにより植物の生育に支障を生じることがなく、植え込み用土を流出させない構造であること。
排水層は、植物の生育に必要な排水性能を持ち、通気性及び植込み土壌を支え、流出しない構造をもつこと。
排水層の総直方向の排水性能：240L／㎡/h以上
耐荷重性能（排水層の許容圧縮強度）は、3×10^4 N／㎡以上の載荷重で破損・有害なひずみなど異常のないこと。（保水層を有する場合は保水層共）また、一般メンテナンス時の上部歩行に耐し破壊しないこと。
耐積層は、重ねおけ部を含め、クマザサ等の地下茎伸長力の強い植物に対して3年以上の耐根性能を有し、かつ、耐腐食性及び耐久性のあるものであること。
耐根層保護層の材質は、合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性を有し、かつ、施工中及び施工後の耐根層を保護するものであること。ただし耐根層を保護コンクリート（絶縁シートも含む）の下に設ける場合は省略することができるものとする。
（試験方法）
イ．排水基盤の耐荷重性能
1）3×10^4 N／㎡の等分布荷重による加圧試験を行ない、排水層及び耐根層等に有害な変形・破壊の起きないことを確認する。又その時の圧縮応力に対する歪み（%）を測定する。（保水層を有する場合は保水層も対象とする。）
2）試験体は耐荷層から逆水層まで全通常使用状態にセットした3体とする。
加圧速度は10mm／min以下とする。
工法
建築基準法に基づき定める風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力及び
※適用する（建築基準法に基づき定める風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法）

かん水装置　・設置する（種類　・　・　）
既存保護層の撤去　・行う　・行わない

⑨ その他

1 フリーアクセスフロア
（20．2．2）

施工箇所		
構法	・置敷式	・支柱調整式
所定荷重	※3000N　・5000N	・3000N　・5000N
耐震性能	・1．0G　・0．6G	・1．0G　・0．6G
パネル寸法		
高さ（mm）		
床表面仕上材の材質	※タイルカーペット ・帯電防止ビニル床タイル	※タイルカーペット ・帯電防止ビニル床タイル
ボーダー部及びスロープ	※メーカー仕様　・図示	

寸法精度
※標準仕様書20.2.2(b)(5)(I)ー(III)による　・
厚さ　±0.5mm
平坦度　パネル周辺部　1.0mm 以下
隅心と各頂点を結ぶ線上部　2.0mm 以下
表面仕上材の品質、性能は、標準仕様書 19章による。
構成材の材質：アルミニウム製・鋼製（仕上げ：　）・
スロープ及びボーダー　製造所の仕様による　・図示
配線用取り出し口パネル
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　・20～30パーセント
配線取り出し口　・パネル1枚につき、40mm×80mm　程度の開口1箇所以上
空調吹き出し（吸込み）パネル　・なし　・あり（形式、施工箇所：図示）

（性能）
（1）耐荷重性能　変形5.0mm以下　残留変形3.0mm以下
（2）耐衝撃性能　残留変形3.0mm以下及び損傷がないこと
（3）ローリングロード性能（3,000Nの場合の試験の適用は任意）
所定荷重1,000Nによる繰り返し試験後、残留変形3.0mm以下
（4）耐震性能
イ）固定台試験による耐震性能

項目		性能
①	ベースプレート又はアンカーが耐力に達したときか又はコンクリート接着面が剥離したとき	水平荷重の1/2が下記の<適用地震時水平力>以上
②	上記①以外の部分が耐力に達したとき	水平荷重の1/1.5が下記の<適用地震時水平力>以上
③	適用地震時水平力を加えた時の支柱頂部の変位	5mm以下かつ、適用地震時水平力を除荷した状態での変位が床圧残留範囲内
	設計床高さ≦250mm	
	設計床高さ＞250mm	構造床面からの高さの1/50以下

<適用地震時水平力>
3,000N 0.60タイプ　支柱一本が負担する床加重{(㎡当り自重+3,000N)/㎡当りの支柱本数}×0.6
3,000N 1.00タイプ　支柱一本が負担する床加重{(㎡当り自重+3,000N)/㎡当りの支柱本数}×1.0
5,000N 0.60タイプ　支柱一本が負担する床加重{(㎡当り自重+5,000N)/㎡当りの支柱本数}×0.6
5,000N 1.00タイプ　支柱一本が負担する床加重{(㎡当り自重+5,000N)/㎡当りの支柱本数}×1.0
ロ）振動台試験による耐震性能（設計床高さ≦300mの場合のみ）
振動台試験において、パネルの脱落や使用上支障をきたす損傷、せり上がり、隙間及び水平移動がないこと。
（5）耐燃焼性能
建築基準法第2条第9号の規定に基づく不燃材料又は燃焼終了後の残炎時間が0秒
（6）帯電防止性能評価値(U)
0.6以上
（7）感電防止性能
漏えい抵抗(R)≧1×10^6 Ω
（8）歩行感
通常の歩行において空洞音やがたつきがなく、歩行感に違和感がない
（9）メンテナンス性
交換が必要な部品については交換できるよう設計されている。

（試験方法）
（1）耐震性能
1）設計床高さ≦300mmの場合
試験体ユニット1000mm×2500mm程度
所定の重りの質量　3000N：200kg　5000N：350kg
加振　0.6G：所定加速度600cm／S2　1.0G：所定加速度1000cm／S2
2）300mm<設計床高さ≦600mmの場合
① 固定台による耐震性能試験
イ、支柱調整式一支柱分離型・支柱固定タイプの全てのタイプ共、下記の試験方法－1又は、試験方法－2による。
ロ、原則として、試験方法－1はパネル単体設置（タタイプ）に適用し、試験方法－2はパネル連結設置（Bタイプ）に適用するものとする。
②試験方法－1
イ、試験は、コンクリート(JIS A 5371プレキャスト無筋コンクリート製品　種類：N300)に接着した支柱の頂部に対し、水平方向に適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。
ロ、加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。試験体数は、3個とする。
③試験方法－2
イ、試験は、コンクリート(JIS A 5371プレキャスト無筋コンクリート製品　種類：N300)に接着した敷ユニットの支柱の頂部に対し、水平方向に敷ユニット分相当の、適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。
ロ、最終的に水平力を支持する支柱の本数で除した値を、支柱1本当たりの水平力とする。又、800mm×800mmに荷重量3,200 N（5,000 N／㎡ 相当）を1箇所設ける。試験体数は、1セットとする。④考点補正及び測定記録試験体と試験機の誤差等を除去するため、始めに適用地震時水平力の1/2程度の 水平力を加力した後、逆やかに除荷して“0”にした状態を零点とする。
又、水平力による各測定点の荷重及び変形曲線を測定し記録する。
3）共通事項
試験に使用する表面仕上げ材
種類　タイルカーペット
繊維素材：ナイロン100 %
パイル携帯：ループパイル
パイル長：3.0mm～4.0mm
バッキング素材：塩化ビニル樹脂
全厚：6.0mm～7.0mm
単位質量：4.0kg/㎡～64.0kg/㎡
人体耐電圧：2KV以下

・案内板　・庁舎案内板（※標準詳細図による　・図示による　）
・各階案内板（※標準詳細図による　・図示による　）
・視覚障害者用案内板（※共通詳細図による　・図示による　）
・室名札　※標準詳細図による　・図示による
・ピクトグラフ　標準案内図記号　※JIS Z 8210による
形状　その他　※図示による
・庁名文字　※標準詳細図による　・図示による
・切抜文字（・ステンレス製・黄銅製）・箱文字（・ステンレス製・黄銅製）
字数（　11　）文字の大きさ（200×200×20）
・対人衝突防止表示　図示による
・非常用進入口　図示による
案内用図記号はJIS Z 8210による

2 表示
（20．2．10）

3 ブラインド
（20．2．12）

形式	操作方法	種類	スラットの材質	スラット幅（mm）	ボックスレールの材種	寸法 取付箇所
・横型	・手動	※ギア式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製	※25 ・	※鋼製 ・	・図示 ・
	・電動	—				
・縦型	・手動	※2本操作コード式 ・1本操作コード式	※アルミスラット ・クロススラット ・	・80 ・100	アルミニウム合金製	・図示 ・
	・電動	—				

アルミスラット　情付塗装仕上げ
クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合はGとする。

5 カーテン及びカーテンレール
（20．2．14）

カーテン

形式	開閉操作	ひだの種類	きれ地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・シングル　・片引き ・ダブル　・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・フランスひだ ・箱ひだ、つまひだ ・プレーンひだ、片ひだ		・図示 ・	
					（暗幕）

ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合はGとする。
暗幕カーテンの両端、上部及び召合わせの重なり　※300mm以上　・
カーテンレール
材種　※アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材
・ステンレス
形式　・シングル　・ダブル
・片引き　・引分け
強さによる区分　※　10-90　・
仕上げ　※アルマイト　・
形状　※角形

6 点検口

清掃×深さ（mm）　・90×150　・120×80　・120×150　・150×80　・図示
材質　・集成材（仕上げ：　）
・アルミニウム製　押出し型材（市販品）
表面処理　・C-1　）
・C-2（　・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
皮膜等の種類　※標準仕様書表14.2.1による　・
・鋼製（仕上げ：　）

7 ブラインドボックス及びカーテンボックス

天井　材種　アルミニウム製　寸法（mm）　○450×450　・600×600
形式　一般型　外枠　○額縁タイプ　・目地タイプ
内枠　○額縁タイプ　・目地タイプ

（品質・性能）
内外枠の材質　アルミニウム製
JIS H 4100 A6063S又は同等の性能を有するもの
表面処理　陽極酸化皮膜JIS H 8601(AA6)又は同等の性能を有するもの
（外部に用いる場合は、JIS H 8602の8種又は同等以上の性能を有するもの）
内枠及び外枠のコーナーピース
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
外枠の取付け金物
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
内枠の仕上げ材留付金物
アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板又は同等の性能を有するもの
耐久性能（繰り返し開閉試験）
（1）50回、100回、300回の内重の垂れ下がり≦0.5mm以内。
（2）開閉試験後、使用上支障をきたす異常がないこと。
枠の寸法許容差　±0.5mm以内
外枠と内枠のクリアランス　片側2.0mm以内

（試験方法）
内蓋（内枠）の繰り返し開閉試験
（1）試験体は、枠見込み40mm程度のものとする。
吊り金物は、外枠を天井下地取付け用チャンネルに直接留付ける方式（天井ボードなどの仕上げ材を挟んで固定しない方式）とする。標準仕様書14章4節による試験体開定用天井下地開口補強に試験体の天井点検口450mm×450mmを吊り金具4箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。なお、野縁の種類は、19形とし仕上げ材は、せっこうボード厚さ9.5mm（JIS A 6901「せっこうボード製品」のGB－Rの難燃2級又は発熱性2級以上）二重張りとする。
（2）試験は、内蓋を閉じた状態から自由開放状態にする動作を繰り返し行う。
（3）測定は、上記繰り返し試験において、各50回、100回、300回後に内蓋の重れ下がり状態を測定する。

床　材種　アルミニウム製　寸法（mm）　・450×450　※600×600
形式　※壁内用一般型　・　密閉型
鍵　・鍵付　・鍵無

（品質・性能）
以下のもの又は同等のものとする

部材名	材質	屋内外用	屋内用
受枠材 蓋枠材	アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材	JIS H 4100のA6063S-T5（表面処理）JIS H 8602の8種又は	JIS H 8601のAA15
	ステンレス鋼製	JIS G 4305のSUS304、SUS430JJ1、SUS443J1（表面処理）HL又は2B仕上げ程度	JIS G 4305のSUS430（表面処理）HL又は2B仕上げ程度
	鋼製	—	標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2のさび止め塗料塗装等の防錆処理を行ったもの
二重蓋の中蓋	鋼板	JIS G 5501のFC150、FC200	
	その他	塩化ビニル樹脂製等	
目地材	黄銅	JIS H 3100　C2600、C2720、C2801 JIS H 3250　C3602、C3604	
	ステンレス	JIS G 4305のSUS304、SUS430JJ1又はSUS443J1 JIS G 4308のSUS304	
底板材 コーナーピース	ステンレス鋼板	JIS G 4305のSUS304、SUS430JJ1、SUS443J1　JIS G 4308のSUS304	JIS G 4305　SUS430
底板補強材	アルミニウム板	JIS H 4000(A1100P H24) 表面処理：陽極酸化塗装複合被膜 JIS H 8601(AA15) JIS H 8602(S)	—
	鋼材	—	鋼製又はJIS G 3313の種にメラミン樹脂焼付塗装等しくは標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2のさび止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの
パッキン材		塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジラバー、エチレンプロピレン等 静の材質、形状に適した弾力性、密着性、気密性を有するもの	
アンカー材		鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの	
取手		黄銅鋳鉄製、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金鋳鉄製、ステンレス鋼鋼品、ステンレス製等 ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材などで装置した、合製樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じないものとする	
鍵		黄銅製、ステンレス製、亜鉛合金製とする 施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式とする	
蓋の耐荷重性能		蓋中央部が荷重量(m)1,000Nにおいて残留たわみが点検口の有効径の0.08%以内であること。 受け枠、蓋その他の使用上支障がないこと。 破壊荷重は、荷重値のFmの2倍以上であること	

受け枠寸法の許容差　±0.5mm以下
蓋付寸法の許容差　±0.5mm以下
受け枠と蓋枠のクリアランス　片側2.0mm以内

（試験方法）
耐荷重試験
試験体は、強物用とし、600mm角程度、枠見込み は、40mm以下とする。
試験は、蓋枠の四周を支持させ、蓋の中央部に φ50mmの加圧板を設置し、加圧する。
本試験前に200Nを加圧した後、本試験を行う。
本試験は、1,000Nで加圧、荷重除去を3回繰り返し行った後、その後試験体が破壊する(終局荷重)まで加圧する。
測定は、蓋中央部にかかる加圧を200N増す毎にたわみと受け枠の変形その他の異常について1,000Nまで3回繰り返す。

7 階段手すり笠木

材質	表面仕上げ	直径（mm）	取付箇所
※集成材	※ラワンラッカー　・	・60　・45　・40　・	
・ステンレスパイプ	・HL　・	・60　・45　・40　・	
・鋼製パイプ	・SOP　・EP－G	・60　・45　・40　・	
・ビニル製			

⑧ 天井見切り縁

材種　※アルミニウム既製品　○ビニル既製品

9 視覚障害者用床タイル（視覚障害者誘導用ブロック）

施工箇所		種類	寸法（mm）	厚さ（mm）
屋内		・塩化ビニル製	・300×300　・	・7.0　・
		・セラミックタイル	・300×300　・	・
		・レジンコンクリート製 ・コンクリート製	・300×300　・	・
屋外		・セラミックタイル	・300×300　・	・
		・レジンコンクリート製 ・コンクリート製	・300×300　・	・

ブロックパターンは JIS T 9251による
表5．2．1

10 鉄筋
（5．2．1）

種類の記号	径
※SD295A	D10、D13、D16
※SD345	D19以上

8章耐震改修工事にかかる部分は除く

11 溶接金網
（5．2．2）

寸法　※6．0φ×100×100　・（　　）
施工箇所　（床面上げモルタル　　）
8章耐震改修工事にかかる部分は除く

12 継手
（5．3．4）
（5．4．1）
（5．5．2）

鉄筋の継手の重ね長さ
※40dと標準仕様書表5．3．2の重ね継手の長さのうち大きい値とする
・40d
継手方法等

部位	継手方法	呼び名（mm）
柱、梁の主筋	※ガス圧接　・機械式継手	
その他	※重ね継手	

鉄筋の定着長さ
鉄筋の定着長さは建築基準法施工令第73条による。令の定めによらないものは特記による
※40dと標準仕様書表5．3．4の定着長さのうち大きい値とする
8章耐震改修工事にかかる部分は除く

13 コンクリートの種類と強度
（6．1．3～4）
（6．2．2）

※普通コンクリート

設計基準強度（Fc）［N／㎟］	適用箇所
※24	和便器撤去跡スラブ新設
・	

8章耐震改修工事にかかる部分は除く

14 型枠
（6．9．3）

せき板の材料　※合板（厚さ12mm）　・合板（厚さ15mm）
・メッシュ型枠（構造関係共通事項による）
・断熱材兼用型枠　2cm以下かつ熱抵抗値1mh℃／kCal以上
8章耐震改修工事にかかる部分は除く

15 無筋コンクリート
（6．14．1）
（6．14．3）

種類	設計基準強度（Fc）［N／㎟］	スランプ（mm）	施工箇所
普通コンクリート	※18	※15	捨てコン

セメントの種類　※普通ポルトランドセメント又は混合セメントA種　・高炉セメントB種
・フライアッシュセメントB種
8章耐震改修工事にかかる部分は除く

16 あと施工アンカー
（14．1．3）

引抜き耐力の確認試験　※機械的簡易引抜試験機による引張試験　○行わない
設計用引張強度
8章耐震改修工事にかかる部分は除く

17 可動間仕切
（20．2．3）

構造形式	構成基材の種類 スタッド	パネル	総厚さ（mm）	表面仕上げ剤 材質	厚さ（mm）	パネル表面仕上げ	遮音性（db 500Hz）	防火性能
※スタッド式(内装) ・スタッド式(露出) ・スタッドパネル式 ・パネル式				※鋼製 ・	※0.6 ・0.8	・メラミン樹脂焼付又はアクリル樹脂焼付 ・壁紙張り	・0 ・12 ・20 ・28 ・36	・不燃

パネル内に取付ける建具・あり（※図示・　）・なし
ドアクローザー、丁番、錠前、上げ落とし は、標準仕様書16章8節の建具用金物に対応する材料とする。
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章による
パネル材料のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外

18 移動間仕切
（20．2．4）

走行方向	操作方法	圧縮装置の操作方法	総厚さ（mm）	表面仕上げ材 材質	パネル表面仕上げ	遮音性（db/500Hz）
・平行方向　移動式 ・二方向　移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式		※鋼製 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り	・36未満 ・36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能は標準仕様書19章による。
遮音性能は、JIS A 6512に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする。
ハンガールームの取付け下地の補強
※取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量とするように補強する。
・図示

（品質・性能及び試験方法）
（1）パネル（表面材、心材、フレーム材、幅木、笠木及び補強材）及びハンガールーは、JIS A 6512「可動間仕切」の表9又はこれらと同等以上の品質性能を有し、かつ、接触腐食をおこさないもの又は防食処理を施したものとする。
（2）外観は、JIS A 6512「可動間仕切」の5.a）～c）による。
（3）パネルの操作性 パネル操作の初動力は98 N以下とする。
（4）パネル圧接装置の耐久性
パネル圧接装置の固定・解除は、7,500回の繰返し耐久試験実施後、質量50kg衝撃試験で異常のないものとする。
（5）耐衝撃性
パネル圧接装置の耐久性試験後、質量50kgにおける衝撃試験において構造部材の折れ、曲りの異常がなく表面の、割れ、はがれがないものとする。また、接点・接続部が外れないこと及び多少のずれを生じても圧接装置を復旧し、走行可能なものとする。
（6）レールの耐久性
レールは普通パネルで吊り車2個が通過する部分を1m以上とし、その通過回数が30,000回以上で異常のないものとする。
（7）吊り車の耐久性
吊り車は、走行距離60 Kmで操作性に異常がなく、レールに大きな変形がないものとする。
（8）吊りボルトの引張り強度
一本にかかる荷重の10倍以上の引張り強度があるものとする。
（9）遮音性能
遮音性試験はJIS A　6512「可動間仕切」8.2遮音性試験に準ずる。
（10）化学物質を放散する資材
JIS A　6512「可動間仕切」7材料による。

御注文先	三原市	御承認	記事

中電技術コンサルタント株式会社
広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL (082)(255)5501-8

建設コンサルタント登録 3 第378号
1級建築士事務所 登録18(1)第1252号
1級建築士登録 第 322322 号　小笠原 勲
1級建築士登録 第 293685 号　藤本 誠二

校閲	藤本	藤田
設計	小笠原	設計年月日 2019. 10.

工事名称	三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 A-07
図面名称	建築改修工事特記仕様書６	縮尺 —

※A3：70.7%縮小

⑲ トイレブース
（２０．２．５）

表面材　※メラミン樹脂系化粧板　・ポリエステル樹脂系化粧板
ドアエッジ材質形状　※アルミＲエッジ
幅木材質　※ステンレス幅木

（品質・性能）
（１）パネル

項目	品質・性能
表面材	メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系単一材とする。
裏打材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、防錆処理及び防錆処理を施した材料とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
心材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
枠材 エッジ材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、亜鉛めっき処理を施した材料とする。
小口	防水処理を施す。

（２）構造金物

項目	品質・性能
笠木	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、耐熱性のあるものとする。
脚部 （脚具、幅木）	頭つなぎ等で使用するビス類の材質はステンレス製とする。
壁際切り金物	
頭つなぎ等	
枠材 エッジ材	
小口	

（３）付属金物

項目	品質・性能
ヒンジ	耐熱性のあるものとする。
ラッチセット	
戸当り	腐食の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。

（４）外観は、JIS A 6512「可動間仕切」の5.b）による。

（５）パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性

項目	耐薬品性及び耐汚染性	耐引っかき性	開閉耐久性
メラミン樹脂系化粧 板及びメラミン樹脂系 単一材	JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表B品質による耐汚染性（B法）の規定を満足していること。		JIS A 4702「ドアセット」9.4開閉繰り返し試験によるスイングドア（開閉回数10万回）を満足すること及び試験終了時点で構造金物、固定金具等に緩みのないこと。
低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエステル樹脂系加工化粧合板、ポリエステル樹脂系化粧ＭＤＦ、ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。		
ポリエステル樹脂系加工化粧合板	JAS「合板の農林規格」第9条特殊加工化粧合板に示された耐汚染性試験において、試験片の表面に色が残らないこと。	JAS「合板の農林規格」第9条特殊加工化粧合板に示された耐引っかき性試験において、さずの深さの平均値が10μm以内であること。	
ポリエステル樹脂系化粧ＭＤＦ	JIS A 5905「繊維板」の表18の規定に適合していること。		
ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908「パーティクルボード」の表11の規定に適合していること。		

（試験方法）
（１）ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法－第2部：ドア用金物」に規定する試験による。
パネル材料のホルムアルデヒド放散量　※規制対象外

⑳ 排水桝ふた

鋳鉄製ふた(21.2.1)

名称	種類	適用荷重	鍵	備考
鋳鉄製マンホールふた	・水封形 ・簡易密閉形 （パッキン式） ・密閉形 （テーパ・パッキン式） ・中ふた付き密閉形 （テーパ・パッキン式）	・Ｔ－２用 ・Ｔ－６用 ・Ｔ－２０用 ・	・有り ・無し	左記以外の品質等は(公社)空気調和衛生工学会SHASE-S209による
塩ビ製	・ＲＳ－ＶＵ			

グレーチング(21.2.1)

材質	用途	適用荷重	形式	メインバーピッチ	亜鉛めっき(付着量)	上面形状
・鋼製マンホールふた	・溝ふた （横断用）	・歩行用	－	・細目 ・	・（　　）	・凹凸形 ・
	・溝ふた （側溝用） ・桝ふた用 ・U字溝用	・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	・受枠付き、ボルト固定 ・	・普通目 ・細目	・（　　）	・平形 ・
・ステンレス製	・溝ふた （横断用）	・歩行用	－	－	－	・凹凸形 ・
	・溝ふた （側溝用） ・桝ふた用 ・U字溝用	・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用		－	－	・平形 ・

（品質・性能等）
<鋼製グレーチング>以下のもの又は同等のものとする

項目	品質・性能
メインバー、サイドバー及びエンドプレート	JIS G 3101　SS400
クロスバー	JIS G 3101 SS400及びJIS G 3505　「軟鋼線材」SWRM
受け枠用アングル材	JIS G 3101 SS400及びJIS G 3132「鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帯」SPHT 塗装仕上げとする場合は、樹脂系塗料
溶融亜鉛めっきの付着量	JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」による試験において溶融亜鉛めっきの付着量が HD240以上又は、HD2 50以上
表面仕上げ	塗装仕上げとする場合は、樹脂系塗料
アンカー	間隔　側溝の場合500mm内外
ふた	幅及び長さの許容差　±3.0mm
荷重性能	設計荷重の1.5倍までの加力に対して、溶接部のはずれ等その他の以上がないものとする

<ステンレス製グレーチング>

項目	品質・性能
メインバー、クロスバー	JIS G 4303, JIS G 4304, JIS G 4305, JIS G 4308, JIS G 4318のSUS304 又はJIS G 4303, JIS G 4305のSUS430JIL
エンドバー、サイドバー	JIS G 4303, JIS G 4304, JIS G 4305, JIS G 4308, JIS G 4317, JIS G 4318, のSUS JIS G 4320のSUS304又はJIS G 4304, JIS G 4305のSUS430JIL
受け枠用アングル材	JIS G 4304, JIS G 4305, JIS G 4317, JIS G 4320のSUS304又はJIS G 4304, JIS G 4305のSUS430JIL
アンカー	JIS G 3101 SS400 。塩害の多い地区は塩害に対する防錆処理を行う 間隔　側溝の場合500mm内外
表面仕上げ	2B程度
ふた	幅及び長さの許容差　±3.0mm
荷重性能	設計荷重の1.5倍までの加力に対して、溶接部のはずれ等その他の異常がないものとする

（荷重試験方法）
設計荷重は以下の通りとする

歩車道区分	荷重種別	側溝用(KN)	横断溝用(KN)	加圧面積(cm)
車道	T-20	78.5	109.8	20×50
	T-14	54.9	76.9	20×50
	T-6	23.5	33.0	20×24
	T-2	7.8	11.0	20×16
歩道	4.903N/m²の等分布荷重			

試験は、下記の種別ごとと強度計算における応力度が最大となる製品について試験を行う。
イ）溝ふた　横断用　T-20～T-2のうち1体
　　歩道用　　のうち1体
　　側溝用　T-20～T-2のうち1体
ロ）U字溝用　側溝用　T-20～T-2のうち1体
　　歩道用　　のうち1体
設計荷重を基準として一方向繰り返し加力を行う。加力速度は、4.903N/sとする。繰り返し加力は3回行った後、残留ひずみ等がないか確認する。その後設計荷重の1.5倍まで加力し、溶接部のはずれ等異常の有無について確認する。

㉑ 屋外雨水排水
（２１．２．１、２）
（表２１．２．１、２）

排水管用材料

材種	管の種類	形状	呼び径	備考
・遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管（１種）	・Ｂ形管	※図示	
・硬質ポリ塩化ビニル管	・ＶＰ		※図示	
	・ＶＵ		※図示	
	・ＲＳ－ＶＵ		※図示	

基床の厚さ及び種類　・図示
硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料　※接着剤

側塊の形状及び寸法　・図示
排水桝の種類　　・図示
砂地業に用いる材料　※標準仕様書　21.2.1(g)(1)による　・図示
砂利地業に用いる材料　※標準仕様書　21.2.1(g)(2)による　・図示
コンクリート基礎等に用いる材料
　※標準仕様書　6.14 による。設計基準強度は18N/mm2とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の調合（容積比）　セメント１：砂２：砂利４程度とする。
　・図示
凍上抑制層に用いる材料
砂の粒度試験　・行う　・行わない
排水桝の種類　　・図示
排水桝の種類　　・図示
排水桝の種類　　・図示

㉒ 断きょ、縁石、側溝
（２１．３．１、２）
（表２１．３．１）

断きょ、縁石、側溝

種類	形状、寸法
・縁石	・図示　・
・U字側溝	・図示　・
・U形側溝ふた	・図示　・
・L形側溝	・図示　・

地業の材料　　※標準仕様書 4.6.2(a)による　・図示
砂利地業の厚さ　※100(mm)　・図示
コンクリート基礎等に用いる材料
　※標準仕様書(6.14)
　設計基準強度18N/mm2とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の調合（容積比）
　セメント１：砂２：砂利４程度とする。
　・図示
　凍上抑制層に用いる材料
　砂の粒度試験　・行う　・行わない

㉓ 埋戻し土
（２１．２．１）

※Ｂ種　・

㉔ 路床
（２２．２．２、３、５）
表２２．２．１

路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土	・図示
・遮断層	・川砂又は良質な山砂(75μふるい通過量10%以下)	・図示
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン　・クラッシャラン　・切込み砂利 ・砂	・図示
・フィルター層	・砂 ・	・図示

路床安定処理
・添加材料による安定処理
　種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントＢ種
　　・フライアッシュセメントＢ種
　　・生石灰（　　）・消石灰（　　）
　添加量　　kg（目標ＣＢＲ　・5以上　・　　）
　目標CBRを満足する添加量の確認方法
　　・安定処理土のCBR試験
・ジオテキスタイル
　単位面積質量　・60g/m2以上　・
　厚さ(mm)　　・0.5～1.0　・
　引張強さ　　・98N/5cm(10kgf/5cm)以上　・
　透水係数　　・1.5×10cm/sec以上　・
　試験
　砂の粒度試験　・行う　・行わない
　路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
　路床締固の度の試験　・行う　・行わない
　現場ＣＢＲ試験　　・行う　・行わない

㉕ 路盤
（２２．２．２、３、５）

路盤の厚さ　・図示　・ t=100
路盤材料

種類	
砕石	・　クラッシャラン
	・　粒度調整砕石
再生材	・　クラッシャラン
	・　粒度調整砕石
・　クラッシャラン鉄鋼スラグ	
・　粒度調整鉄鋼スラグ	
・　水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	

　路盤締固の度の試験　※行う　・行わない

㉖ アスファルト舗装
（２２．４．２～６）

アスファルト舗装の構成及び厚さ　※図示　・ t=50
材料
　アスファルト　・再生アスファルト　・ストレートアスファルト
　骨材　　・道路用砕石
　　・アスファルトコンクリート再生骨材
加熱アスファルト混合物等の種類

区分	地域	種類
表層	・一般地域	・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13)
	・寒冷地域	・密粒度アスファルト混合物(13Ｆ) ・細粒度アスファルト混合物(13Ｆ)

シールコートの施工　・行う　・行わない
試験
　アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
　舗装の平たん性　※通行の支障となる水たまりを生じない程度　・

㉗ コンクリート舗装
（２２．５．２～６）

コンクリート舗装の構成及び厚さ

舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)
コンクリート舗装	車路及び駐車場	・図示	・図示
	歩行者用通路	・図示	※７０

縁部立下り寸法等　・図示
材料
　コンクリート　・標準仕様書表22.6.3による　・
　早強セメント　・使用する　・使用しない
　注入目地材料　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ
転圧コンクリートの工法　※図示　・
目地
　種類、間隔、構造　※標準仕様書表22.5.3及び図22.5.1による　・図示
　試験
　コンクリート版厚さの試験　・行う　・行わない
　舗装の平坦性　　※通行の支障となる水たまりを生じさせない程度

㉘ カラー舗装
（２２．６．２～４）
（表２２．６．１）

カラー舗装の構成及び厚さ　(22.6.2~4)

カラー舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)
・加熱系	・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物	・車路 ・歩行者用通路	・　図示	・図示
・常温系				

常温系カラー舗装の着色部の下部　・アスファルト舗装　・コンクリート舗装
材料
　添加する材料　・着色骨材（　　）・自然石（　　）
配合
　結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料添加量・
　ニート工法及び塗布工法の配合等　・
舗装の平坦性　　※通行の支障となる水たまりを生じさせない程度

㉙ 透水性アスファルト舗装
（２２．７．２～６）

構成　・　図示
材料
　骨材　・道路用砕石　・アスファルトコンクリート再生骨材
試験
　間粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
舗装の平坦性　※著しい不陸がないもの

㉚ ブロック系舗装
（２２．８．２、３）

・コンクリート平板舗装

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考
※普通平板(N) ・透水平板(P)	※300角	※60 ・	※砂 ・モルタル	表面加工 ・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し

普通平板は　（再生材料を用いた舗装用ブロック）、透水平板は（透水性コンクリート）とする。

仕上り面の平坦性　※歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内

・インターロッキングブロック舗装

種類	部位	形状	厚さ(mm)	曲げ強度(N/mm2)	備考
※ 普通ブロック（N） ・ 透水性ブロック（P）	車路	・　図示 ・	※８０ ・	※5.0 ・	色彩、表面加工 ・ 標準品
※ 普通ブロック（N） ・ 透水性ブロック（P）	歩行者用通路	・　図示 ・	※６０ ・	※3.0 ・	

歩行者用通路に使用する普通ブロックは　（再生材料を用いた舗装用ブロック）とする。

仕上り面の平坦性　※歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内

・ 舗石舗装

種類	形状・寸法(mm)	厚さ(mm)	施工方法	基層	基層の厚さ(mm)
※ 小舗石（花こう岩）	・　図示 ・	・	・ うろこ張り	・コンクリート版 ・アスファルト混合物	※ 70 ※ 50

仕上り面の平たん性　※歩行に支障となる段差がないものとし、舗石間の段差は3mm以内
・ジオテキスタイル
　単位面積質量　　・60ｇ/m2以上　　・
　厚さ(mm)　　・0.5～1.0　　・
　引張強さ　　・98N/5ｃｍ（10ｋｇｆ/5ｃｍ）以上
　透水係数　　・1.5×10ｃｍ/ｓｅｃ以上　　・
　種別
　　・Ａ種　施工範囲(・図示　・通路　・　　)
　　・Ｂ種　施工範囲(・図示　・建物周囲　・　　)

㉛ 砂利敷き
（２２．９．２）

㉜ 路面標示塗料

JIS K 5665（路面標示用塗料）による

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)	適用部位
※３種１号	溶融	粉体状	・ 白	・ 150 ・ 100	・ 1.0	・　白線 ・　車線寸駐車場ライン ・ 視覚障害者用表示 ・
・ 1種	常温	液状				
・ 2種	加熱					

低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料

㉝ 防火材料
［７．１．３］

※屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする
・次の箇所を除き、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする
（　　）

㉞ 階段滑り止め
（２０．２．６）

（１）材種　ステンレス製（・埋込み工法　※接着工法）
（２）フラットエンド　・有（※タイヤ同材　・ステンレス製）　・無
（３）形式　※ビニルタイヤ又は合成ゴムタイヤ入り　・タイヤ無

㉟ 黒板及びホワイトボード
（２０．２．８）

（１）仕様　・広島県高等学校黒板仕様　・JIS規格品
（２）種類　※研ぎ出し黒板（・木製　※鋼製）　・焼き付け黒板　・ほうろう
　　枠　※アルミ合金製　・木製
　　色彩　※緑　・黒　・白
（３）製造所

㊱ 煙突ライニング
（２０．２．１１）

煙突用成形ライニング材　適用安全使用温度　※400℃　・650℃
キャスタブル耐火材　工法　・こて押さえ
　　最高温度　・400℃
製造所

㊲ ロールスクリーン
（２０．２．１３）

材種	操作方式	遮光性能	寸法(mm)	取付箇所	備考
・ポリエステル ・	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・１級 ・２級 ・３級	・図示 ・	・図示 ・	

巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料は製造所の仕様による。
製品は消防法に認定する防炎加工を行ったものとする
製造所

㊴ アコーデオンドア

㊵ 浴槽
槽　・鉄板ホーロー仕上　・ポリパス　※ステンレス
寸法（mm）　長さ（　　）幅（　　）高さ（　　）保温ふた付

㊶ くつふきマット　※ビニール製（受枠ステンレス製）
・硬質アルミニウム製（受枠ステンレス製）
・ステンレス製（受枠ステンレス製）

㊷ 旗ざお受金物　材質　・黄銅（ホワイトブロンズめっき仕上）　・ステンレス製（　　）組

㊸ 防振ゴム等の製造検査　本工事の施工に当たり、東洋ゴム化工品（株）又はニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には、第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。

御注文先	三原市	御承認	記事	中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号　藤本 誠二 1級建築士登録 第 322322 号　小笠原 勲	校閲 藤本 藤田 設計 小笠原	設計年月日 2019. 10.

工事名称	三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 A-08
図面名称	建築改修工事特記仕様書７	縮尺 —

※A3：70.7%縮小

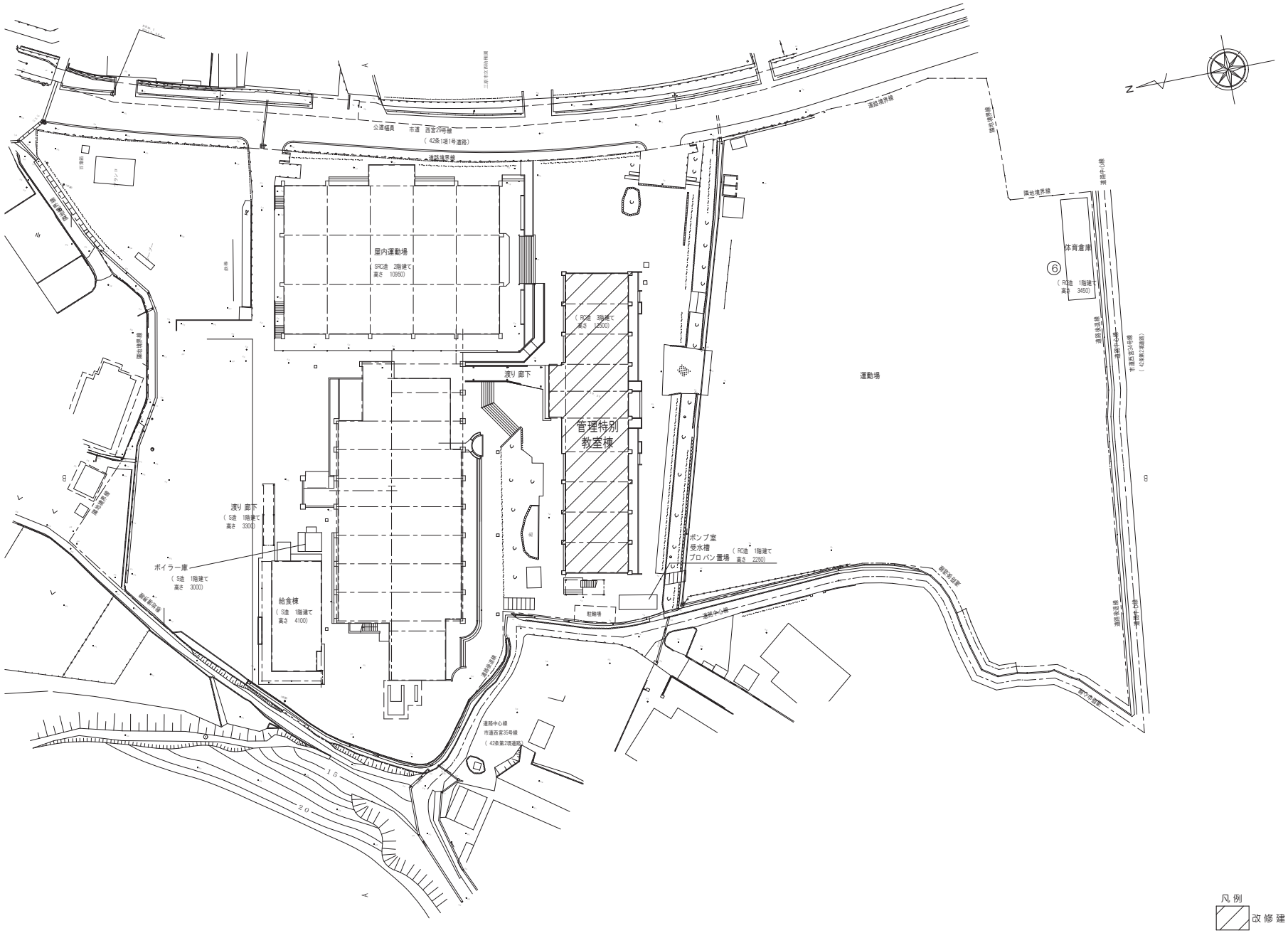

御注文先	三原市	御承認	記事		中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号　藤本 誠二	1級建築士登録 第 322322 号　小笠原 勲	校閲	藤本　藤田	工事名称　三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 A-09
								設計	小笠原	設計年月日 2019. 10.　図面名称　配置図	縮尺 1 : 400

※A3 : 70.7%縮小

内部仕上表

※ 床高：ＦＬ＝±０を基準とする。

階		室名	床 下地	床	床高	巾木 下地	巾木	高さ	壁 下地	壁	塗装	天井 下地	天井	塗装	天井高	廻り縁	室名札	カーテン(レール共)	ブラインド	備考
１階	改修前	職員男子便所	M	長尺塩ビシート貼り t=2.0 (撤去)	±0	M	半磁器質100角タイル張り (一段撤去)		M	半磁器100角タイル張り (一部撤去)		LS	ＦＫ t=4.0底目地張り (下地共撤去)	EPA	2,400	—	—	—	—	カーテンレール、カーテン (撤去)
			M	磁器モザイクタイル張り 25×25 (既存のまま)	-100					境壁：半磁器100角タイル張り (H=2000) (撤去)					2,500					ライニング、面台、トイレブース、上框 (撤去)
				スロープ部：磁器モザイクタイル張り 25×25 (撤去)																
	改修後	職員男子便所		長尺塩ビシート貼り t=2.0 (新設)	±0	M	下地補修の上床材立上げ (新設)	100	M	半磁器100角タイル張り (一部新設)		LS	化粧石こうボードt=9.5張り (下地共新設)		2,400	—	—	—	—	ﾗｲﾆﾝｸﾞ、面台、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（木目調）、隔板（木目調）(新設)
				既設ﾀｲﾙの上、ﾓﾙﾀﾙ（溶接金網6Φ×100口）下地					LGS	耐水PBt=12.5+化粧ｹｲｶﾙ板t=6（GW24k充填）ｽﾚﾌﾞ下まで (新設)										洗面ｶｳﾝﾀｰ、汚垂れﾀｲﾙ (新設)
				長尺塩ビシート貼り t=2.0 (新設)	±0															
	改修前	職員女子便所	M	長尺塩ビシート貼り t=2.0 (撤去)	±0	M	半磁器質100角タイル張り (一段撤去)		M	半磁器100角タイル張り (一部撤去)		LS	ＦＫ t=4.0底目地張り (下地共撤去)	EPA	2,400	—	—	—	—	カーテンレール、カーテン (撤去)
			M	磁器モザイクタイル張り 25×25 (既存のまま)	-100					境壁：半磁器100角タイル張り (H=2000) (撤去)					2,500					ライニング、面台、トイレブース、上框 (撤去)
				スロープ部：磁器モザイクタイル張り 25×25 (撤去)																
	改修後	職員女子便所		長尺塩ビシート貼り t=2.0 (新設)	±0	M	下地補修の上床材立上げ (新設)	100	M	半磁器100角タイル張り (一部新設)		LS	化粧石こうボードt=9.5張り (下地共新設)		2,400	—	—	—	—	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（木目調）、洗面ｶｳﾝﾀｰ (新設)
				既設ﾀｲﾙの上、ﾓﾙﾀﾙ（溶接金網6Φ×100口）下地					LGS	耐水PBt=12.5+化粧ｹｲｶﾙ板t=6（GW24k充填）ｽﾚﾌﾞ下まで (新設)										
				長尺塩ビシート貼り t=2.0 (新設)	±0															
２階	改修前	男子便所	M	長尺塩ビシート貼り t=2.0 (撤去)	±0	M	半磁器質100角タイル張り (一段撤去)		M	半磁器100角タイル張り (一部撤去)		LS	ＦＫ t=4.0底目地張り (下地共撤去)	EPA	2,400	—	—	—	—	カーテンレール、カーテン (撤去)
			M	磁器モザイクタイル張り 25×25 (既存のまま)	-100					境壁：半磁器100角タイル張り (H=2000) (撤去)					2,500					ライニング、面台、トイレブース、上框 (撤去)
	改修後	男子便所		長尺塩ビシート貼り t=2.0 (新設)	±0	M	下地補修の上床材立上げ (新設)	100	M	半磁器100角タイル張り (一部新設)		LS	化粧石こうボードt=9.5張り (下地共新設)		2,400					ﾗｲﾆﾝｸﾞ、面台、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（木目調）、隔板（木目調）(新設)
				既設ﾀｲﾙの上、ﾓﾙﾀﾙ（溶接金網6Φ×100口）下地					LGS	耐水PBt=12.5+化粧ｹｲｶﾙ板t=6（GW24k充填）ｽﾚﾌﾞ下まで (新設)										洗面ｶｳﾝﾀｰ、汚垂れﾀｲﾙ (新設)
				長尺塩ビシート貼り t=2.0 (新設)	±0															
	改修前	女子便所	M	長尺塩ビシート貼り t=2.0 (撤去)	±0	M	半磁器質100角タイル張り (一段撤去)		M	半磁器100角タイル張り (一部撤去)		LS	ＦＫ t=4.0底目地張り (下地共撤去)	EPA	2,400	—	—	—	—	カーテンレール、カーテン、アコーディオンドア (撤去)
			M	磁器モザイクタイル張り 25×25 (既存のまま)	-100					境壁：半磁器100角タイル張り (H=2000) (撤去)					2,500					ライニング、面台、トイレブース、上框 (撤去)
				スロープ部：磁器モザイクタイル張り 25×25 (撤去)																ステンレス手摺 (撤去)
	改修後	女子便所		長尺塩ビシート貼り t=2.0 (新設)	±0	M	下地補修の上床材立上げ (新設)	100	M	半磁器100角タイル張り (一部新設)		LS	化粧石こうボードt=9.5張り (下地共新設)		2,400					ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（木目調）、洗面ｶｳﾝﾀｰ (新設)
				既設ﾀｲﾙの上、ﾓﾙﾀﾙ（溶接金網6Φ×100口）下地					LGS	耐水PBt=12.5+化粧ｹｲｶﾙ板t=6（GW24k充填）ｽﾚﾌﾞ下まで (新設)										
				長尺塩ビシート貼り t=2.0 (新設)	±0															
共通	改修前	女子便所	M	長尺塩ビシート貼り t=2.0 (撤去)	±0				M	半磁器100角タイル張り (一部撤去)		LS	ＦＫ t=4.0底目地張り (下地共撤去)	EPA	2,400	—	—	—	—	ライニング、面台 (撤去)
	改修後	ＳＫ		長尺塩ビシート貼り t=2.0 (新設)	±0				M	半磁器100角タイル張り (一部新設)		LS	化粧石こうボードt=9.5張り (下地共新設)		2,400					ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ（木目調）(新設)

下地略号表

記号	名称
C	コンクリート
S	鉄骨
M	モルタル
LS	軽量鉄骨下地
W	木造下地
PB	石こうボード
TPB	耐水石こうボード
MKB	無石綿けい酸カルシウム板
KKB	化粧硬質けい酸カルシウム板
FK	フレキシブルボード
ALC	軽量気泡コンクリートパネル
SL	セルフレベリング

塗装略号表

記号	名称
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り（２回塗り）
FE	フタル酸樹脂エナメル塗り
EP	合成樹脂エマルションペイント塗り
DP	フッ素樹脂耐候性塗料塗り
CL	クリアラッカー塗り
OS	油性ステイン塗り
NP	木材保護塗料塗り（自然塗料）
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り

不燃材料認定表

名称	材料仕様
石こうボード t=9.5	準不燃 QM－９８２３
石こうボード t=9.5	不燃 NM－８６１３
石こうボード t=12.5	不燃 NM－８６１２
化粧石こうボード t=9.5	準不燃 QM－９８２４
化粧石こうボードt=9.5（不燃）	不燃 NM－８６１３
耐水石こうボード t=9.5	準不燃 QM－９８２６
耐水石こうボード t=12.5	不燃 NM－９６３９
岩綿吸音板ｔ＝12.0	不燃 NM－８５９９
ケイ酸カルシウム板t=5.0～15.0	不燃 NM－９０２９
化粧ケイ酸カルシウム板t=6.0	不燃 NM－８５７７
エフジーボード	不燃 NM－９０２８
ビニルクロス(準不燃下地防火2級)	準不燃 QM－９４１０
無機質クロス(不燃下地 防火1級)	不燃 NM－９８９４
塗料(基材不燃材料)	不燃 NM－８５８５
塗料(準不燃材料)	準不燃 QM－９８１６
塗料(難燃材料)	難燃 RM－９３６４
吹付ﾛｯｸｳｰﾙ(基材同等)	不燃 NM－８５７３
ｸﾞﾗｽｳｰﾙ吸音板	不燃 NM－８６０５
ﾘｼﾝ吹付け	不燃 NM－８５７１

施工令20条の5に係わる使用内装材料表　防火認定表

名称	ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散等級認定番号	名称	材料仕様
フローリング L-50	F☆☆☆☆		
長尺シート	規制外品目		
タイルカーペット	F☆☆☆☆		
カーペット	F☆☆☆☆		
Ｆフロア	F☆☆☆☆		
下地合板(普通･構造用)	F☆☆☆☆		
ビニルクロス	規制外品目		
無機質クロス	規制外品目		
石こうボード	規制外品目		
押入ボード	規制外品目		
シナ合板	F☆☆☆☆		
縁甲板	F☆☆☆☆		

※ 上記材料の施工の際の接着剤に関しては非ホルムアルデヒト系接着剤を使用すること。
※ 居室の内装仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材は F☆☆☆☆等級を使用すること。

特記事項

※ 建築設備の耐震対策は、『建築設備耐震設計施工指針』に準ずる。
※ 配管が、防火区画等を貫通する場合の対策は、建基令129条の2の5及び告示1422号に準ずる。
※ 排水（汚水・雑排水）配管には、通気管を設ける。
※ 雨水配管は、トラップ桝に接続する。
※ 給排水設備・換気設備等に使用する耐火二層管の取扱は、大臣認定工法とする。
※ 延焼の恐れのある部分の壁付換気扇等がある場合は、ウェザーカバーにＦＤ付とする。
※ 延焼の恐れのある部分に給気口・排気口がある場合は、150Φ以上はＦＤ付とする。
※ 延焼のおそれのある部分の換気口100φは防火覆いとする。
※ 換気ダクトは、不燃材料とする。
※ 天井内は不燃仕上げとする。
※ 建築材料の品質は法第37条に適合するものとする。

御注文先	三原市	御承認	記事	中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二	1級建築士登録 第 322322 号 小笠原 勲	校閲	藤本 藤田	設計	小笠原	設計年月日 2019. 10.	工事名称	三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号	A-10
												図面名称	仕上表	縮尺	—

※A3：70.7%縮小

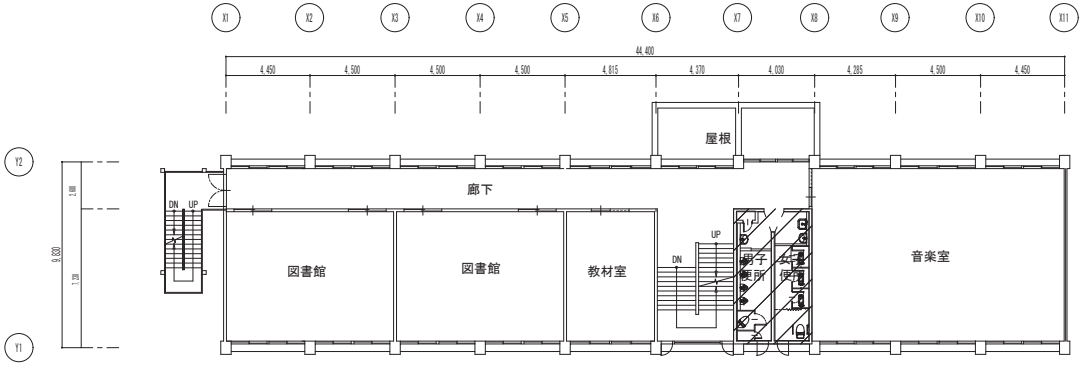

２階平面図

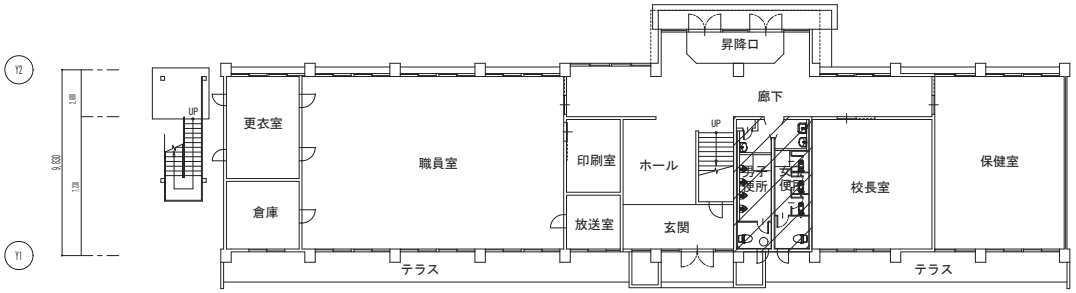

１階平面図

凡例

改修対象範囲

御注文先	三原市	御承認	記事		中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二	1級建築士登録 第 322322 号 小笠原 勲	校閲	藤本 藤田	工事名称 三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 A-11
								設計	小笠原	設計年月日 2019. 10. 図面名称 1・2階平面図	縮尺 1 : 200

※A3 : 70.7%縮小

1階男子便所・女子便所平面詳細図(改修前)

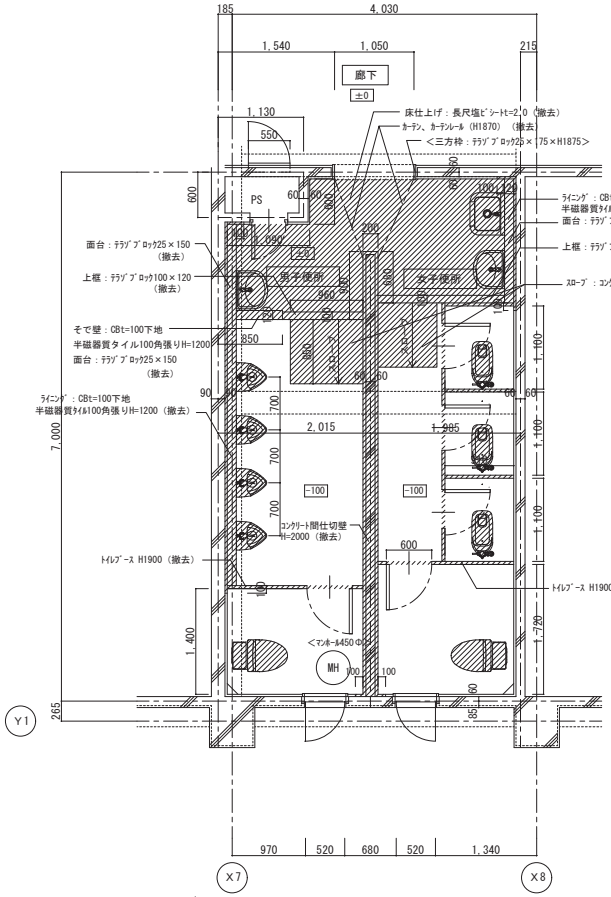

1階　平面詳細図（改修前）　1/50

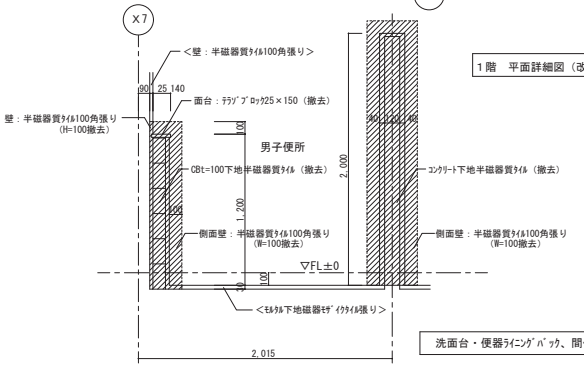

凡　例

撤去範囲を示す

<　　>は既存ままとする。

備　考

内壁の半磁器質タイルは水洗い後、浮き、ひび割れを入念に点検し
それらが生じている箇所についてはタイルの張替えを行う
また、各所撤去部分については、その周囲100mmの範囲のタイルを撤去する

洗面台・便器ライニングバック、間仕切壁詳細図　1/30

1階男子便所・女子便所平面詳細図(改修後)

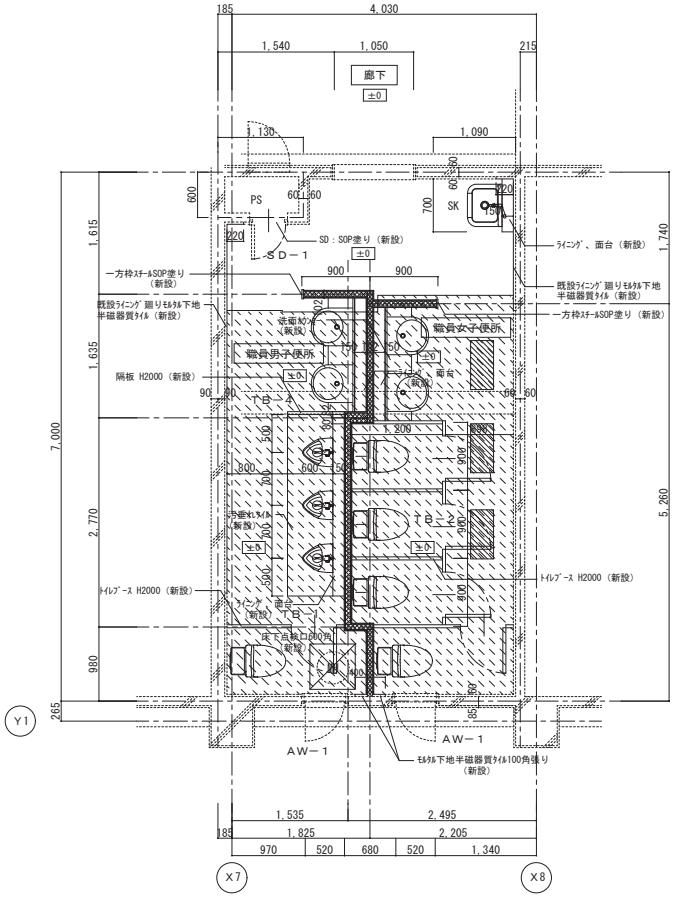

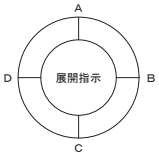

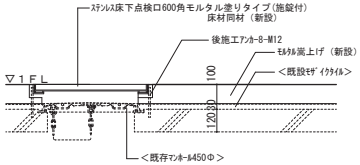

1階既存マンホール部床下点検口詳細図　1/20

1階　平面詳細図（改修後）　1/50

凡　例

遮音壁：LGS下地、GW24k充填、耐水PBt=12.5+化粧ケイカルt=6.0
スラブ下まで施工（出隅部はアルミコーナー見切り取付け）

和便器穴塞ぎ（スラブ配筋の上コンクリート打）
配筋：D10、D13交互@200ダブルクロス
鉄筋は研り出しの上溶接継手（片面10d）

床段差（-100）部モルタル嵩上げ
（溶接金網6Φ×100□）

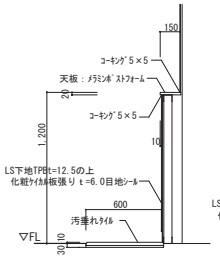

小便器・SK

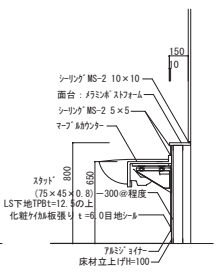

洗面台

洗面台・ライニングバック詳細図（1階、2階共通）　1/30

御注文先	三原市	御承認	記事	中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二	1級建築士登録 第 322322 号 小笠原 勲	校閲 藤本 藤田 設計 小笠原	設計年月日 2019. 10.	工事名称 三原市立西小学校トイレ改修工事 図面名称 1階男子便所・女子便所平面詳細図（改修前・後）	図面番号 A-12 縮尺 1 : 50

※A3：70.7%縮小

2階男子便所・女子便所平面詳細図(改修前)

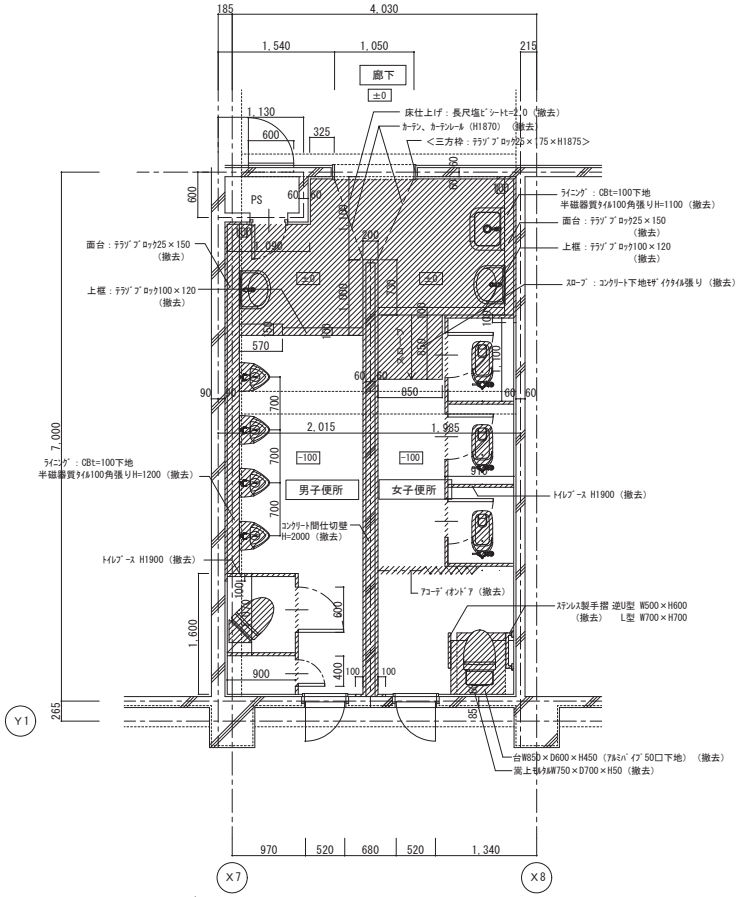

2階　平面詳細図（改修前）　1/50

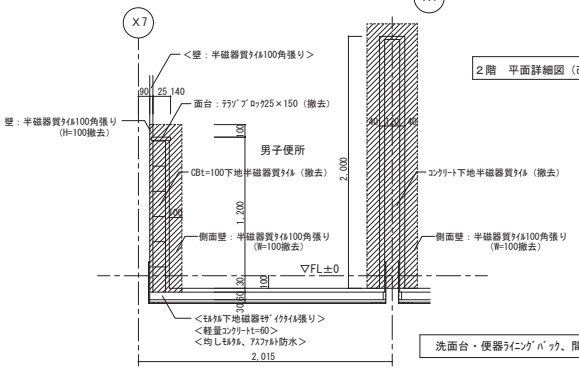

洗面台・便器ライニングバック、間仕切壁詳細図　1/30

凡　例

撤去範囲を示す

＜　＞は既存ままとする。

備　考

内壁の半磁器質タイルは水洗い後、浮き、ひび割れを入念に点検し
それらが生じている箇所についてはタイルの張替えを行う
また、各所撤去部分については、その周囲100mmの範囲のタイルを撤去する

2階男子便所・女子便所平面詳細図(改修後)

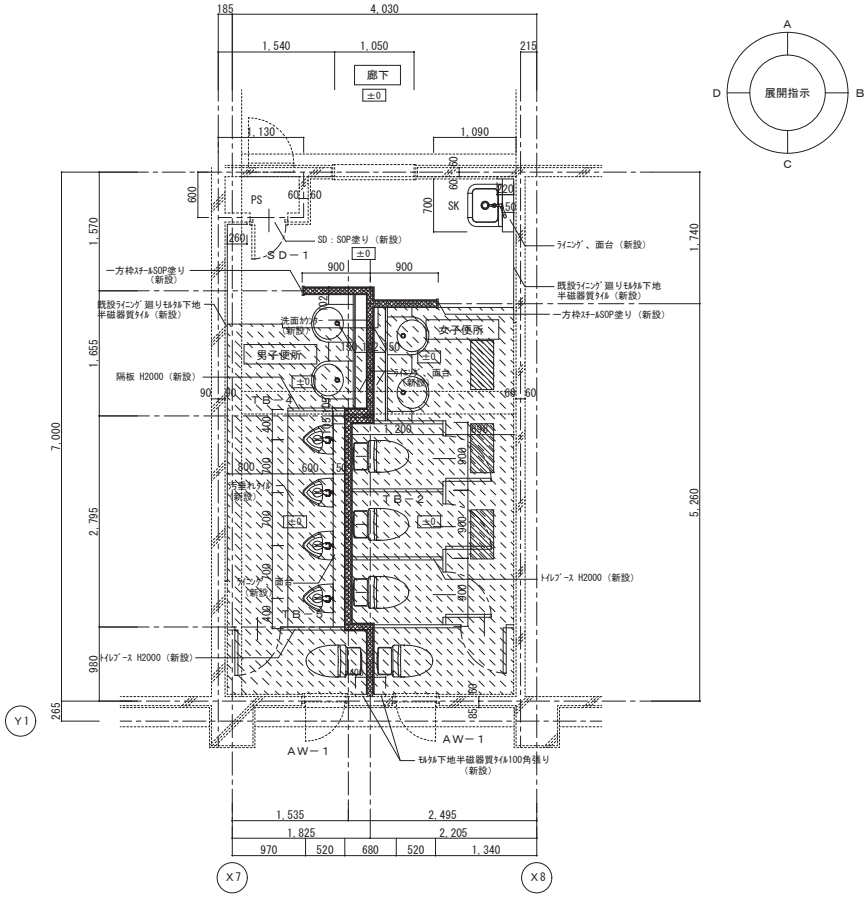

2階　平面詳細図（改修後）　1/50

凡　例

遮音壁：LGS下地、GW24k充填、耐水PBt=12.5+化粧ケイカルt=6.0
スラブ下まで施工（出隅部はアルミコーナー見切り取付け）

和便器穴塞ぎ（スラブ配筋の上コンクリート打）
配筋：D10、D13交互@200ダブルクロス
鉄筋は研り出しの上溶接継手（片面10d）

床段差（-100）部モルタル嵩上げ
（溶接金網6Φ×100□）

御注文先	三原市	御承認	記事	中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二	1級建築士登録 第 322322 号 小笠原 勲	校閲	藤本 藤田	工事名称	三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 A-13
							設計	小笠原	設計年月日 2019.10.	図面名称 2階男子便所・女子便所平面詳細図（改修前・後）	縮尺 1：50

※A3：70.7%縮小

1階男子便所・女子便所平面詳細図(改修後)

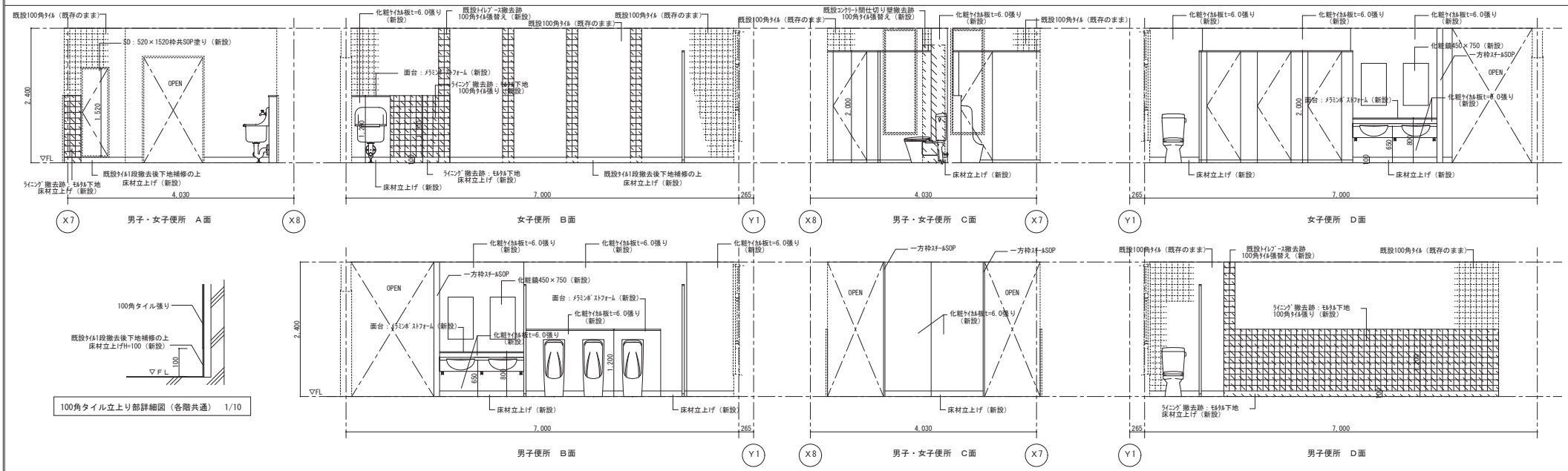

2階男子便所・女子便所平面詳細図(改修後)

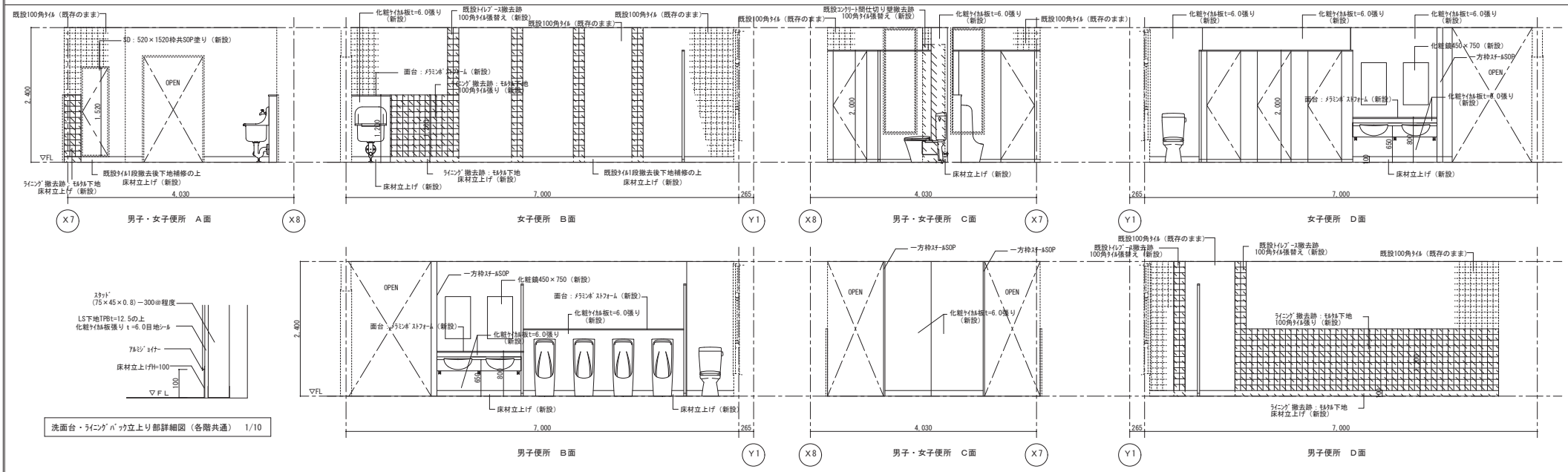

御注文先	三原市	御承認	記事	中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二 1級建築士登録 第 322322 号 小笠原 勲	校閲	藤本 藤田	工事名称	三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 A-14
						設計	小笠原	設計年月日 2019. 10.	図面名称 1・2階男子便所・女子便所展開図（改修後）	縮尺 1：50

※A3：70.7%縮小

符号	ＴＢ－１	ＴＢ－２	ＴＢ－３	ＴＢ－４	ＴＢ－５
数量	計 1	計 2		計 2	計 1
形状	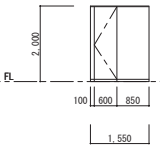	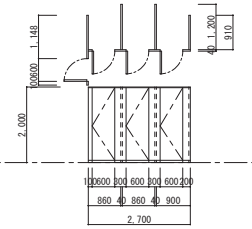	欠番	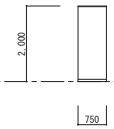	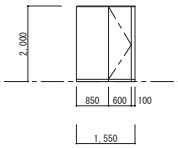
名称	トイレブース	トイレブース		トイレブース	トイレブース
枠見込・扉厚	40	40		40	40
枠仕上・扉仕上	ﾒﾗﾐﾝ化粧板張りﾌﾗｯｼｭ（木目調）	ﾒﾗﾐﾝ化粧板張りﾌﾗｯｼｭ（木目調）		ﾒﾗﾐﾝ化粧板張りﾌﾗｯｼｭ（木目調）	ﾒﾗﾐﾝ化粧板張りﾌﾗｯｼｭ（木目調）
金物	ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ・ﾗｯﾁ・ｽﾄﾗｲｸ・ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ ｽﾃﾝﾚｽ巾木・ﾌｯｸ付戸当り	ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ・ﾗｯﾁ・ｽﾄﾗｲｸ・ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ ｽﾃﾝﾚｽ巾木・ﾌｯｸ付戸当り		ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ・ｽﾃﾝﾚｽ巾木	ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ・ﾗｯﾁ・ｽﾄﾗｲｸ・ｽﾃﾝﾚｽ頭つなぎ ｽﾃﾝﾚｽ巾木・ﾌｯｸ付戸当り
硝子	壁取合ｱﾙﾐ押出形材・附属金物一式	壁取合ｱﾙﾐ押出形材・附属金物一式		壁取合ｱﾙﾐ押出形材・附属金物一式	壁取合ｱﾙﾐ押出形材・附属金物一式
備考・設置場所	１階職員男子便所	１階職員女子便所、２階女子便所		１階職員男子便所、２階男子便所	２階男子便所

符号	既存ＡＷ－１	既存ＳＤ－１			
数量	（既存のまま） 計 4	（枠共塗装塗り替え） 計 2			
形状	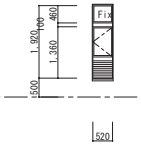	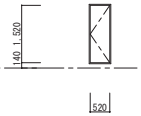			
名称	ﾗﾝﾏ、ｶﾞﾗﾘ付外開き窓	片開きフラッシュ戸			
枠見込・扉厚	70	86			
枠仕上・扉仕上	アルミ　木製額縁 SOP塗	スチール　SOP塗			
金物	ｱﾙﾐ水切･ｱﾝｸﾞﾙﾋﾟｰｽ・外開き金物	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ丁番・分電盤錠			
	付属金物一式	付属金物一式			
硝子	型ｶﾞﾗｽﾋ=4.0				
備考・設置場所	職員男子便所、職員女子便所、男子、女子便所	ＰＳ			

符号					
数量					
形状					
名称					
枠見込・扉厚					
枠仕上・扉仕上					
金物					
硝子					
備考・設置場所					

御注文先	三原市	御承認	記事	中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 １級建築士事務所 登録18(1)第1252号 １級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二	１級建築士登録 第 322322 号 小笠原 勲	校閲 藤本 藤田 設計 小笠原	設計年月日 2019. 10.	工事名称 三原市立西小学校トイレ改修工事 図面名称 建具表	図面番号 A-15 縮尺 1 : 100

※A3 : 70.7%縮小

１階男子便所・女子便所天井伏図(改修前・後)　　1：100

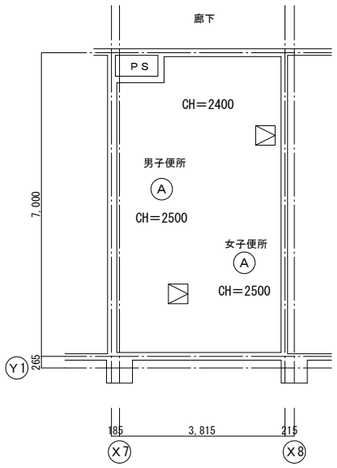

改修前

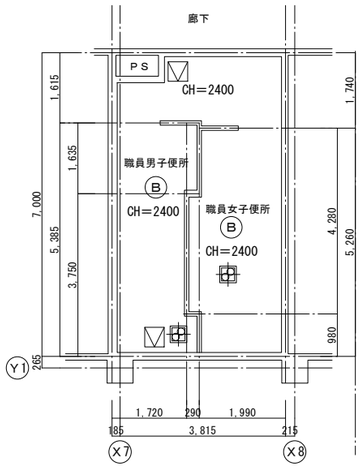

改修後

凡　例

符号	仕　上　げ
Ⓐ	ＦＫ t=4.0 底目地張りＥＰＡ（下地共撤去）
Ⓑ	化粧石こうボード t=9.5（下地共新設）
CH＝2400	床からの天井高さを示す
▽	天井点検口　アルミ製450角（天井同材仕上げ） 改修前：撤去、改修後：新設
⊕	天井扇　開口補強　350角（新設）

２階男子便所・女子便所天井伏図(改修前・後)　　1：100

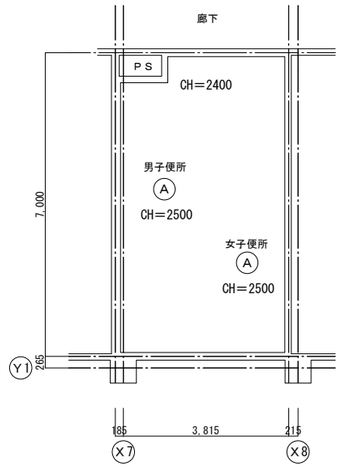

改修前

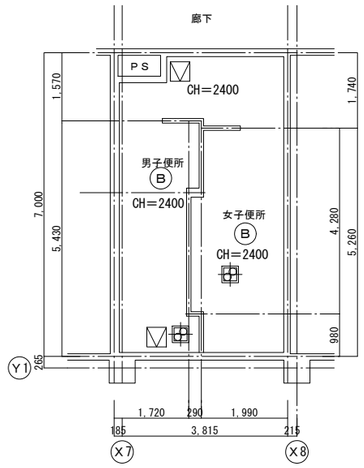

改修後

凡　例

符号	仕　上　げ
Ⓐ	ＦＫ t=4.0 底目地張りＥＰＡ（下地共撤去）
Ⓑ	化粧石こうボード t=9.5（下地共新設）
CH＝2400	床からの天井高さを示す
▽	天井点検口　アルミ製450角（天井同材仕上げ） 改修前：撤去、改修後：新設
⊕	天井扇　開口補強　350角（新設）

御注文先	三原市	御承認	記事		中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 １級建築士事務所 登録18(1)第1252号 １級建築士登録 第 293685 号　藤本 誠二	１級建築士登録 第 322322 号　小笠原 勲	校閲	藤本	藤田	工事名称	三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 A-16
								設計	小笠原	設計年月日 2019.10.	図面名称	１・２階天井伏図（改修前・後）	縮尺 1：100

※A3：70.7%縮小

Ⅰ. 工 事 概 要

1. 工事名称　三原市立西小学校トイレ改修工事
2. 工事場所　広島県三原市西宮2丁目7-1
3. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数	建築基準法による延べ面積（m2）	消防法施行令別表第一の区分	備 考
管理特別教室棟	ＲＣ造	2		7項	

4. 工事種目　（⊙ 印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 工事種目	工事種別 小学校			
⊙電 灯 設 備	改設ー式			
・動 力 設 備				
・電 熱 設 備				
・雷 保 護 設 備				
・受 変 電 設 備				
・電 力 貯 蔵 設 備				
・発 電 設 備				
・構内情報通信網設備				
・構 内 交 換 設 備				
・情 報 表 示 設 備				
・映 像 ・ 音 響 設 備				
・拡 声 設 備				
⊙誘 導 支 援 設 備	改設ー式			
・テレビ共同受信設備				
・監 視 カ メ ラ 設 備				
・駐 車 場 管 制 設 備				
・知 識 ・入退室管理設備				
・火 災 報 知 設 備				
・中 央 監 視 制 御 設 備				
・医 療 関 係 設 備				
・構 内 配 電 線 路				
・構 内 通 信 線 路				

5. 指定部分　※ 無し　・ あり（工期 平成　年　月　日）
対象部分：
（改修工事の場合の部分使用　※ 無し　・あり）

Ⅱ. 工 事 仕 様

1. 共通仕様
（1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）」（ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）」）（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成31年版）」（以下「標準図」という）による。
（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
（3）本工事は工事中及び完成後に必要に応じ次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
ア 公共事業労務費調査・・・・・工事中に実施（調査票の記入提出，発注者実施への協力等）
イ 完成施設事後調査（第1次調査）・・・・・引渡後概ね６ヶ月後
ウ 完成施設事後調査（第2次調査）・・・・・引渡後概ね１年目頃
エ 瑕疵担保調査・・・・・建設工事請負契約約款第41条に定める期間内

2. 特記仕様
（1）項目は，番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。ただし，○印のない場合は※印を適用する。
（3）標準仕様書で「特記がなければ，」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において，それらが関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。

項　目	特　記　事　項
一般共通事項 ① 機材の品質等	（1）本工事に使用する機材等は，設計図書に定める品質及び性能の他，通常有すべき品質及び性能を有するものとする。ただし，製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は，あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 また，国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 （2）別表－１に示す機材等を使用する場合は，次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし，次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備されていること ②生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定められる場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり，その信頼性があること ⑥販売，保守等の営業体制が整えられていること。なお，システムとして機能するものにあっては，システムの構築能力があり，現場での施工体制が整えられていること
一般共通事項 ② 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても，第1種電気工事士により施工を行う。
一般共通事項 ③ 官公署への手続き	工事の着手，施工，完成にあたり，関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。
一般共通事項 ④ 工事用電力，水，その他	本工事に必要な工事用電力，水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。
一般共通事項 5. 監督職員事務所	本工事で設置する　（　　m2）
一般共通事項 6. 受注者事務所その他	構内につくることができる
一般共通事項 ⑦ 工事現場の表示	現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
一般共通事項 8. 交通誘導員	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿作業期間，交通誘導員を＿＿＿（人/日）配置すること。
一般共通事項 9. 足場	本工事で設置する。・外部足場（　種）　・内部足場（　種）
一般共通事項 ⑩ 施工条件	現場説明書による。
一般共通事項 11. 施工調査	施工に先立ち，改修工事関連（施工部位により既存性能を損なうおそれのある）部分の事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。（・　　・　　）
一般共通事項 ⑫ 非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は，事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。探査方法は電磁誘導式を原則とする。放射線透過検査等による埋設物の調査実施する場合，範囲は監督職員の指示によるものとし，その検査費は別途とする。
一般共通事項 ⑬ 発生材の処理	引渡しを要するもの　※無 ・有（・金属類　・盤類　・電線，ケーブル　・　　） 特別管理産業廃棄物　※無 ・有（・PCB使用機器　・アスベスト含有設備資機材　） 特別管理産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理する。 工事中，特別管理産業廃棄物が発生すると判明した場合，その処理方法は監督職員と協議する。 放射性物質を含むイオン化式感知器　※ 無　・ 有 製造業者又は販売業者に回収を委託する。（　・ 別途　※ 本工事） 再生資源化を図るもの　※無 ・有（・蛍光管　・HIDランプ　・小型二次電池　　） （1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。 （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
一般共通事項 ⑭ 建設発生土の処理	※場外指示の場所に処分　・場外搬出適切処理　・場内指示の場所に敷きならし ・場内指示場所への堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出場所 ※当該工事により発生する発生土は，「建設発生土処分一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また，搬出先として，運搬費受入費（平日の受入入れ地（一時堆積を含む）を見込んだ費用）の合計が，最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入れ地（一時堆積を含む）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。 なお，工事後に明らかになったやむを得ない事情により，上記の仕様に拠り難い場合は，監督職員と協議をするものとする。
一般共通事項 ⑮ 工事中情報共有ｼｽﾃﾑ	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/esp/index.html （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は，発注者が行い，利用料を支払うものとする。 （4）受注者は，監督職員ではサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。
一般共通事項 ⑯ 電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」に基づき作成する。 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nouhin/index02.html ※ 工事管理ファイル ・ 施工計画書　・ 工程表　・ 打合せ簿 ・ 機材関係資料　・ 施工関係資料　・ 検査関係資料 ・ 発生材関係資料 ※ 完成図　・ 保全に関する資料　※ 施工図　※ 完成写真　・ その他
一般共通事項 ⑰ 完成時の提出書類等	（1） 工事完成図書引渡書A4版　1部 （2） 完成図書（A4版黒表紙金文字製本 2穴ファイル金具止め）　1部 （3） 完成図面・施工図面二折り製本A3版製本　1部 （4） 縮小完成図面・施工図面二折り製本A4版製本　2部 （5） 工事写真 （工事中写真A4版カラーサービス版）　1部 （完成写真A4版カラーサービス版）　2部 （6） 電子成果品（電子納品）CDR　2部 （7） 工事監理図書A4版　1部 （8） 工事概要調書A4版　1部 （9） 諸官庁届出書類一覧表A4版　1部 諸官庁届出書類(正)A4版　1部 （10 運転操作説明書A4版製本・取扱説明書　1部 （11 展開接続図A3版製本　部 （12 保全管理台帳A4版・設備台帳A4版　部 （13 型式台帳　1式 ※型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。 ※電子成果品のオリジナルファイルとしてJWW形式のCADデータも収納すること。 ※工事写真は「営繕工事写真作成要領」によるほか監督職員の指示による。 ※既存完成図（CADデータ含む）の修正を行う（間仕切・室名も現状に合わせて修正する）。
一般共通事項 ⑱ 施工図等	別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ，各現場代理人挨印の上提出する。なお，当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は，発注者に移譲するものとする。
一般共通事項 ⑲ 電線類	（1）EM電線類で規格等の記載のないものは，ハロゲン及び鉛を含まないものとする。 （2）通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。 （3）盤内配線はEM電線を使用する。ただし，製造者標準品は除く。
一般共通事項 ⑳ 耐震措置	設備機器の固定は次によるほか，「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）による。 （1）機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は，機器重量［kN］に，地域係数，（※1.0 ・0.9 ・0.8）とし，次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設 重要機器	・特定の施設 一般機器	・一般の施設 重要機器	・一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び1階	機　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層とは2～6階建の場合は最上階，7～9階建の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階，1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
水槽類には燃料小出し槽を含む。
重要機器は次のものを示す。
（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知受信機 ・中央監視制御装置 ・通信総合盤 ・　　）
（2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし，水平地震力と同時に働くものとする。

一般共通事項 ㉑ あと施工アンカー	施工後確認試験（対象機器以外の確認方法については監督職員と協議する） 試験方法　引張試験機による引張り試験 試験箇所数　１施工単位に対し１本以上 対象機器　（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・変圧器 ・　　） 確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上
一般共通事項 ㉒ 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。
一般共通事項 ㉓ ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄの材質	⊙金属製（ステンレス，新金属も含む）　・樹脂製（使用場所　　）
一般共通事項 ㉔ ｶﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの用途別表示	シール等を貼付する。
一般共通事項 ㉕ 電線本数・管路等	分電盤，制御盤，端子盤などの2次側以降の配線経路，電線太さ，電線本数，管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
一般共通事項 ㉖ 接地極	接地極の材料は次による。

	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 極
・	共 同 接 地	$E_{A\cdot D}$	10Ω以下	EB×3連ー 2組
・	共 同 接 地	$E_{A\cdot C\cdot D}$	10Ω以下	EB×3連ー 2組
・	A 種	E_A	10Ω以下	EB×3連ー 2組
・	B 種	E_B	Ω以下	EB×2連ー 2組
・	C 種	E_C	10Ω以下	EB×3連ー 2組
・	D 種	E_D	100Ω以下	EB×1
・	高 圧 避 雷 器	E_{LH}	10Ω以下	EB×3連ー 2組
・	交 換 機 用	E_t	10Ω以下	EB×3連ー 2組
・	通 信 用	E_{Tt}	10Ω以下	EB×3連ー 2組
・	通 信 用	E_{Dn}及びE_{Dm}	100Ω以下	EB×1
・	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	EB×1
・	測 定 用	E_D	―	EB×1

（連結及び単独の場合，EBはD＝14 L＝1,500又はW＝40 L＝1,200とする）
（E_D，E_{Dt}，E_{Dn}，E_{Lt}，E_Dの場合，EBはD＝10 L＝1,000又はW＝30 L=900とする）
一般共通事項 ㉗ 露出配管の塗装（付属品を含む）　塗装する部分 ⊙居室（　　）⊙廊下 ⊙屋上，屋側 ⊙屋外 ・機械室 ・PS
一般共通事項 28. 屋外配管の仕上げ　溶融亜鉛めっき仕上げ［付着量300ｇ/㎡以上］　（⊙屋上 ⊙屋側 ⊙屋外）
一般共通事項 29. ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽの塗装　ｽﾃﾝﾚｽ製ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽの塗装　※有（メーカ指定色又は指定色仕上）・無（素地仕上）
一般共通事項 ㉚ 屋上・屋側の支持金物等　ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛めっきを施したものとする。
一般共通事項 ㉛ 露出配管の固定保護　2.5m以下のサドル及びダクターには保護を行う。
一般共通事項 ㉜ 屋上・屋側等への設置機材の周囲処理　建築物（構造体）に直接設置するブルボックス，各種盤及びダクターには周囲にシール処理を行う。
一般共通事項 33. 工事安全計画書　建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。
一般共通事項 34. 他工事との取合い　図面に記載されていない工事区分は，別紙工事区分表による。
一般共通事項 35. 天井仕上げ区分　（　　）書きの室名は直天井を示し，その他は二重天井を示す。
一般共通事項 ㊱ 適用区分　建築基準法に基づき定める風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
（1）風圧力
風圧（Vo＝ ・30 ・32 ・34 m/s）　地表面粗度区分（ ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ）
（2）積雪荷重
建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
電灯設備 ① 配線器具　⊙接地極付きコンセント（2P15A）はプラグ無しとする。
⊙防水形コンセントはプラグ無しとする。
⊙ハーネスジョイントボックス用OAタップのケーブルは，ハロゲン及び鉛を含まない材料とする。
電灯設備 ② 照明器具　（1）LEDの光源色は別図面に指定がある場合を除き下記による。
LEDの光源色　（・電球色　※昼白色）
（2）LED照明器具の定格入力電圧はユニバーサル電圧（100V～242V）に対応するものとする。
電灯設備 3. 照明制御の照度測定等　明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は，照度測定を行い，測定表を監督職員に提出する。なお，測定箇所は監督職員の指示による。
照度測定（100%点灯時（※夜間　・　））（調光制御点灯時（※夜間　※昼間））
電灯設備 4. 照明制御装置設定器　納入数　※１個　・　個
雷保護設備 1. 大地抵抗の測定　工事着手前に大地抵抗率を測定し，測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。
雷保護設備 2. 接地システム　・構造体利用接地極　・A型接地極　・B型接地極　・JIS A 4201-1999
受変電設備 1. 受変電設備容量　＿＿kVA
受変電設備 2. 変圧器　次のものを付属させる。
・移動車輪（75kVA以上のもの）　・防震ゴム　・ダイヤル温度計（置針付）
モールド変圧器の表面は充電部とみなし，注意標識を取付ける。
受変電設備 3. 予備品等　標準仕様書によるほか電力ヒューズ現用定格値のものを現用数
発電設備 《燃料系発電装置》
発電設備 1. 電気方式　・高圧　・低圧
発電設備 2. 発電機容量　＿＿kVA以上
発電設備 3. 燃料小出槽　返油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは，通過形接点とする。
発電設備 4. 燃料種別　・軽油　・Ａ重油
発電設備 《太陽光発電装置》
発電設備 1. 太陽電池アレイ　公称出力 ＿＿kW以上　交流出力の電気方式 ＿相 ＿線 ＿＿V
発電設備 2. パワーコンディショナ　定格容量 ＿＿kW以上　自立運転機能（ ・有　・無）
発電設備 3. 表示装置　・液晶　・LED表示装置
発電設備 4. 連系する電力系統　・高圧受電みなし低圧連系　・高圧連系　・低圧連系
構内交換設備 1. 型式　※ボタン電話装置　・交換装置
構内交換設備 2. 保安器用接地　※本工事　・別途工事
構内交換設備 3. 壁掛電話機　送受話器の落下防止を施す。
テレビ共同受信設備 1. 機器　本工事において，「無線設備規則の一部を改正する省令」総務省令76号に対応した，電波漏洩対策を行った機器を使用するものとする。
テレビ共同受信設備 2. 新4K，8K対応機器　周波数帯域3.224MHzに対応した機器（増幅器，分配器，テレビ端子等）を使用する。
その他 拡声設備 増幅器　・時報及び自動放送（体操放送等）はアッテネータを経由した回路とする。
（一斉回路は使用しない）
・増幅器の入出力配線と外部配線（壁ボックス等）の接続はコネクタによる。
その他 構内配電線路 1. 施工方法　建物側配管引込み部の地盤変位対応種別（沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下）
その他 構内配電線路 2. 地中箱　蓋の記号表示　鋳型流込み（※電気　・　　）
ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。
その他 構内配電線路 3. 高圧負荷開閉器　・閉鎖形（重耐塩形）　・地絡継電器付（※方向性　・無方向性）
※別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。
その他 構内配電線路 4. 高圧ケーブルの端末部　高圧ケーブルの両端部にシースの縮み対策（熱収縮テープによるシースずれ止め対策等）を行う。
その他 構内配電線路 5. 高圧ケーブルの屋外端末処理　・一般形　・耐塩形
その他 構内配電線路 6. 標識シート　・高圧　※低圧　・
その他 構内配電線路 7. 照明用ポール　照明用ポールは配線用遮断器（トリップ機能なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を設ける。ただし，ガーデンライトは除く。
その他 構内通信線路 1. 施工方法　建物側配管引き込み部の地盤変位対応種別
（沈下量　・0.2m以下　・0.6m以下　・1.0m以下）
その他 構内通信線路 2. 地中箱　蓋の記号表示　鋳型流込み（※電気　・　　）
ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。
その他 構内通信線路 3. 標識シート　・通信　・弱電

① 機器取付高

機器取付高は下記を標準とする。ただし，天井高3m以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

	名　称	測　点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	地 上ー窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	床 上ー中 心	1,800～2,200
電灯	分電盤	床 上ー中 心	1,500(上端1,900以下)
	ホーム分電盤	天井下ー上 端	200
	スイッチ	床 上ー中 心	1,300
	〃（多機能ｲﾝﾀｰ車椅子用宿泊）	〃	1,100
	〃（車椅子用ﾍﾞｯﾄﾞ周辺）	〃	900
	〃（自動・手動切替）	〃	1,800
	コンセント（一般）	〃	300
	〃　（和室）	〃	150
	〃　（台上）	台 上ー中 心	150
	〃　（土間）	床 上ー中 心	800～1,300
	〃（車椅子用居室）	〃	400
	〃（車椅子用ﾍﾞｯﾄﾞ周辺）	〃	900
	〃　（トイレ）	〃	300～400
	ブラケット（一般）	〃	2,100～2,300
	〃　（踊場）	〃	2,000～2,500
	〃　（鏡上）	鏡上端ー中 心	150
動力	壁掛形制御盤	床 上ー中 心	1,500(上端1,900以下)
	手元開閉器	〃	1,500
	操作スイッチ	〃	1,300
構内交換	端子盤	床 上ー下 端	300
	保安器箱	天井下ー上 端	200
	壁付アウトレット	床 上ー中 心	300
	〃　（和室）	〃	150
電気時計	壁掛形親時計	床 上ー中 心	1,500(上端1,900以下)
	子時計	天井下ー上 端	200

	名　称	測　点	取付高（mm）
拡声表示誘導支援	壁掛形スピーカ	天井下ー上 端	200
	壁付アッテネータ	床 上ー中 心	1,300
	表示盤	天井下ー上 端	200
	壁付発信器	床 上ー中 心	1,300
	ベル，ブザー，チャイム	天井下ー上 端	200
	受付押ボタン（一般）	床 上ー中 心	1,300
	電源箱	床 上ー下 端	300
	外部受付用(ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	地 上ー中 心	1,000
	車椅子用(ｲﾝﾀｰﾎﾝ(運営子機)	〃	1,100
	壁付(ｲﾝﾀｰﾎﾝ(上記以外)	床 上ー中 心	1,300
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	900
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	400
	床転倒時用		
	機器収容箱	天井下ー上 端	200
	直列ユニット	床 上ー中 心	300
	〃　（和室）	〃	150
テレビ共同受信	受信機・副受信機	床上ー操作部	800～1,500
火災報知	機器収容箱	〃	800～1,500
	発信機	床上ー中心	800～1,500
	ベル	天井下ー上 端	200
	表示灯	〃	200
ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下ー中 心	300
	検知器（都市ガス）	天井下ー下 端	300
	〃（LPガス）	床 上ー上 端	300

② 配線図記号その他
（1）EEF1.6-2C×2は，EEF1.6-4Cを使用してもよい。
（2）EMケーブルの表記は警報用及び同軸ケーブルを除き「EM-」を省略する。

③ コリンズ登録について
受注者は受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，登受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。なお，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。

④ 防振ゴム等の製造検査
本工事の施工に当たり，東洋ゴム化工品（株）又はニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には，使用するまでに第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。

別表-1「外部機関等による評価済み機材表」

品　目	機　材　名		
・	蛍光灯器具	蛍光灯器具（防爆照明器具及び防災用照明器具を除く）	
⊙	LED照明器具（一般屋内用に限る）		
・	照明制御装置		
・	可変速運転用インバータ装置　（注）		
・	盤類	分電盤（実験盤を含む） 高圧スイッチギア（CW形）	キュービクル式配電盤　制御盤 高圧スイッチギア（PW形）
・	高圧機器	高圧交流遮断器 高圧限流ヒューズ	高圧避雷器　高圧進相コンデンサ 高圧負荷開閉器　高圧変圧器（特定機器）
・	絶縁監視装置	高圧回路	低圧回路
・	蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池 制御弁式据置鉛蓄電池	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
・	交流無停電電源装置（ＵＰＳ）		
・	太陽光発電装置	パワーコンデショナ及び系統連系保護装置	
・	監視カメラ装置		
・	中央監視制御装置	監視制御装置	

（注）
規約効率は以下の表に示すとおり（ＪＥＭ-ＴＲ　２４５　「汎用インバーターの規約効率の算出方法」により算出。ＪＩＳＣ４２１２「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧２００Ｖ，１Ｐ４Ｘ，６極，５０Ｈｚの電動機を駆動したときの値）とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45	55	75
規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	95.0	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

御注文先	三原市	御 承 認	記事	中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 １級建築士事務所 登録18(1)第1252号 １級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二	１級建築士登録 第 322322 号 小笠原 勲	校閲 藤本 藤田 設計 小笠原 設計年月日 2019.07.	工事名称 三原市立西小学校トイレ改修工事 図面名称 電気設備工事特記仕様書	図面番号 E-01 縮尺 ―

※A3：70.7%縮小

取付場所	１階　廊下
分電盤名称	Ｌ－１１
キャビネット形式	屋内埋込壁掛型

１φ３Ｗ　１００／２００Ｖ

スペースへ取付（パネルカット共）

ＥＬＣＢ　３Ｐ
１００ＡＦ／１００ＡＴ

ELCB

備　考	負荷容量　ＶＡ	定格電流	供給室名	回路番号
	７３６	２０	便所 コンセント	１７
		２０	防火戸盤	１
		２０	職員室 照明	３
		２０	不明	５
		２０	便所・階段室 照明	７
		２０	保健室 コンセント	９
		２０	放送室 コンセント	１１
		２０	職員室 床コンセント	１３
		２０	アンプ電源	１５

回路番号	供給室名	定格電流	負荷容量　ＶＡ	備　考
２	サーバー電源	２０		
４	照明室・更衣室 照明	２０		
６	不明	２０		
８	校長室 コンセント	２０		
１０	印刷室 コンセント	２０		
１２	照明室・更衣室 コンセント	２０		
１４	屋外トイレ	２０		
１６	予備	２０		

分電盤　Ｌ－１１　単線接続図（改修）

取付場所	２階　廊下
分電盤名称	Ｌ－２１
キャビネット形式	屋内埋込壁掛型

１φ３Ｗ　１００／２００Ｖ

ＥＬＣＢ　３Ｐ
５０ＡＦ／５０ＡＴ

ELCB

スペースへ取付（パネルカット共）

備　考	負荷容量　ＶＡ	定格電流	供給室名	回路番号
		２０	図書室 照明	１
		２０	便所・教室他 照明	３
		２０	廊下・教材室 コンセント	５
		２０	教室 コンセント	７

回路番号	供給室名	定格電流	負荷容量　ＶＡ	備　考
９	便所 コンセント	２０	２６０	
２	教室 照明	２０		
４	図書室 コンセント	２０		
６	教室 コンセント	２０		
８	予備	２０		

分電盤　Ｌ－２１　単線接続図（改修）

：改修範囲を示す。

御注文先	三原市	御 承 認	記事		中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録　3　第378号 １級建築士事務所 登録18(1)第1252号 １級建築士登録 第　293685　号　藤本　誠二	１級建築士登録 第　322322　号　小笠原　勲	校閲	藤本	藤田	工事名称	三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 E-02
								設計	小笠原	設計年月日 2019.07.	図面名称	分電盤単線接続図	縮尺 １：50

※A3：70.7%縮小

1階男子便所・女子便所平面図(改修前・後)

男子便所			
FL40W-1	直付	2	撤去

女子便所			
FL40W-1	直付	2	撤去

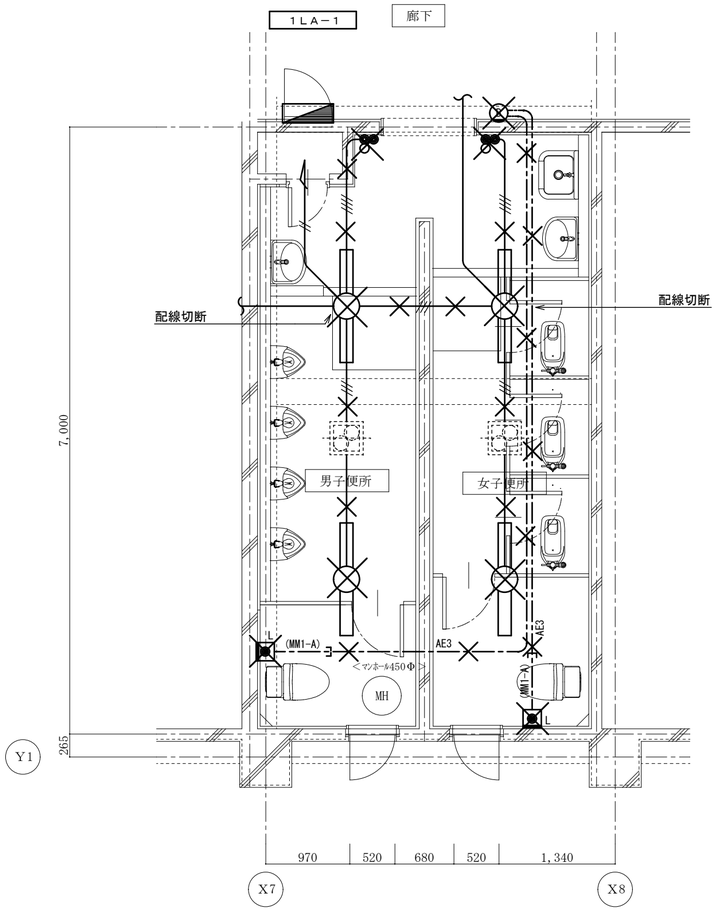

1階　電灯設備（照明）・誘導支援設備配線図（改修前）　S：1/50

前室		
LSS10-2-30	1	新設

男子便所		
LSS9-4-48	2	新設

女子便所		
LSS9-4-48	2	新設

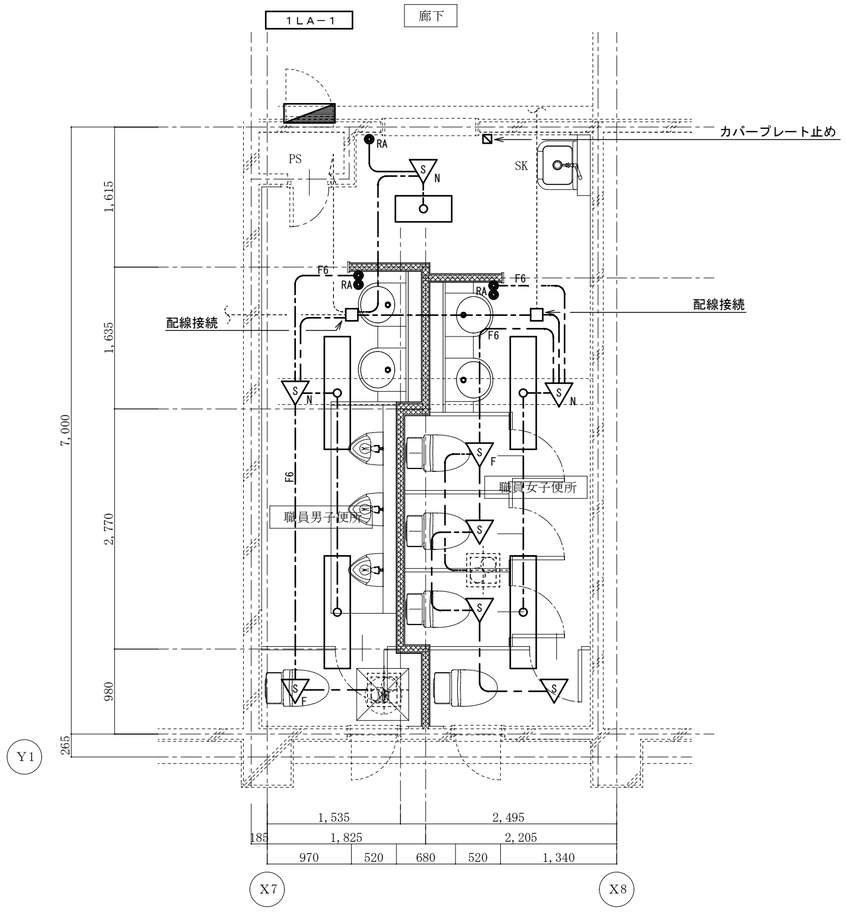

1階　電灯設備（照明）配線図（改修後）　S：1/50

凡　例			注　記	
記　号	名　称	備　考	1．図中特記なき配線・配管は、下記とする。	
	分電盤		IV 1.6×2	保護管(16)
	照明器具　天井付		IV 1.6×3	保護管(16)
●	スイッチ　1P15A×1		IV 1.6×4	保護管(22)
	スイッチ 位置表示灯外付　1P15A×1		IV 2.0×2	保護管(16)
Ⓑ	ブザー		AE3　AE 1.2-3C	
L	壁付呼出ボタン		(MM1-A)　1種金属線ぴ	
×	撤去を示す。		2．打込み配管の箇所は、配線のみ撤去とする。	

凡　例			注　記	
記　号	名　称	備　考	1．図中特記なき配線・配管は、下記とする。	
	分電盤		EEF 1.6-3C	保護管(PF16)
	照明器具　天井付		F6　EEF 1.6-3C×2	保護管(PF22)
S N	人感センサ　親機	人感センサ内蔵形 点滅タイプ	(MM1-A)　1種金属線ぴ	
S F	人感センサ　子機	人感センサ内蔵形 点滅タイプ（換気扇接続端子付）		
S	人感センサ　子機	人感センサ内蔵形 点滅タイプ	2．図中内、破線は既設を示す。	
RA	熱線式自動スイッチ センサ別置形	自動・連続・切		
□	位置ボックス			

御注文先	三原市	御承認	記事	

中電技術コンサルタント株式会社
広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL (082)(255)5501-8

建設コンサルタント登録 3 第378号
1級建築士事務所 登録18(1)第1252号
1級建築士登録 第 293685 号　藤本 誠二

1級建築士登録 第 322322 号　小笠原 勲

校閲	藤本	藤田		工事名称	三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号
設計	小笠原		設計年月日 2019.07.	図面名称	1階　電灯設備（照明）・誘導支援設備配線図（改修前・後）	E-03
						縮尺 1：50

※A3：70.7%縮小

２階男子便所・女子便所平面図(改修前・後)

男子便所			
FL40W-1	直付	2	撤去

女子便所			
FL40W-1	直付	2	撤去

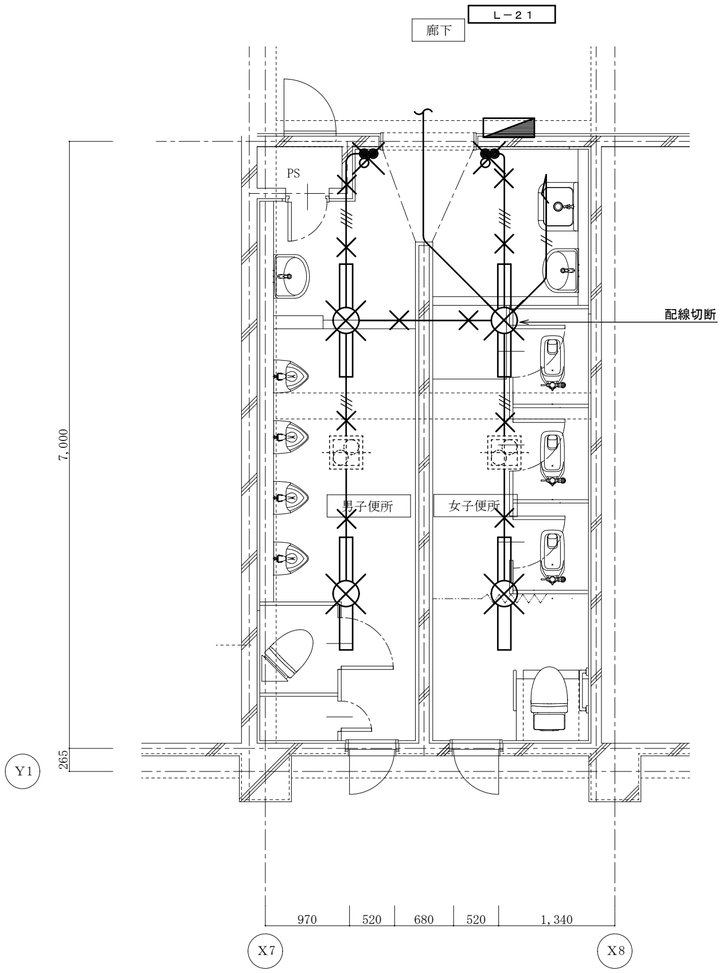

２階　電灯設備（照明）配線図（改修前）　S：1/50

前室		
LSS10-2-30	1	新設

男子便所		
LSS9-4-48	2	新設

女子便所		
LSS9-4-48	2	新設

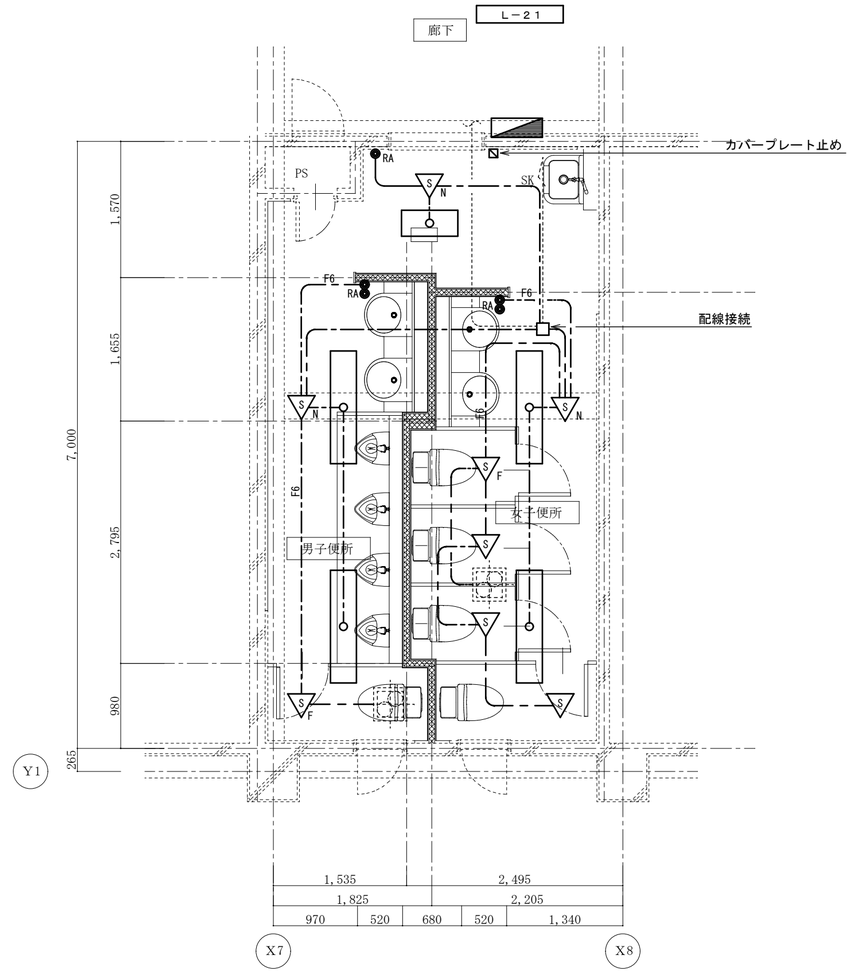

２階　電灯設備（照明）配線図（改修後）　S：1/50

御注文先	三原市	御承認	記事		中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 １級建築士事務所 登録18(1)第1252号 １級建築士登録 第 293685 号　藤本 誠二	１級建築士登録 第 322322 号　小笠原 勲	校閲	藤本	藤田	工事名称	三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号
								設計	小笠原	設計年月日 2019.07.	図面名称	２階　電灯設備（照明）配線図（改修前・後）	縮尺

図面番号 E-04

縮尺 1 : 50

※A3：70.7%縮小

1、2階男子便所・女子便所平面図(改修後)

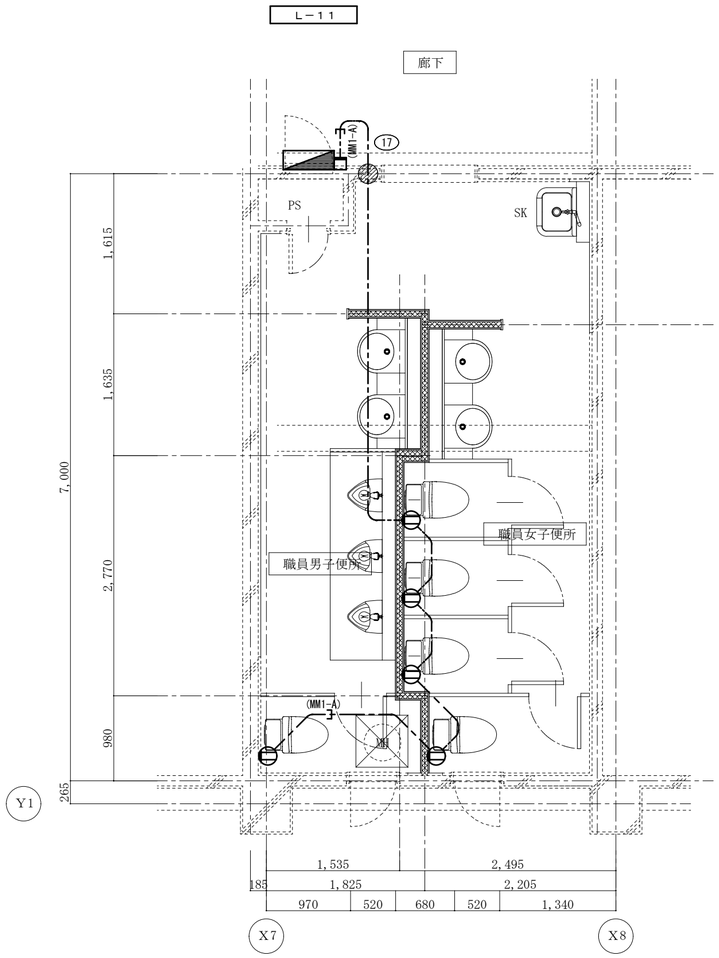

1階　電灯設備（コンセント）配線図（改修後）　S：1/50

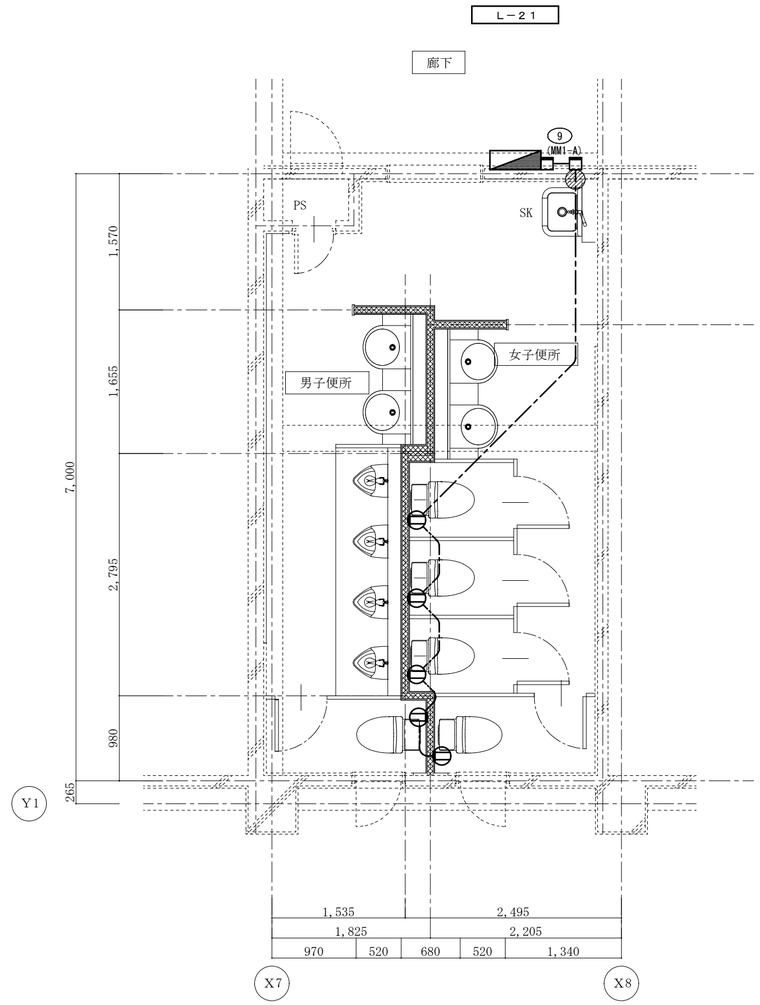

2階　電灯設備（コンセント）配線図（改修後）　S：1/50

凡　例			注　記
記　号	名　称	備　考	1．図中特記なき配線・配管は、下記とする。
	分電盤		―－―――－― EEF 2.0-3C　保護管(PF22)
	コンセント　2P15A(ET付)×2		―－┌(MM1-A)― 1種金属線び
	位置ボックス	カバープレート止め	
	防火区画貫通処理	φ50	

御注文先	三原市	御　承　認	記事		中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録　3　第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第　293685　号　藤本　誠二	1級建築士登録 第　322322　号　小笠原　勲	校閲	藤本 藤田	工事名称　三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 E-05
								設計	小笠原	設計年月日 2019.07.	図面名称　1、2階　電灯設備（コンセント）配線図（改修後）	縮尺 1：50

※A3：70.7%縮小

Ⅰ．工事概要

1．工事名称　西小学校既存校舎改修工事
2．工事場所　三原市西宮町７３１
3．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備考
管理特別教室棟	ＲＣ造	2		７項	改設一式

4．工事種目　（ ⊙ 印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 ／ 工事種目	工事種別：小学校			屋外
・空気調和設備				
⊙ 換気設備	改設一式			
・排煙設備				
・自動制御設備				
⊙ 衛生器具設備	改設一式			
⊙ 給水設備	改設一式			
⊙ 排水設備	改設一式			
・給湯設備				
・消火設備				
・ガス設備				
・特殊ガス設備				
・厨房器具設備				
・浄化槽設備				

5．指定部分　※ なし　・ あり（工期：～平成　年　月　日）
対象部分：
（改修工事の場合の部分使用　※ あり　・ なし ）

6．設備概要（改修工事の場合は既存の概要を示す。）

区分	項目	内容
空調設備	空気調和方式	・空気調和（・単一ダクト方式　・各階ﾕﾆｯﾄ方式　・ﾊﾟｯｹｰｼﾞ方式　・ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ　・ﾀﾞｸﾄ併用方式　・ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ方式） ・（　）
	主要熱源機器	・鋼製ﾎﾞｲﾗｰ　・鋳鉄製ﾎﾞｲﾗｰ　・温水発生機（・真空式　・無圧式） ・ﾁﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ　・吸収冷温水機　・吸収冷温水機ﾕﾆｯﾄ ・空気熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ　・ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機　・ ・ﾏﾙﾁﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機　・ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ方式
換気設備		・１種換気　・２種換気　⊙ ３種換気
排煙設備		・機械排煙（・有り　・無し ） 適用法規（・基準法　・消防法 ）
自動制御設備		・自動制御方式（・電気式　・電子式　・デジタル式 ）
衛生設備	給水源	⊙ 上水道　・井水
	給水方式	・水道直結方式　・高架水槽方式　⊙ ポンプ直送方式 ・増圧給水方式
	排水方式	⊙ 自然流下　・ポンプ排水（・汚物　・汚水　・雑排水　・　）
	放流先　汚水	・直放流下水管（・合流式　・分流式）　・浄化槽
	放流先　雑排水	・直放流下水管（・合流式　・分流式）　・浄化槽　・側溝　・別途桝
	給湯設備	・有り（・局所式　・中央式 ）　・無し
	消火設備	・屋内消火栓　・連結送水管　・屋外消火栓　・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ ・連結散水装置　・ﾌｰﾄﾞ等用簡易自動消火装置　・粉末消火装置 ・不活性ガス消火（・窒素　・　）　・ハロゲン化物消火　・無し
	ガス設備	・都市ガス　種別　（　ＭＪ／Ｎｍ3）　・液化石油ガス
	浄化槽設備	・有り（・単独処理　・小規模合併処理　・合併処理 ）　・無し

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記事項に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)（平成３１年版）」（ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築工事標準図(機械設備工事編)（平成３１年版）」（以下「標準図」という）による。
（2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
（3）標準仕様書で「特記がなければ，」以下に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において，それらが関係法令等（条例含む）に抵触する場合は，関係法令等の遵守（１．１．１４）を優先する。
（4）工事中及び竣工後，下記に示す調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
①公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等）
②完成施設事後調査（第１次調査）…引渡後概ね６ヵ月後
③完成施設事後調査（第２次調査）…引渡後概ね１年後
④かし担保調査…建設工事請負契約約款第４１条に定める期間内

	項目	内容
総則	1．取扱	本仕様書は，標準仕様書の一般共通事項の補足及び，追加項目をとりまとめたものである。
	2．優先順位	設計図書の優先順位は次の順序とする。 ①技術的説明事項（追加説明，質問回答書を含む） ②特記仕様書（図面記載のものを含む）　③設計図面（標準図を含む） ④標準仕様書（平成２８年版）
	3．官公署その他への手続き等	官公署その他への手続きは，受注者が遅滞なく行い，これに要する費用は，すべて受注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において，その検査に必要な資機材及び労務を提供し，これに直接要する費用を受注者が負担する。
	4．別契約の関係工事との協調	建築，電気その他別契約の関係工事について，工程及び，取合部分の施工に関し，常に緊密に連絡し，工事の円滑な進捗を図るものとする。
提出書類等	1．工程表	約款第３条に規定する。工程計画表は営繕課で示す様式により，別契約の関係工事との取合いを調整したものを提出する。
	2．施工図等	別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ，各現場代理人捺印のうえ提出する。 当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
	3．施工計画書	工事の着手に先立ち，現場の体制･組織，仮設計画，安全衛生管理，緊急時の連絡，災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。 また各種別の工事の施工にあたっては「工種別施工計画書」を作成する。
	4．工程報告	約款第１１条に規定する工事履行報告書は，営繕課で示す様式「期間別工事工程報告書」で，工程写真，状況写真を添付して月２回提出する。
	5．工事実績情報の登録	受注者は受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について，工事実績情報サービス（CORINS)に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。
補償	1．工事中	地上物件，地中埋設物等で本工事に起因して損傷した場合は，速やかに補修し，完全に復元するものとする。
	2．工事後	工事完成引渡後，施工または機器，材料の不備による故障は，約款第４１条（かし担保）により１年間受注者の負担で完全に補修するものとする。
管理	1．完成引渡しまでの管理	工事完了後も予め監督員の指示した日時までは受注者で管理し，各種公課に対する料金及び各種の被害（火災，盗難，破損等）は一切受注者の負担とする。
機器及び材料	1．主要資材購入先名簿の届出	本工事の施工に際して，資材を購入する場合は，極力広島県内に主たる営業所を有する業者に発注するものとする。また主要資材を購入しようとするときは，あらかじめ購入先の名称・所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。
	2．機器の取扱い等	標準仕様書の機材の検査に伴う試験に該当する機器については調査とあわせて，機器の構造及び取扱い方法ならびに管理上の要点を管理者側に十分説明する。
記録	1．完成時の提出書類等 部数は参考とする	（1）工事竣工図書引渡し書　Ａ４版　3 部 （2）完成図書（Ａ４版　黒表紙金文字製本）　1 部 （3）諸官庁届出書類一覧表　1 部 　諸官庁届出書類（正）　手続書類，許可書（正）共 （4）完成原図（原設計原図修正（特記仕様書含む））・施工原図A２版　1 部 （5）縮小第２原図（完成・施工原図）　1 部 （6）完成図面・施工図面二折製本　1 部 （7）縮小第二原図による完成図面・施工図面二折製本　3 部 （8）工事記録写真　Ａ４版（工事記録写真カラーサービス版）　1 部 　（竣工写真カラーサービス版）　3 部 （9）工事概要調書　Ａ４版　1 部 （10）運転操作説明書　取扱説明書　Ａ４版製本　1 部 （11）展開接続図　主として電気計装設備工事に適用　Ａ３版製本　― 部 （12）保全管理台帳Ａ４版　・設備台帳　Ａ４版　1 部 （13）ＣＤＲ（ＣＡＤにより作成した完成図，施工図）　2 部 （14）出来形管理図　1 部 （15）工事監理図書　Ａ４版　1 部 （16）竣工時の屋外配置図（各種配管，配線が記載された図面）Ａ２版　1 部 （17）電子成果品（電子納品）　2 部 （18）型式台帳　1 部 ※型式台帳は，監督員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。
	2．工事に関する写真	（1）工程写真 工事の進行に伴い主要工程の写真（カラーサービス版） （2）工事記録写真 地中，コンクリートその他建設中に埋設又は隠蔽され，完成後外部から検査又は確認することが困難な部分，各種試験状況，その他監督員の指示する箇所は写真（カラーサービス版）にまとめて提出する。 （3）竣工写真 主要機器の取付箇所，その他監督員の指示する箇所は写真（カラーサービス版）にまとめて提出する。

2．特記仕様

1）区分は●を，項目は番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項のうち選択する事項は ⊙ の付いたものを適用する。
ただし，⊙ 印のない場合は※印を適用する。⊙ 印　※ 印の場合は両方を適用する。

区分	項目	特記事項
● 一般共通事項	①．電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領（以下，要領という）に基づき作成する。 （1）工事管理ﾌｧｲﾙ　（2）完成図・施工図　（3）完成写真 （4）保全に関する資料(協議)　（5）発生材関係資料(協議) ※電子納品対象データは同要領に基づくが，変更がある場合は監督員との協議で決定する。
	2．工事中情報共有システム	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html （3）監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 （4）受注者は，監督員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。
	③．材料・機材の品質等	本工事に使用する材料・機材等は，設計図書に定める品質及び性能の他，通常有すべき品質及び性能を有するものとする。また，国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。
	④．監督員事務所	※ 設けない　・設ける（　号）　㎡程度
	⑤．工事用電力，水その他	本工事に必要な工事用電力，水などの費用は受注者の負担とする。 官公庁への諸手続きなどの費用は受注者の負担とする。
	⑥．工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督員が指示する次の表示板を設置する。 ※ 工事名等の表示板（900mm×600mm） ・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	⑦．工事用仮設物	構内に作ることが ⊙ 出来る　・出来ない
	8．交通誘導員	＿＿＿＿作業期間，交通誘導員を＿＿（人／日）配置すること。
	⑨．説明板等	⊙ 説明書（監督員と協議の上，設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。） ・説明板（監督員と協議の上，設備機器類及び一連の装置等の系統図，取扱要領を記載した説明板を作成する。）
	10．技能士の適用	・配管施工（配管工事）　・冷凍，空気調和機器施工（冷凍空調機の据付） ・熱絶縁施工（保温工事）　・建築板金施工（ダクトの製作及び取付）
	11．土工事	（1）埋戻し土は　・山砂の類 ※ 根切り土の中の良質土（ヒューム管以外の管の周囲は山砂の類） （2）建設発生土は ※ 場外指示の場所に処分　・場外搬出適切処理 ・場内指示の場所に敷き均し　・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は，次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。　搬出場所＿＿＿＿ ※当該工事により発生する発生土は，「建設発生土処分一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また，搬出先として，運搬費受入費（平日の受入費用）の合計が，最も経済的になる建設リサイクルプラント又は建設発生土受入れ地（一時堆積も含む）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。なお，工事後明らかになったやむ得ない事情により，上記の仕様により難い場合は，監督員と協議するものとする。
	⑫．発生材の処理及び産業廃棄物の処理	引渡しを要するもの　※ 無し　・有り（・機器類　・配管類 ） 特別管理産業廃棄物　※ 無し　・有り（　） 再生資源の利用を図るもの　※ 無し　・有り（　） （1）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市）が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則，県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記(1)に揚げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので，適正に処理すること。なお，本工事では，広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。
	⑬．総合調整	下記項目の総合調整を行い測定表を監督員に提出する。（　部） ・風量調整　⊙ 水量調整　・室内外空気の温湿度の測定 ・騒音の測定　・振動の測定　・室内の気流及び塵埃の測定 ・浄化槽の放流水水質　・飲料水の水質の測定 測定箇所等は監督員との協議による。
	⑭．図形表示	機器類は，図示する形状及び配管等の取りだし位置により，特定製造者の特定の製品を指示，限定しない。
	⑮．電気容量及び機器表示	（1）機器類の能力，容量等は原則として表示された値以上とする。 （2）電動機出力，燃料消費量，圧力損失等は，原則として表示された値以下とする。
	16．負担金等（消費税込み）	・給水引込負担金　（加入金及び納付金等を含む） （・本工事　・別途 ）　円 ・下水道等接続負担金（・本工事　・別途 ）　円 ・（・本工事　・別途 ）　円
	⑰．電線・電線管	（1）ＥＭｹｰﾌﾞﾙで規格等の記載のないものは、ﾊﾛｹﾞﾝ及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、電線及びＥＭｹｰﾌﾞﾙは標準仕様書第４編１．５．１表4．1．1よる。 （2）電線の色別は、原則として標準仕様書(電気設備工事編)(平成２８年版)による。 （3）合成樹脂製可撓管を使用する場合は、ＰＦ1重管とする。 （4）ｹｰﾌﾞﾙの接続は湿気の無い盤内端子渡しとし、湿気の有る槽内でのｹｰﾌﾞﾙ接続は基本として行わない。
	⑱．塗装	※ 標準仕様書を適用するほか，下記の部分を除き原則塗装を行う。 埋設されるもの（ただし，防食塗装部分を除く）　亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面　亜鉛めっきされたもので，常時隠ぺいされる部分　亜鉛めっきされた金属電線管，鋼製架台及び支持金物類　樹脂コーティング等を施したもので，常時隠ぺいされる部分　特殊な意匠的表面仕上げ処理を施した面　アルミニウム，ステンレス，銅，溶融アルミニウムー亜鉛鉄板，合成樹脂製等，特に塗装の必要を認められない面　ｶﾗｰ亜鉛鉄板面 ・下記の設備室等の亜鉛メッキを施した配管，ダクト及び支持金物、ダクト構成部材の塗装は行わない。（配管ネジ接合部，鋼材類等の錆止め塗装を除く） （・機械室　・電気室　・倉庫,書庫　・ＰＳ,ＤＳ
	⑲．保温	標準仕様書によるほか下記を適用する。 （1）暖房熱源機器室内の配管の保温材で，ポリスチレンフォーム保温材とあるものは同じ施工種別のロックウールまたはグラスウール保温材を使用する。 （2）屋内露出の合成樹脂製ｶﾊﾞｰは（※ｶﾊﾞｰ1　・ｶﾊﾞｰ2）とする。 （3）屋内露出（・機械室　・書庫　・倉庫　・管廊 ）の配管，ダクトの保温は「屋内露出（一般居室、廊下）仕上げ」に読替える。　・　・　） （4）断熱材被覆銅管による冷媒管の保温外装は 屋内露出　・保温化粧ｹｰｽ（※ 耐候処方樹脂製　・　） ・合成樹脂製ｶﾊﾞｰ（※ｶﾊﾞｰ1　・ｶﾊﾞｰ2）　・ 屋外露出　・ステンレス鋼板巻き（冷媒管に断熱材被覆銅管使用する時は整形用としてｸﾞﾗｽｳｰﾙを使用する。） ・保温化粧ｹｰｽ（・耐候処方樹脂製　・アルミ合金製　・鋼板製　・ステンレス鋼板製） （5）共同溝の保温種別　・　・ （6）全熱交換器用の　給気ダクト（・外気側　・室内側）は保温（２５mm厚）する。 排気ダクト（・外気側壁面より　m）は保温（２５mm厚）する。 （7）厨房用（レンジフード含む）排気ダクトの断熱（隠蔽部） ※ Ｉ（イ）Ⅸ 又は ｈ（イ）Ⅸ　・行わない
	20．絶縁継手	標準図　施工３による。
	21．防振継手	※ 合成ゴム製（球形）　・ベローズ製（ｽﾃﾝﾚｽ） ・ポリテトラフルオロエチレン樹脂製
	22．伸縮継手	※ ベローズ形　・スリーブ形
	23．弁類	（1）ステンレス管に使用するバルブは５０Ａ以下は青銅製，６５Ａ以上はステンレス製を使用する。 （2）給水、給湯に使用するバルブ、水栓類は鉛レスの鉛水質基準適合品を使用する。
	24．埋設表示	標準仕様書によるほか図示の箇所に設ける。 舗装部分は　※ 鉄製　・コンクリート製 屋外配管の埋戻し時は埋設表示テープを布設する。
	㉕．はつり工事	既存のｺﾝｸﾘｰﾄ床，壁等の配管貫通部の穴開けは，原則としてﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる。
	㉖．補修など	工事の施工に伴い既成部分を汚染または損傷した場合は，既成にならい補修する。
	27．支持金物，固定金具	（1）ﾎﾟﾝﾌﾟ及び屋外設置機器のｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ，ﾅｯﾄはｽﾃﾝﾚｽ製(SUS304)とし，屋外の配管，ﾀﾞｸﾄに使用する支持金物等はｽﾃﾝﾚｽ製(SUS304)又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。　溶融亜鉛めっきは（※ 2種35　・2種50) （2）ﾋﾟｯﾄ内に使用する支持金物等はｽﾃﾝﾚｽ製(SUS304)とする。
	28．配管の建物導入部	（・給水　・ガス　・油）配管の変位吸収は標準図　施工４，５とし設置場所は図示による。
	㉙．管端防食継手	コア内蔵型を使用する。
	㉚．配管附属品	標準仕様書第２編第２章第２節による。
	31．ポンプの電動機	渦巻きポンプの機器表に特記無き電動機の極数は，４極以上とする。
	32．他工事との他取合い	・下記による　・「工事区分表」による （1）鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ部の貫通箇所及び開口部の補強，その他壁，天井のﾎﾞｰﾄﾞ切込み箇所の下地の補強は　・本工事　※ 別途工事 （2）壁，天井のボード墨出し　※ 本工事　・別途工事 （3）〃　切込み　・本工事　※ 別途工事 （4）ｺﾝｸﾘｰﾄ壁，床及び梁等における設備機器，ﾀﾞｸﾄ，配管等の箱入れ及び貫通ｽﾘｰﾌﾞは　※ 本工事　・別途工事 （5）機器類のコンクリート基礎 屋上設置のもの　・本工事　・別途工事 屋内設置のもの　※ 本工事　・別途工事 屋外設置のもの　・本工事　・別途工事 （6）アンカーボルト　※ 本工事　・別途工事 （7）オイルサービスタンク防油堤　※ 本工事　・別途工事 （8）外壁取付ガラリ　・本工事　※ 別途工事 （9）機器付属の制御盤及び操作盤以降の配線は※ 本工事　・別途工事 （10）別途盤類への渡り配線の接続は　・本工事　※ 別途工事 （11）パッケージ空調機の連絡配管，配線（アース線共）　※ 本工事　・別途工事 （12）温水器，湯沸器，その他器具のアース線（連絡配線）　※ 本工事　・別途工事 （13）自動制御の電線管は　・本工事　※ 別途工事 （14）自動制御の電線の配線は　・本工事　※ 別途工事 （15）自動制御盤と自動制御機器との配線の接続は　・本工事　※ 別途工事 （16）機器と附属の操作スイッチの渡りの配管は・本工事　※ 別途工事 （17）〃　配線は※ 本工事　・別途工事 （18）屋内，屋外雨水管　・本工事　※ 別途工事
	33．耐震措置	設備機器の固定は次によるほか，「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修）による。 （1）機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は，機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数　※1.0　・0.9　・0.8とし、次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設　重要機器	・特定の施設　一般機器	・一般の施設　重要機器	・一般の施設　一般機器
上層階　屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2～6階建の場合は最上階，7～9階建の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階，1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
重要機器は次のものを示す。
・給水機器（　）　・排水機器（　）
・換気機器　・空調機器　・熱源機器　・防災機器　・監視制御設備
・危険物貯蔵装置　・火を使用する設備　・避難経路上に設置する機器
（2）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1／2とする。

区分	項目	特記事項
● 一般共通事項	34．溶接配管の検査	・ガス配管　・冷却水配管　・ 非破壊検査の適用　※ 無し ・有り（・放射線透過検査　・浸透探傷検査又は磁粉探傷検査） 抜取り率は　・標準仕様書による　・　%
	㉟．撤去工事	撤去する配管，ダクトの保温は取外す。
	36．ｽﾃﾝﾚｽ鋼管の接合方法	呼径60Ｓｕ以下の継手は，ＳＡＳ322による拡管式とする。
	37．鋼管類の防食処置	排水用塩ビライニング鋼管の土中埋設部は防食処理を行う。
	38．天井仕上区分	（　）書きの室名は天井無しを示し，その他は天井ありを示す。
	39．砂の取扱	当該工事に使用する砂については，原則として海砂（県外産含む）を使用しないこと。ただし，特にこの取扱により難い場合は，別途，監督員と協議すること。
	40．足場	本工事で設置する。・内部足場（・Ｅ種　・Ｆ種　・Ｇ種） ・外部足場（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｆ種）
	㊶．施工条件	現場説明書による。
	㊷．施工調査	⊙ 施工に先立ち，改修工事関連部分（施工部位により既存性能を損なうおそれのある部分）の事前確認を行い監督職員に報告書を提出する。
	㊸．非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は，事前に非破壊検査を行い，監督職員に報告する。探査方法は電磁誘導式を原則とする。 放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合，範囲は監督職員の指示により，検査費は別途とする。
	44．その他	・小口径桝，弁ボックス，散水栓ボックス等はコンクリート巻げ仕上げとする。（但し舗装等の仕上げ部分は除く。）（施工の際は鉄筋又は，金網で補強を入れること。） ・水栓は節水コマ付きを採用する。 ・水栓ハンドルは極力レバー式を採用する。
	45．防振ゴム等の製造検査	本工事の施工に当たり，東洋ゴム化工品（株）又はニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には，使用するまでに第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。

御注文先	三原市	御承認	記事

CEC　中電技術コンサルタント株式会社
広島市南区出汐 2丁目 3番30号　TEL (082)(255)5501-8
建設コンサルタント登録 3 第378号
１級建築士事務所 登録18(1)第1252号
１級建築士登録 第 293685 号　藤本 誠二
１級建築士登録 第 322322 号　小笠原 勲

校閲	藤本　藤田	工事名称	三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号	Ｍ－０１
設計	小笠原	設計年月日 2019.09.	図面名称：機械設備工事特記仕様書（共通仕様）	縮尺	NOSCALE

※A3：70.7%縮小

注　1）区分は，●を，項目は，番号に○印の付いたものを適用する。
　　2）特記事項のうち選択する事項は　◯の付いたものを適用する。ただし，⊙　印のない場合は※印を適用する。◯・　印　◯※　印の場合は両方を適用する。

衛生設備

区分	項目	特記事項
●衛生器具設備	① 大便器・小便器	陶製注意板は　・　取付ける（　・　自動洗浄小便器は除く）　⊙　取付けない
	2．小便器用洗浄水節水装置	※　個別感知方式　（電源供給方式　※　ＡＣ１００Ｖ　・　乾電池　・流水発電形） 工事範囲は，電気一次側配管配線を除きすべて本工事とする。
	③ 自動水栓	電源供給方式　※　ＡＣ１００Ｖ　・　乾電池　・流水発電形
	4．和風大便器の耐火処理	標準図（施工６６(ｂ)）の　※　(2)　・　(1)
	⑤ 衛生器具と排水管接続	※　標準図（施工６２）　・　標準図（施工６３）
●給水設備	1．量水器	（１）親メーター　※　借用　・　買取り （２）子メーター　※　買取り　・　借用
	2．量水器桝	（１）親メーター用　※　水道事業者の指定品　・　標準図（機材５７） （２）子メーター用　※　標準図（機材５７）　・　水道事業者の指定品
	③ 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による	（１）一般配管用※　塩ビライニング鋼管（ＳＧＰ－ＶＢ）（ＳＧＰ－ＦＶＢ） ・　ポリ粉体鋼管（ＳＧＰ－ＰＡ）（ＳＧＰ－ＦＰＡ） ・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）　・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６） ・　水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＨＩＶＰ） ・ （２）土間配管用※　塩ビライニング鋼管（ＳＧＰ－ＶＤ）（ＳＧＰ－ＦＶＤ） ・　ポリ粉体鋼管（ＳＧＰ－ＰＤ）（ＳＧＰ－ＦＰＤ） ・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）　・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６） ・　水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＨＩＶＰ） ・ （３）屋外土中用※　水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＨＩＶＰ） ・　塩ビライニング鋼管（ＳＧＰ－ＶＤ）（ＳＧＰ－ＦＶＤ） ・　ポリ粉体鋼管（ＳＧＰ－ＰＤ）（ＳＧＰ－ＦＰＤ） ・　水道用ポリエチレン二層管（５０Ａ以下）　・　水道用ポリエチレン管（７５～１５０Ａ） ・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）　・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３１６） ・ （４）ビニル管の接合方法　※　接着接合　・　ゴム輪接合 （５）ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管の接合方法　５０Ａ以下　・融着継手　・　金属製継手　７５Ａ以上融着継手 （６）ゴム輪接合の場合，直管以外の継手部には離脱防止金具付とする。 （７）特記なき給水管の最小口径は２０Ａとする。 （８）ステンレス鋼管を使用する場合は下記の水質の確認を行う。 電気伝導率，Ｍアルカリ度，カルシュウムイオン，マグネシュウムイオン，全硬度，重炭酸イオン 遊離炭酸，塩素イオン，シリカ，蒸発残留物
	④ 弁類	（１）公営水道に直結する配管に使用するものは，ＪＩＳ又はＪＶ（１０Ｋ）とする。 （２）高置タンク以降の配管に使用するものは，ＪＩＳ又はＪＶ（５Ｋ）とする。ただし，特記部分は（１０Ｋ）とする。 （３）給水引込み部の　・　止水栓　・　弁桝　は水道事業者の指定品とする。
	5．保温	鋼板製，ステンレス製タンクの保温　・　施工する　・　施工しない
	6．定水位調整弁	・　共通仕様書による（附属品を含む）　・　水道事業者指定品
	7．水栓柱	※　合成樹脂製　・　人造石とぎ出し製　・　アルミニウム合金製
	8．水栓	（１）屋外の水栓は　・　キー式ハンドル　・　一般水栓 （２）台所流し用の水栓は泡沫式とする。
	9．ＦＲＰ製タンクのマンホール	ＦＲＰ製及びｽﾃﾝﾚｽ製水槽（保温形）は，マンホールも保温形とする。
●排水設備	① 配管材料 ※重複して適用の場合の使用区分は図示による	（１）屋内汚水管　⊗　硬質塩化ビニル管（ＶＰ）　・　耐火二層硬質塩化ビニル管（ＶＰ） （第1桝まで含む）　・　排水用塩ビライニング鋼管　・　鉛管 ・　コーティング鋼管（　・　ノンタールエポキシ　・　塩化ビニル） ・　建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管（ＲＦ－ＶＰ） ・ （２）屋内雑排水管　⊗　硬質塩化ビニル管（ＶＰ）　・　耐火二層硬質塩化ビニル管（ＶＰ） （第1桝まで含む）　・　配管用炭素鋼鋼管（白管）　・　鉛管　・　排水用塩ビライニング鋼管 ・　コーティング鋼管（　・　ノンタールエポキシ　・　塩化ビニル） ・　建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管（ＲＦ－ＶＰ） ・ （３）通気管　⊗　硬質塩化ビニル管（ＶＰ）　・　耐火二層硬質塩化ビニル管（ＶＰ） ・　配管用炭素鋼鋼管（白管）　・　排水用塩ビライニング鋼管 ・　建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管（ＲＦ－ＶＰ） ・ （４）屋外排水管　※　硬質塩化ビニル管（ＶＵ）　⊙　硬質塩化ビニル管（ＶＰ） ・　コンクリート管（外圧１種Ｂ形） ・　水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＨＩＶＰ） ・　排水用リサイクル硬質塩化ビニル管（ＲＥＰ－ＶＵ） ・　下水道用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管（ＲＳ－ＶＵ）
	2．グリース阻集器	※　工場製作品（　※　ＳＵＳ製　・　鋳鉄製　・　ＦＲＰ製）　・　現場施工品 ・　耐火被覆　・　標準図（施工６６（ａ））を施工する。　・　施工しない
○ガス設備	1．配管材料	（１）一般配管用　※　配管用炭素鋼鋼管（白管）　・ （２）一般配管（ピット内）※　合成樹脂被覆鋼管　・　配管用炭素鋼鋼管（白） （３）土間配管　※　合成樹脂被覆鋼管　・　ガス用ポリエチレン管（ＪＩＳ－Ｋ６７７４） （４）屋外土中配管　※　合成樹脂被覆鋼管　・　ガス用ポリエチレン管（ＪＩＳ－Ｋ６７７４）
	2．液化石油ガス容器	・　１０Ｋｇ　・　２０Ｋｇ　・　５０Ｋｇ　　本　※　借用　・　買取
	3．ガスメーター	（１）親メーターは　・　ガス事業者より借用　・　買取 （２）子メーターは　※　買取り　・　ガス事業者より借用 （３）子メーターの計量方式は　※　直読　・　遠隔表示
	4．容器廻りの配管	自動切替式で施工方法は標準図（施工７２）の　・　(ａ)　・　(ｂ)　・　(ｃ)
	5．容器転倒防止	施工方法は標準図（施工７３）の　・　(ａ)　・　(ｂ)
	6．ガス漏れ警報器	※　要（取付位置は図示による。外部出力端子　・不要　・要）　・不要 警報器から制御器，遮断弁（又はマイコンメーター端子）までの電線管は　・　別途電気工事　・　本工事
	7．漏洩検知装置	・　流量検知式（切替形又は圧力監視形）　・　圧力検知式
	8．配管支持金物	ビニール被覆支持金物，又は配管クランプ部を電食防止テープ巻き
	9．その他	都市ガスはガス供給事業者の供給約款による。

区分	項目	特記事項
○給湯設備	1．配管材料	※　保温付き被覆銅管　・　銅管　・　耐熱性ライニング鋼管　・　ステンレス鋼管 ※　湯沸器，給湯器廻りの付属配管等は製造業者標準品とする。
	2．弁類	※　ＪＩＳ又はＪＶ（５Ｋ）とする。ただし，水道直結部分及び特記部分は（１０Ｋ）とする。
	3．保温	湯沸器の給排気筒の隠ぺい箇所は保温を行う。　ｈ（イ）Ⅱ
○消火設備	1．消火栓弁の耐圧	※　１０Ｋ　・　１６Ｋ
	2．配管材料	（１）屋内消火栓　一般配管用　※　配管用炭素鋼鋼管（白管）・ 一般配管（ピット内）　※　外面被覆鋼管　・　配管用炭素鋼鋼管（白管） 土中配管用（土間含む）※　外面被覆鋼管　・ （２）連結送水管　一般配管用　※　圧力配管用炭素鋼鋼管 一般配管（ピット内）　※　外面被覆鋼管　・　圧力配管用炭素鋼鋼管 土中配管用（土間含む）※　外面被覆鋼管　・
	3．保温	（１）呼水タンクの保温　※　施工しない　・　施工する （２）充水タンクの保温　※　施工しない　・　施工する （３）消火配管の保温は次による。 ・　屋内消火栓　※　施工しない　・　施工する（　・　屋外露出　・　給水管に準じる範囲） ・　スプリンクラー　※　施工しない　・　施工する（　・　屋外露出　・　給水管に準じる範囲） ・　連結送水　※　施工しない　・　施工する（　・　屋外露出　・　給水管に準じる範囲） ・　連結散水　※　施工しない　・　施工する（　・　屋外露出　・　給水管に準じる範囲）
	4．屋内消火栓箱	・　屋内消火栓箱　・　易操作性１号消火栓箱　・　屋内２号消火栓箱
	5．屋外消火栓箱，ホース格納庫	※　鋼板製　・　ステンレス鋼板製等（機器表による）
	6．新ガス系消火剤の種類	（１）不活性ガス　・　ＩＧ－５４１　・　ＩＧ－５５　・　窒素 （２）ハロゲン化物ガス　※　ＦＫ－５－１－１２　・　ＨＦＣ－２２７ｅａ　・　ＨＦＣ－２３
	7．新ガス系消火の起動方式	※　手動　・　自動，手動切替式
	8．二酸化炭素消火の起動方式	※　手動　・　自動，手動切替式
○浄化槽設備	1．処理種別及び方式	・　小規模合併処理（　※　担体流動方式　・　嫌気ろ床接触ばっ気方式 ・　脱窒ろ床接触ばっ気方式　・　分離接触ばっ気方式　） ・　合併処理（　・　接触ばっ気方式　・　長時間ばっ気方式　・　回転板接触方式 ・　） ・
	2．形式	※　ユニット形　・　現場施工形
	3．処理能力	処理対象人員　　人　処理水量　　ｍ３／ｄ　流入ＢＯＤ濃度　　ｍｇ／ℓ
	4．放流水水質	ＢＯＤ　・　６０　・　３０　・　２０　・　１０　ｍｇ／ℓ　以下 ・　　ｍｇ／ℓ　以下
	5．埋戻し土	※　機械土の中の良質土（ＦＲＰ槽周囲は山砂の類）　・　購入土
	6．消毒薬	３ヶ月分相当を納入する。
	7．その他	性能責任施工とする。 竣工後６ヶ月間流入，放流のＳＳ，ＢＯＤ，ＰＨ，透し度，大腸菌個数等を（※報告する，・報告しない。）

空気調和設備

区分	項目	特記事項
○空気調和設備	1．設計用温湿度条件	外気条件：夏季　℃　％（ＤＢ）　％（ＲＨ）；冬季　℃　％（ＤＢ）　％（ＲＨ） 室内（調整目標値）一般系統：夏季　２８．０℃　５０％（ＤＢ）　℃　％（ＲＨ）；冬季　１９．０℃　４０％（ＤＢ）　℃　％（ＲＨ）
	2．冷水・温水・冷温水管	※　配管用炭素鋼鋼管（白管）　・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４） ・　配管用炭素鋼鋼管（白管）　※　硬質塩化ビニル管（ＶＰ） ・　リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（ＲＦ－ＶＰ）
	3．ドレン管	・　配管用炭素鋼鋼管（白管）　・　塩ビライニング鋼管　・　ポリ粉体鋼管
	4．冷却水管	※　配管用炭素鋼鋼管（白管）　・　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）
	5．膨張・空気抜・補給水管	※　ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）　・　塩ビライニング鋼管　・ポリ粉体ライニング鋼管
	6．空調用給水管	※　配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	7．蒸気給気管	※　圧力配管用炭素鋼鋼管（ＳＴＰＧ３７０　黒　ｓｃｈ４０）
	8．蒸気還水管	※　配管用炭素鋼鋼管（黒管）
	9．油・油用通気管	※　断熱材被覆銅管　・　銅管　・
	10．冷媒管	ＪＩＳ又はＪＶ（５Ｋ）とする。ただし，特記部分は（１０Ｋ）とする。
	11．弁類	※　流量調節弁　※　冷温水管の接続部（往・還）にはボール弁を取り付ける。 ・　定流量弁（　・　ｶﾞﾄﾞﾏﾝ式流量可変式　・　ﾕｰﾄﾘｯｼﾞｵﾘﾌｨｽ形）を取付ける。 ※　床置形にはサブドレンバンを設けるものとし，材料等はドレンバンに準ずる。
	12．ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ	（１）遠方操作スイッチのフラッシュプレートは金属製（ｽﾃﾝﾚｽ，新金属も含む）とする。 （２）遠方操作スイッチの渡り配管　・　別途工事　・　本工事 （３）遠方操作スイッチの渡り配線　・　別途工事　・　本工事
	13．天井吊り形ＦＣＵ及び全熱交換形換気扇	（１）吹出口・吸込口　アルミニウム製は塗装を　※　行う　・　行わない　・　鋼板製 （２）吸込口ＧＶＦＳは防火シャッター付吸込口を示す。
	14．吹出口・吸込口	（１）　※　低圧ダクト　・　高圧１ダクト　・　高圧２ダクト （２）矩形ダクトは　・　アングルフランジ工法 ※　コーナーボルト工法（　・　共板工法　・　ｽﾗｲﾄﾞｵﾝﾌﾗﾝｼﾞ工法） （　厨房用ダクトはアングルフランジ工法とする。） （３）防火区画を貫通するダクトは，その貫通する部分の前後１５０ｍｍを１．６ｍｍ厚鋼板製とする。 （４）厨房用ダクトの板厚 矩形ダクトの場合（単位ｍｍ）：ダクトの長辺／ステンレス鋼板／亜鉛鉄板 ４５０以下／０．５以上／０．６以上 ４５０を越え１，２００以下／０．６以上／０．８以上 １，２００を越え１，８００以下／０．８以上／１．０以上 １，８００を越えるもの／０．８以上／１．２以上 円形ダクトの場合（単位ｍｍ）：円形ダクトの寸法／ステンレス鋼板／亜鉛鉄板 ３００以下／０．５以上／０．６以上 ３００を越え７５０以下／０．５以上／０．６以上 ７５０を越え１，０００以下／０．６以上／０．８以上 １，０００を越え１，２５０以下／０．８以上／１．０以上
	15．ダクト	
	16．ダンパー	（１）防火ダンパーは表示等により区分する。 （２）防煙ダンパー　復帰方式：遠隔復帰式（定格入力はＤＣ２４Ｖ，０．７Ａ以下とする。） （３）ヒストンダンパー　復帰方式：遠隔式
	17．風量測定口	取付け位置は図示による。
	18．チャンバー等	（１）綿状吹出口には，接続チャンバー（長さ＋１００×３００×３００Ｈ）を設ける。 （２）シーリングディフューザーの接続は標準図（施工４７）による。 施工が困難な場合はフレキシブルダクトを使用してもよい。 （３）外壁に面するガラリにチャンバー等を設ける場合には原則として排水を考慮する。
	19．消音内貼り	（１）空調用吹出口接続チャンバー及び図示したダクト並びにチャンバー類とする。 （２）内貼りチャンバー類の寸法は，外法寸法とする。 （３）吹出口接続チャンバー以外の内貼りしたチャンバーには点検口を設ける。 点検口の大きさは，原則として４００×６００とする。
	20．グリス除去装置	・　グリスエクストラクター　・　グリスフィルター
	21．瞬間流量計及び流量測定口	（１）形式はピトー管（コック付）とする。　※　固定式　・　着脱式 （２）下記の箇所，若しくは図示により取付ける ・　冷凍機類の冷水出口　・　瞬間流量計　・　測定用タッピング ・　冷凍機類の冷却水出口　・　瞬間流量計　・　測定用タッピング ・　ボイラー又は熱交換器の温水出口　・　瞬間流量計　・　測定用タッピング ・　冷温水ヘッダーの各送り管　・　瞬間流量計　・　測定用タッピング ・　ユニット形空気調和機の冷温水入口　・　瞬間流量計　・　測定用タッピング
	22．定風量，変風量ユニット	・　メカニカル形　・　風速センサー形
	23．温度計	標準図によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。 ・　ユニット形空気調和機廻りの還気ダクト，外気ダクト及び給気ダクト ・ ・
	24．圧力計	機器附属品以外の温度計は　※　工業用バイメタル式温度計　・　ガード付きＬ形温度計 標準図によるほか図示した箇所に取付ける。
	25．冷温水管等の空気抜き	（１）空気溜りを生ずると思われる箇所には，必要に応じて操作の容易な位置に空気抜き弁装置（　※　手動　・　自動）を設け排水口まで配管する。 （２）自動空気抜き弁装置は，標準図（施工３６（ｇ））による
	26．鋼板製煙道	（１）厚さ　※　３．２ｍｍ　・　４．５ｍｍ （２）煤煙濃度計　・　取付ける　・　取付けない　・　取付座を取付ける （３）煤塵量測定口（８０φ×２）を　※　取付ける　・　取付けない
	27．防振吊り及び支持金物	標準仕様書によるほか，中央換気機室の冷却水管，冷温水管，及び空調屋内ユニット等の吊り，及び支持は防振吊り金物又は防振支持金物で行う。
	28．オイルサービスタンク	油面計はゲージ式（側圧式）とする。
	29．地下オイルタンク	（１）据付け方法（標準図）は ・　地下オイルタンク据付け図（施工３１） ・　鋼製強化プラスチック製二重殻タンク据付け図（施工３０） （２）鋼板製タンクの保護被覆は　※　エポキシ樹脂　・　強化プラスチック （３）遠隔油量指示装置（油面計は（・抵抗変化式・磁歪式）で（・室内・室外）より油量監視用）を取付ける。 （４）基礎杭は　※　不要　・　要（但し杭は　※　別途工事　・　本工事） （５）土留め工事は　※　不要　・　要（　・　本工事　・　別途工事）
	30．液面制御装置	（１）液面制御装置の機能は下記による。 ・　給油ポンプの起動，停止　・　返油ポンプの起動，停止　・　ポンプ緊急停止警報 ・　満油警報　・　減油警報　・　遠方警報接点（　・　満油　・　減油） （２）返油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは，遠過形接点とする。 ※　設ける（図示した箇所に取付ける）　・　設けない
	31．油積算流量計	空気調和機器等又はフィルターチャンバーの装着枚数の１００％を予備品（枠付）として納める。
	32．フィルターの予備品	ファンコイルユニットは総台数の約５０％に当たるフィルターを予備品（枠付）として納める。 自動巻取り形及びグリースフィルターは装置単位の１００％を予備品として納める。
	33．水質基準	空調用水の水質基準は，日本冷凍空調工業会（冷凍空調機器水質ガイドライン）による。
	34．冷媒ガス	※　Ｒ４０７Ｃ，Ｒ４１０Ａ又はＲ３２　・　――
	35．直焚吸収冷温水機	形式　　煙管式又は液管式
	36．冷却塔	標準型，低騒音型，超低騒音型の規定は，日本冷却塔工業会の騒音基準値による。
	37．ﾊﾟｯｹｰｼﾞ空調機の能力表示	インバーター機の表示された能力は，型番で選定する。
	38．ﾊﾟｯｹｰｼﾞ空調機の内外渡配線	製造業者の標準品とし，原則として冷媒管と共巻きとする。（エアコン含む）
○排煙設備	1．一般事項	空調，換気の当該事項を適用する。
	2．ダクト	※　高圧１ダクト　・　高圧２ダクト ※　亜鉛鉄板製　・　鋼板製
	3．排煙口	・　パネル形　（　・　天井取付　・　壁取付　） ・　スリット形　（　・　天井取付　・　壁取付　） ・　ダンパー形　（　・　天井取付　・　壁取付　）
	4．排煙口開放及び復帰方式	電気式（遠隔操作　※　不要　・　要）
	5．排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書平成20年度版（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる
○自動制御設備	1．中央監視制御装置	・　有り（構成機能は図示による）　・　無し ・　要（　・　本工事　・　別途工事）　・　不要
	2．電源装置	取付け高さは　※　１３００ｍｍ　・
	3．温度調節器等	（１）屋外，屋内露出の配線は，図示に特記がない限り金属管配管とする。 天井隠蔽の配線は，図面に特記のない限りケーブル配線とする。
	4．計装工事の配線	（２）原則として，次の用途に使用する電線類はＥＭケーブルとし，規格は一般事項１７．電線類の規格による。 （機器，盤類はこれによらなくてもよい） 用途　：　①電源線，接地線 ②電気式の調節器（サーモ，ヒューミディ）用電線 ③各種検出器（温度，湿度等），操作器（バルブ，ダンパー等）における弱電信号，通信線を除く制御線

御注文先	三原市	御承認	記事	中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐２丁目３番30号　TEL（082）（255）5501-8	建設コンサルタント登録　３，第378号 １級建築士事務所 登録18（ﾛ）第1252号 １級建築士登録 第　293685　号　藤本　誠二 １級建築士登録 第　322322　号　小笠原　熱	校閲	藤本　藤田	工事名称：三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号：Ｍ－０２
						設計	小笠原	設計年月日：2019.09. 図面名称：機械設備工事特記仕様書（衛生設備・空気調和設備）	縮尺：NOSCALE

※A3：70.7%縮小

器　具　表

名　　称	ＴＯＴＯ（参考品番）	ＬＩＸＩＬ（参考品番）	仕　　様	合計	１階 男子便所	１階 女子便所	１階 共用部	１階	２階 男子便所	２階 女子便所	２階 共用部	２階	備考
洋風大便器(暖房便座)	CS597BWS	BC-P20H	床置床排水大便器、密結タンク、床排水フランジ(７５塩ビ管用)、ステンレス製ワンタッチ式紙巻器(一連)、樹脂プラグ共	8		3			1	4			
	TCF116(1φ100V 52W)	CF-18ALJ(1φ100V 48W)	暖房便座(蓋付)										
洋風大便器(暖房洗浄便座)	CS597BWS	BC-P20H	床置床排水大便器、密結タンク、床排水フランジ(７５塩ビ管用)、ステンレス製ワンタッチ式紙巻器(一連)、樹脂プラグ共	2	1	1							
	TCF5533AUS(1φ100V 316W)	CW-PA11FLQD-NE(1φ100V 350W)	暖房洗浄便座(貯湯式、蓋付)、エコリモコン(洗浄・操作(擬音装置付)										
小便器 (手動式)	UFH500	U-406RU	壁掛壁排水小便器(フラッシュバルブ式)、バックハンガー、樹脂プラグ共	7	3				4				
洗面器 (手動水栓)	L830CRU	L-2160ANC	はめ込丸形洗面器、壁排水金具、排水カバー共	8	2	2			2	2			
	TLC11AR	LF-E02	台付手動水栓										
化粧鏡	YM4575A	KF-5075	一般鏡　角形(450×750)、固定金具、樹脂プラグ共	8	2	2			2	2			
掃除用流し (横水栓)	SK22A	S-202A	掃除用流し、床排水金具、アングル形止水栓、バックハンガー、リムカバー、樹脂フラグ共	2			1				1		
	T23AE20C	LF-7KE-19	横水栓										

【建築工事範囲】
・手摺り,洗面器用カウンター,配管用ライニング,器具設置に伴う補強

＜注記＞

1．各バルブには系統表示を設置すること。

2．配管等の防火区画貫通は、令１２９の２の５及び告示１４２２号による。

御注文先	三原市	御承認	記事		中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3、第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二	1級建築士登録 第 322322 号 小笠原 勲	校閲	藤本 藤田	工事名称 三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 M－03
								設計	小笠原	設計年月日 2019.09. 図面名称 衛生設備 器具表	縮尺 NOSCALE

※A3：70.7%縮小

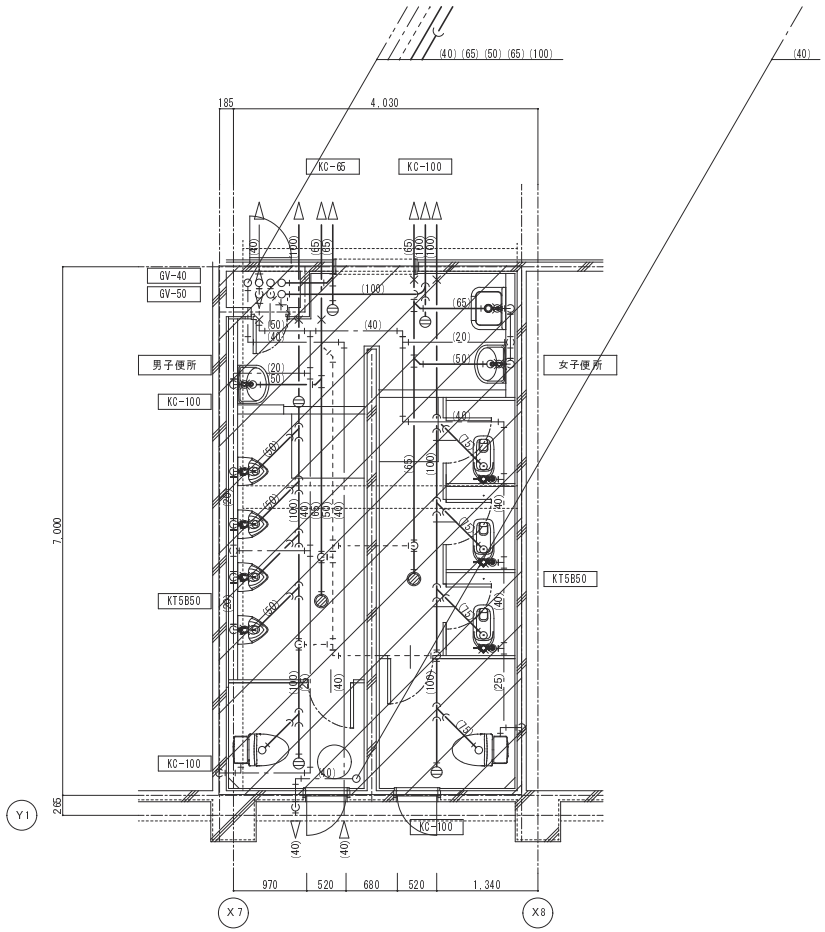

【撤去図】

1階平面詳細図（改修前）　S：1／50

※下部ピット内配管とする
※撤去配管は、給水管 VLP、排水通気管 VPとする。
※▨ 部分は撤去範囲を示す。但し各種立管及び揚水管・上階からの汚水・雑排水管は既設再利用とする。
※配管撤去後のスラブ・壁面等の穴埋め補修は全て本工事にて行うこと
※和風大便器撤去後のスラブ開口埋戻（鉄筋補強共）は建築工事とする。
※ —✕— 部分は配管接続箇所を示す。

【撤去器具リスト】

名　称	仕　様	数量
洋風大便器	ﾛｰﾀﾝｸ式	2
和風大便器	ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞ式	3
小便器	床置形(ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞ式)	4
掃除流し	単水栓	1
洗面器	単水栓	2
化粧鏡	傾斜ﾀｲﾌﾟ（650×500）	2

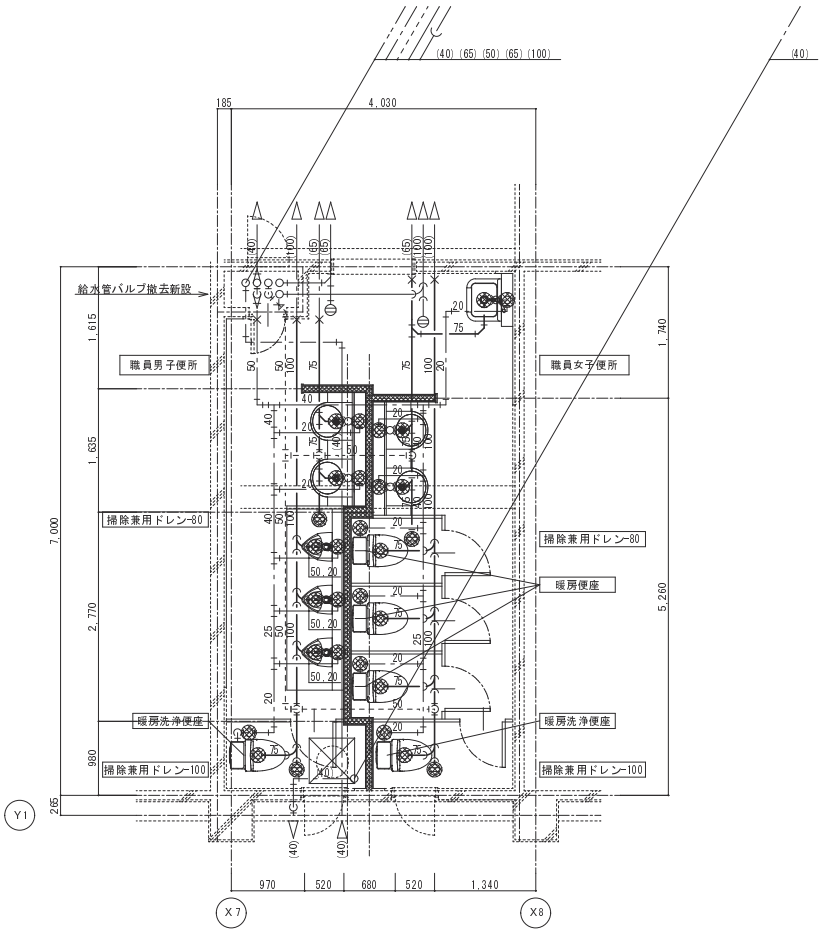

1階平面詳細図（改修後）　S：1／50

※便所内配管はピット内配管とする
※ （　）は既設配管を示す。
※ —✕— 部分は配管接続箇所を示す。
※ ⊗ 部分はダイヤモンドカッター穴明補修を示す。

給水管	50φ (20A)	13箇所
排水管	75φ (50A)	7箇所
排水管	125φ (75A)	8箇所
排水管	150φ (100A)	2箇所

御注文先	三原市	御承認	記事	中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二	1級建築士登録 第 322322 号 小笠原 熱	校閲 藤本 藤田 設計 小笠原	設計年月日 2019.09.	工事名称 三原市立西小学校トイレ改修工事 図面名称 衛生設備 1階男子便所・女子便所詳細図（改修前・後）	図面番号 M－04 縮尺 1：50

※A3：70.7%縮小

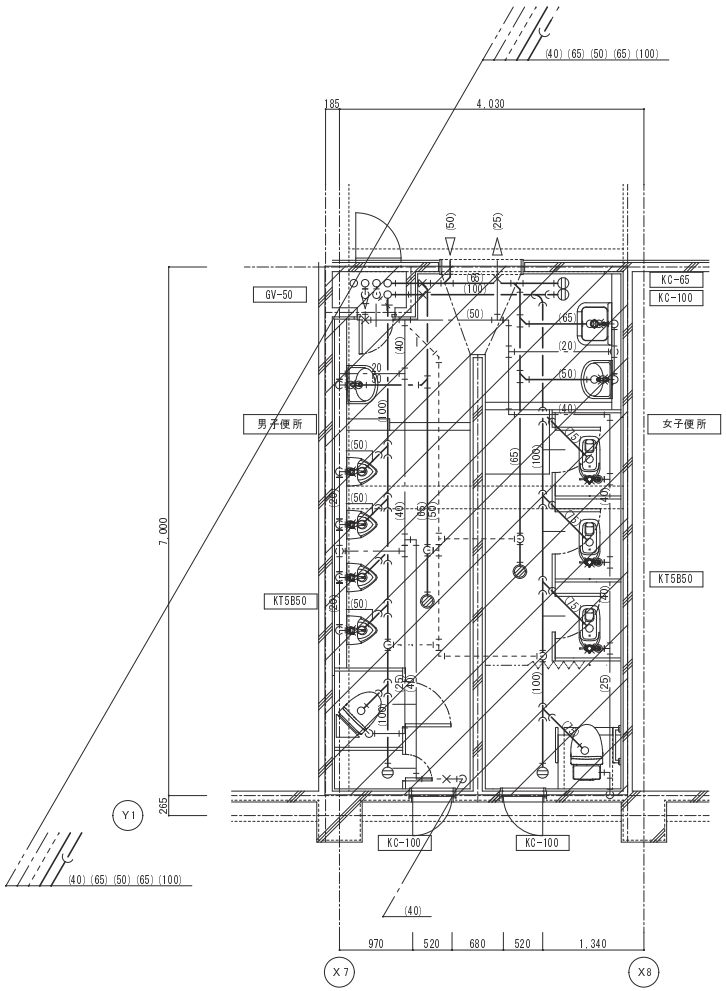

【撤去図】

２階平面詳細図（改修前）　Ｓ：１／５０

※撤去配管は、給水管 VLP、排水通気管 VPとする。
※▨ 部分は撤去範囲を示す。但し各種立管及び揚水管は既設再利用とする。
※配管撤去後のスラブ・壁面等の穴埋め補修は全て本工事にて行うこと
※和風大便器撤去後のスラブ開口埋戻（鉄筋補強共）は建築工事とする。
※ —✕— 部分は配管接続箇所を示す。

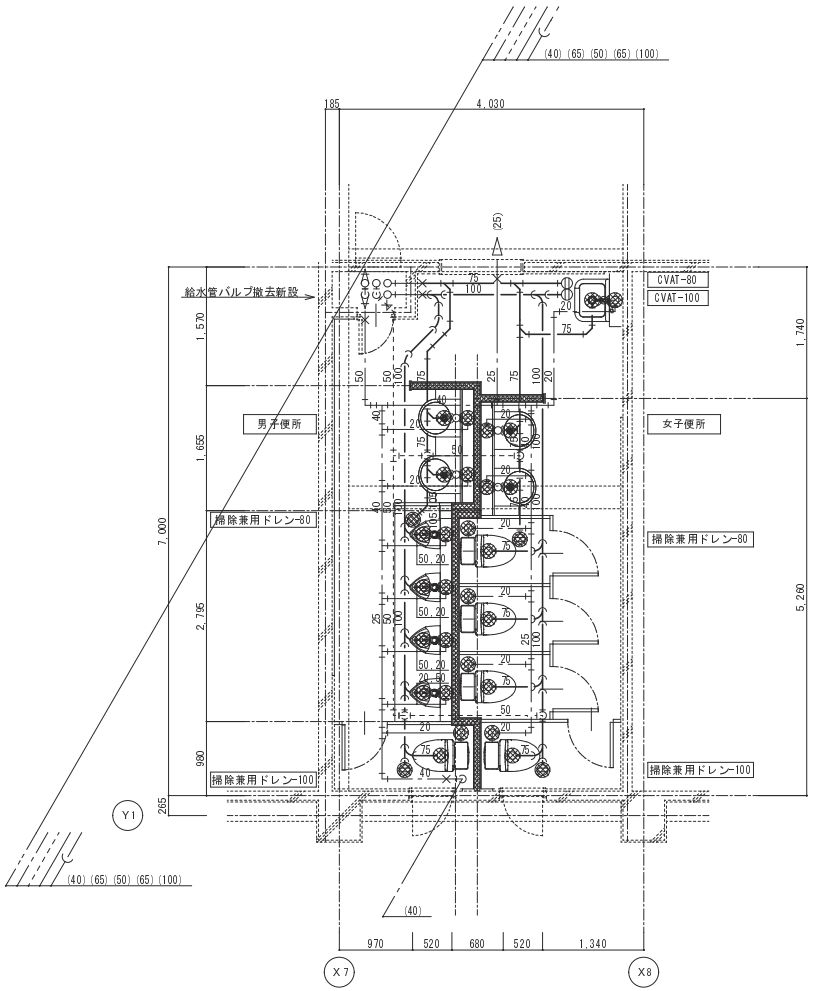

２階平面詳細図（改修後）　Ｓ：１／５０

※（　）は既設配管を示す。
※ —✕— 部分は配管接続箇所を示す。
※ ⊗ 部分はダイヤモンドカッター穴明補修を示す。

給水管	50φ (20A)	１４箇所
排水管	75φ (50A)	８箇所
排水管	125φ (75A)	８箇所
排水管	150φ (100A)	２箇所

【撤去器具リスト】

名　　称	仕　　様	数量
洋風大便器	ﾛｰﾀﾝｸ式	2
和風大便器	ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞ式	3
小便器	床置形(ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞ式)	4
掃除流し	単水栓	1
洗面器	単水栓	2
化粧鏡	450×360	2
化粧棚	陶器製	2

御注文先	三原市	御承認	記事		中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3, 第378号 1級建築士事務所 登録18(ﾛ)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二	1級建築士登録 第 322322 号 小笠原 熱	校閲	藤本 藤田	工事名称 三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 M－05
								設計	小笠原	設計年月日 2019.09. / 図面名称 衛生設備　２階男子便所・女子便所詳細図（改修前・後）	縮尺 1：50

※A3：70.7%縮小

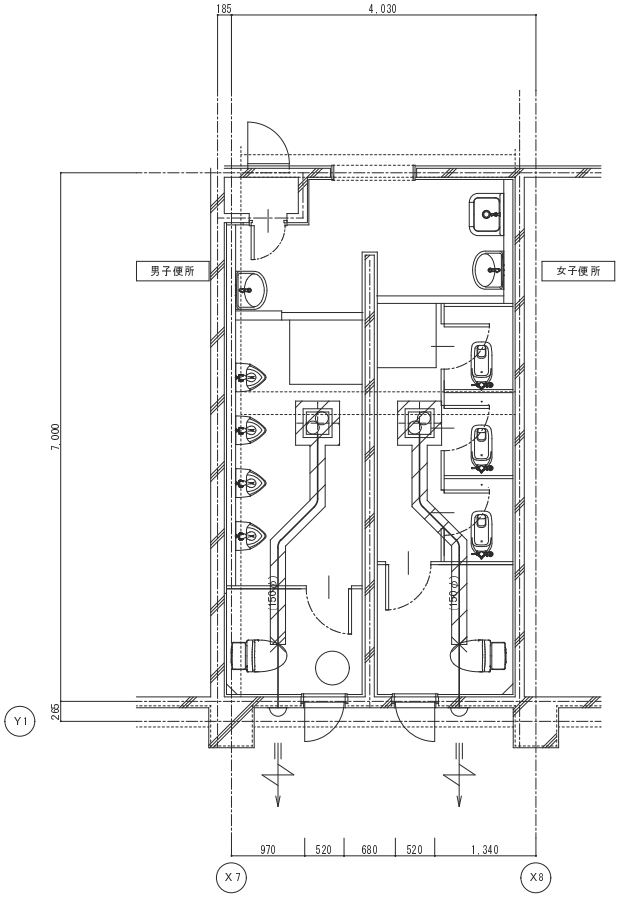

【撤去図】

1・2階平面詳細図（改修前）　S：1／50

※ —✕— 部分はダクト接続箇所を示す。

※ ▨ 部分は撤去範囲を示す。

機　器　表

記号	名　称	仕　　様	電源	台数	設置場所	備　考
FE 1	天　井　扇	便所用　強弱運転機能付	1φ100V	4	男子便所×2	1～2階
		処理風量　350m³/h × 50Pa			女子便所×2	1～2階

※センサー感知時強運転、常時弱運転とする（制御は電気工事設置人感センサー連動とする）

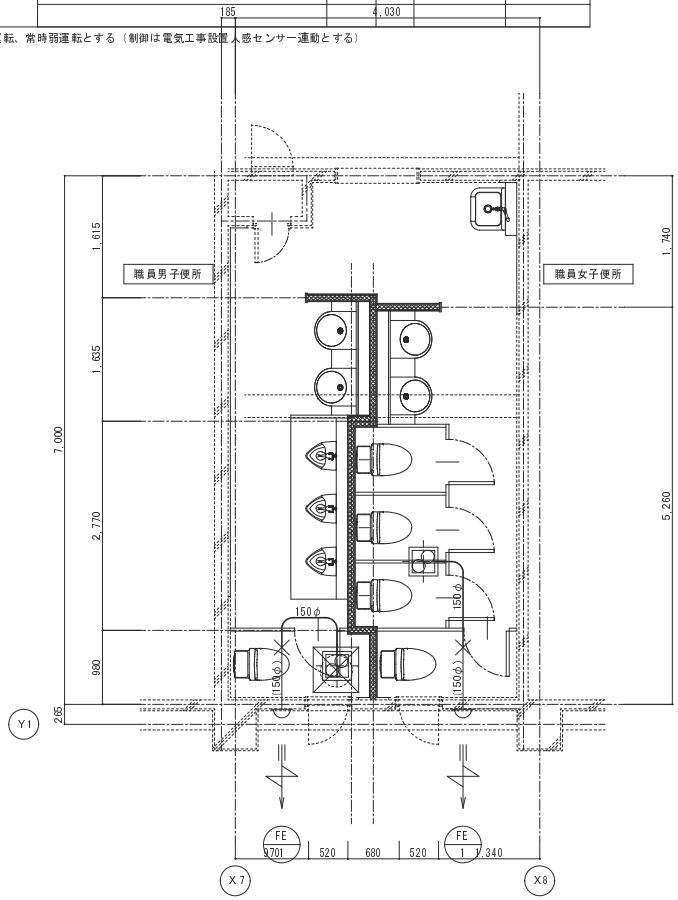

1・2階平面詳細図（改修前）　S：1／50

※ —✕— 部分はダクト接続箇所を示す。

※共通建築図は1階平面図とする。

【撤去機器リスト】

名　　称	仕　　様	1階	2階	計
天　井　扇	天井カセット形	2	2	4

御注文先	三原市	御　承　認	記事		中電技術コンサルタント株式会社 広島市南区出汐 2丁目 3番30号 TEL (082)(255)5501-8	建設コンサルタント登録 3 第378号 1級建築士事務所 登録18(1)第1252号 1級建築士登録 第 293685 号 藤本 誠二 1級建築士登録 第 322322 号 小笠原 勲	校閲	藤本 藤田	工事名称 三原市立西小学校トイレ改修工事	図面番号 M－06
							設計	小笠原	設計年月日 2019.09. 図面名称 換気設備　1・2階男子便所・女子便所詳細図（改修前・後）	縮尺 1：50

※A3：70.7%縮小

設　計　書

工　事　名　称　　三原市立西小学校トイレ改修工事

工　事　場　所　　三原市西宮二丁目

［工　事　概　要］

用途,構造,面積	学校，RC造
工　事　範　囲	建築工事一式　電気設備工事一式　機械設備工事一式
別　途　工　事	無し
工　　期	契約締結日の翌日　～　令和2年3月25日
一　般　事　項	

《 工事予算内訳 》

〈内　　訳〉

区　　分		概　　要
設　計　金　額		
消　費　税　額		
合　計　金　額		

符 号	名　　称	材質	形 状 寸 法	数 量	単 位	単　価	金　額	摘 要
三原市立西小学校トイレ改修工事								
I	直接工事							
	計（直接工事費）			1.0	式			
	共通仮設費			1.0	式			
	計（純工事費）			1.0	式			
	現場管理費			1.0	式			
	計（工事原価）			1.0	式			
	一般管理費			1.0	式			
	契約保証費			1.0	式			
	計（工事価格）							
	消費税等相当額			1.0	式			
	合　計							

工事費内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接工事費				
建築工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		
調査基準価格	1	式		

工事費内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
調査基準価格の100/110	1	式		

工事種別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
本館	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
【種目】1	1	式		
計				

機械設備工事　種目別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
西小学校	1	式		
計				

本館

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接仮設	1	式		
建具改修	1	式		
内装改修	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

【種目】1

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
電灯設備	1	式		
誘導支援設備	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

機械設備工事　科目別内訳

西小学校

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
換気設備	1	式		
衛生器具設備	1	式		
給水設備	1	式		
排水設備	1	式		
撤去工事	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

本館

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接仮設		1	式		
計					
建具改修	撤去	1	式		
建具改修	改修	1	式		
計					
内装改修	撤去	1	式		
内装改修	改修	1	式		
計					
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

電気設備工事　中科目別内訳

【種目】1

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
電灯設備	電灯分岐	1	式		
電灯設備	コンセント分岐	1	式		
計					
誘導支援設備	トイレ等呼出	1	式		
計					
発生材処理		1	式		
計					

西小学校

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
換気設備	機器設備	1	式		
換気設備	ダクト設備	1	式		
計					
衛生器具設備		1	式		
計					
給水設備		1	式		
計					
排水設備		1	式		
計					
撤去工事		1	式		
計					
発生材処理		1	式		
計					

本館　　直接仮設

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
墨出し(内部改修)	複合改修	56	㎡			
養生(内部改修)	複合改修	56	㎡			
出入口養生	W1050×H2000程度	2	か所			
出入口養生	W1800×H2000程度	1	か所			
整理清掃後片付け (内部改修)	複合改修	56	㎡			
内部仕上足場 (改修)	階高4.0m以下 脚立足場　一般 -	56	㎡			
計						

本館　建具改修　撤去

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ撤去	集積共	35.1	㎡			
発生材積込み	ﾎﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	1.4	m3			
計						

本館　建具改修　改修

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
（ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ）	特記無き限り ﾒﾗﾐﾝ化粧板張りﾌﾗｯｼｭとする					
TB-1 ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	W1550×H2000 片開き戸(1か所)共	1	か所			
TB-2 ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	延W7858×H2000 片開き戸(4か所)共	2	か所			
TB-4 ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	W 750×H2000	2	か所			
TB-5 ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ	W1550×H2000 片開き戸(1か所)共	1	か所			
運搬費		1	式			
（その他）						
ＳＯＰ塗り 改修仕様	鋼製建具面　工程A種 塗料1種 錆止工程C 下地RB種(塗替え面)	4.6	㎡			
ＳＯＰ塗り (糸幅300㎜以下) 改修仕様	鋼製建具面　工程B種 塗料1種 錆止工程A、B種 水系さび止め 工場1回塗り 下地別途(新規面)	9.6	m			
計						

本館　内装改修　撤去

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
ｺﾝｸﾘｰﾄ撤去	鉄筋切断共 人力 集積共	2.8	m3			
CB撤去	人力 集積共	1.7	m3			
ｶｯﾀｰ入れ	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 厚さ20～30mm	41.7	m			
ｶｯﾀｰ入れ	ﾓﾙﾀﾙ面 厚さ20～30mm	157	m			
床ﾀｲﾙ撤去	下地ﾓﾙﾀﾙ共 集積共	2.2	㎡			
床ﾓﾙﾀﾙ･床人研ぎ撤去	集積共	0.5	㎡			
ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ撤去	集積共	12.5	㎡			
壁ﾀｲﾙ撤去	集積共	2.6	㎡			
壁ﾀｲﾙ撤去	下地ﾓﾙﾀﾙ共 集積共	24.5	㎡			
天井合板･ﾎﾞｰﾄﾞ撤去	一重張り 一般 集積共	56	㎡			
天井下地撤去	集積共	56	㎡			
天井点検口撤去	集積共	2	か所			
ｶｰﾃﾝ撤去	集積共	11.2	㎡			
ｶｰﾃﾝﾚｰﾙ撤去	集積共	6.1	m			
ｽﾃﾝﾚｽ手摺撤去	壁付 集積共	1	か所			

本館　内装改修　撤去

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
ｽﾃﾝﾚｽ手摺撤去	自立 集積共	1	か所			
上框ﾗｿﾞﾌﾞﾛｯｸ撤去	集積共	5.8	m			
面台ﾃﾗｿﾞﾌﾞﾛｯｸ撤去	集積共	14.1	m			
補助台撤去	集積共	1	か所			
発生材積込み	ｺﾝｸﾘｰﾄ類　人力	5.4	m3			
発生材積込み	ﾎﾞｰﾄﾞ・木材類 人力	0.3	m3			
計						

本館　内装改修　改修

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
（構造）						
異形鉄筋	SD295A D10	0.01	t			
異形鉄筋	SD295A D13	0.03	t			
鉄筋加工組立	RCﾗｰﾒﾝ構造 階高3.5～4.0m程度 形状単純	0.04	t			
鉄筋運搬費	4ｔ車　30km程度	0.04	t			
鉄筋溶接	D10 片面10d	72	か所			
鉄筋溶接	D13 片面10d	120	か所			
溶接金網敷	径6.0 100×100	35.1	㎡			
普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	Fc=24N/mm2 S=15	0.2	m3			
構造体強度補正		1	式			
ｺﾝｸﾘｰﾄ打設手間	1階床 人力打設 S15～S18	0.1	m3			
ｺﾝｸﾘｰﾄ打設手間	2階床 人力打設 S15~S18	0.1	m3			
型枠	普通合板型枠 -　基礎部 -	0.6	㎡			
型枠	普通合板型枠 ﾗｰﾒﾝ構造　地上軸部 階高2.8m程度	0.6	㎡			
型枠運搬費	4ｔ車　30km程度 往復	1.2	㎡			

本館　内装改修　改修

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
（床）						
溶接金網敷	径6.0 100×100	38.3	㎡			
汚垂石ﾀｲﾙ	2400×600 下地ﾓﾙﾀﾙ別途	1	か所			
汚垂石ﾀｲﾙ	2900×600 下地ﾓﾙﾀﾙ別途	1	か所			
床点検口	ｽﾃﾝﾚｽ製 ﾓﾙﾀﾙ塗りﾀｲﾌﾟ 600角 施錠付 床材同材	1	か所			
あと施工ｱﾝｶｰ	M12 下向き	8	か所			
床ﾓﾙﾀﾙ塗り	金ごて ﾋﾞﾆﾙ系床材下地 厚100	35.1	㎡			
床ﾓﾙﾀﾙ塗り	木ごて 一般ﾀｲﾙ下地　厚37	3.2	㎡			
ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ	無 地 厚さ2.0 織布積層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄFS 多湿部 熱溶接工法	35.1	㎡			
ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ	無地 厚さ2.0 織布積層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄFS 多湿部 熱溶接工法 下地調整共	12.3	㎡			
（幅木・壁）						
ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ立上げ	H=100 無地 厚さ2.0 織布積層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄFS 多湿部 熱溶接工法	41	m			
ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ立上げ	H=100 厚さ2.0 織布積層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄFS 一般床 熱溶接工法 下地調整共	14.4	m			
ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ立上げ	H=100 無地 厚さ2.0 織布積層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄFS 多湿部 熱溶接工法 下地調整共	16.3	m			
内装壁ﾀｲﾙ張り	ﾕﾆｯﾄﾀｲﾙ 有機系接着張り(ﾀｲﾌﾟⅡ) Ⅲ類　施ゆう 100㎜角 ﾓﾙﾀﾙ面	20	㎡			

本館　内装改修　改修

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
軽量鉄骨壁下地	75×45×0.8 @300	13.6	㎡			
壁ﾓﾙﾀﾙ塗り	金ごて 内装ﾀｲﾙ接着張り下地　-	20	㎡			
壁　ｼｰｼﾞﾝｸﾞ せっこうﾎﾞｰﾄﾞ 張り(GB-S)	厚12.5　不燃 鋼製､木､ﾎﾞｰﾄﾞ下地 突付け -　-	13.6	㎡			
壁 化粧けい酸 ｶﾙｼｳﾑ板張り	厚6	75.2	㎡			
化粧ｹｲｶﾙ板 同上出隅役物	ｱﾙﾐ	24	m			
遮音間仕切	LGS下地 両面耐水PBt=12.5	56.2	㎡			
遮音間仕切 開口部補強	65形 扉等三方補強 1000×2400㎜程度	4	か所			
（天井）						
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りなし @225 ｲﾝｻｰﾄ別途	50.6	㎡			
軽量鉄骨天井 開口部補強	19形(屋内)　350× 350㎜ ﾎﾞｰﾄﾞ等切込み共	4	か所			
軽量鉄骨天井 開口部補強	19形(屋内)　450× 450㎜程度 ﾎﾞｰﾄﾞ等切込み共	4	か所			
天井点検口	一般ﾀｲﾌﾟ ｱﾙﾐ製 内外枠共額縁 450角	4	か所			
天井廻縁	塩化ﾋﾞﾆﾙ製	81.2	m			
天井後施工ｱﾝｶｰ		76	か所			
天井　化粧 せっこうﾎﾞｰﾄﾞ 張り(GB-D)	厚 9.5　準不燃 ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ 突付け	50.6	㎡			

本館　内装改修　改修

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
（その他）						
ｼｰﾘﾝｸﾞ	一般部 変成ｼﾘｺｰﾝ系(MS-2) 5×5	25.5	m			
ｼｰﾘﾝｸﾞ	一般部 変成ｼﾘｺｰﾝ系(MS-2) 10×10	6.1	m			
ｼｰﾘﾝｸﾞ	化粧ｹｲｶﾙ板目地	128	m			
ｱﾙﾐｼﾞｮｲﾅｰ		71.7	m			
一方枠	H=2400	4	か所			
1F職員女子便所 洗面ｶｳﾝﾀｰ	ﾏｰﾌﾞﾙｶｳﾝﾀｰ 1500×350 洗面穴2か所	1	か所			
1F職員男子便所 洗面ｶｳﾝﾀｰ	ﾏｰﾌﾞﾙｶｳﾝﾀｰ 1570×350 洗面穴2か所	1	か所			
2F職員女子便所 洗面ｶｳﾝﾀｰ	ﾏｰﾌﾞﾙｶｳﾝﾀｰ 1550×350 洗面穴2か所	1	か所			
2F職員男子便所 洗面ｶｳﾝﾀｰ	ﾏｰﾌﾞﾙｶｳﾝﾀｰ 1500×350 洗面穴2か所	1	か所			
天板	ﾒﾗﾐﾝﾎﾟｽﾄﾌｫｰﾑ 20×150	6.7	m			
面台	ﾒﾗﾐﾝﾎﾟｽﾄﾌｫｰﾑ 20×150	6.1	m			
計						

本館　　発生材処理　　運搬

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ類 DID区間有り 11.0km以下	2.8	m3			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　10t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　がれきくず類 DID区間有り 11.0km以下	2.4	m3			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　ｶﾞﾗｽ及び陶磁器屑類 DID区間有り 10.5km以下	0.2	m3			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類 DID区間有り 10.5km以下	0.02	m3			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材 DID区間有り 10.5km以下	0.2	m3			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　4t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.8m3　混合廃棄物 DID区間有り 12.0km以下	1.4	m3			
ｽｸﾗｯﾌﾟ運搬		210	kg			
計						

本館　　発生材処理　　処分

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
撤去材処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	2.8	m3			
撤去材処分	がれきくず類	2.4	m3			
撤去材処分	ｶﾞﾗｽ及び陶磁器くず類	0.2	m3			
撤去材処分	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	0.02	m3			
撤去材処分	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材	0.2	m3			
撤去材処分	混合廃棄物	1.4	m3			
ｽｸﾗｯﾌﾟ控除	ﾍﾋﾞｰ　H4	▲191	kg			
ｽｸﾗｯﾌﾟ控除	ｽﾃﾝﾚｽ	▲6.4	kg			
ｽｸﾗｯﾌﾟ控除	ｱﾙﾐ 込みｶﾞﾗ	▲12.3	kg			
計						

【種目】1　電灯設備　電灯分岐

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
LED灯	LSS10-2-30	2	個			
LED灯	LSS9-4-48	8	個			
人感ｾﾝｻ	親機8A･広角検知	6	個			
人感ｾﾝｻ	子機・換気扇連動	4	個			
人感ｾﾝｻ	子機･増設用	6	個			
ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄ (金属製)	角型 ﾌﾞﾗﾝｸ	2	個			
人感ｾﾝｻ	自動・切・連続　1回路	2	個			
人感ｾﾝｻ	自動・切・連続　2回路	4	個			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁 耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽ ｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	1.6mm- 3C 管内	4	m			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁 耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽ ｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	1.6mm- 3C ﾋﾟｯﾄ・天井	72	m			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁 耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽ ｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	1.6mm- 3C FEP内(PF･CD)	9	m			
合成樹脂製可とう 電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	4	m			
合成樹脂製 ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ(ｶﾊﾞｰ付)	中四角 浅型　D44	15	個			
撤去　照明器具	FL40W-1　直付	8	個			
撤去　ｽｲｯﾁ	1P15A×2+PL	4	個			

【種目】1　電灯設備　電灯分岐

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
撤去　IV電線	1.6×1　管内	100	m			
計						

【種目】1　電灯設備　コンセント分岐

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
電灯盤	L-11　改修	1	面			
電灯盤	L-21　改修	1	面			
ｺﾝｾﾝﾄ (金属ﾌﾟﾚｰﾄ付)	連用形2P15A×2 (接地端子付 一体形) 125V	10	個			
ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄ (金属製)	角型 ﾌﾞﾗﾝｸ	3	個			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁 耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽ ｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	2.0mm- 3C 管内	4	m			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁 耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽ ｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	2.0mm- 3C ﾋﾟｯﾄ・天井	15	m			
600Vﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁 耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽ ｹｰﾌﾞﾙ平形 EM-EEF	2.0mm- 3C FEP内(PF･CD)	36	m			
1種金属線ぴ(MM1)	A型(25.4mm)	4	m			
1種金属線ぴ(MM1) 付属品	A型(25.4mm) ｺｰﾅｰﾎﾞｯｸｽ	2	個			
1種金属線ぴ(MM1) 付属品(材料費)	A型(25.4mm) ﾌﾞｯｼﾝｸﾞ	6	個			
1種金属線ぴ(MM1) 付属品	A型(25.4mm) 1個用ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ	4	個			
合成樹脂製可とう 電線管 (PF単層)	隠ぺい・埋込配管 22mm	36	m			
合成樹脂製 ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ(ｶﾊﾞｰ付)	中四角 浅型　D44	9	個			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる 配管用貫通口)	100～150mm　50mm	2	か所			
防火区画貫通処理 材	φ50	2	か所			

電気設備工事　細目別内訳

【種目】1　電灯設備　コンセント分岐

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
計						

【種目】1　誘導支援設備　トイレ等呼出

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
撤去　呼出ﾎﾞﾀﾝ		2	個			
撤去　ﾌﾞｻﾞｰ		1	個			
撤去　AEｹｰﾌﾞﾙ	1.2-2C　管内	4	m			
撤去　AEｹｰﾌﾞﾙ	1.2-2C　天井内	17	m			
撤去　1種金属線ぴ	A型	4	m			
撤去　位置ﾎﾞｯｸｽ		2	個			
計						

【種目】1　発生材処理

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
スクラップ費		1	式			
産業廃棄物処分費		1	式			
廃材運搬費		1	日			
計						

西小学校　換気設備　機器設備

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
FE-1 天井扇	便所用 処理風量　350m3/h×50Pa	4	台			
機器取付費		1	式			
計						

西小学校　換気設備　ダクト設備

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ (低圧ﾀﾞｸﾄ)	ｲﾝｻｰﾄ無 150mm	7	m			
計						

西小学校　　衛生器具設備

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
洋風大便器 (暖房便座)	床置床排水大便器、密結タンク、 ｽﾃﾝﾚｽ製ﾜﾝﾀｯﾁ式紙巻器(一連)、 暖房便座(蓋付)	8	組			
洋風大便器 (暖房洗浄便座)	床置床排水大便器、密結タンク、 ｽﾃﾝﾚｽ製ﾜﾝﾀｯﾁ式紙巻器(一連)、 暖房洗浄便座(蓋付)	2	組			
小便器(手動式)	壁掛壁排水小便器 (ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞ式)	7	組			
洗面器(手動水栓)	はめ込み丸形洗面器 台付手動水栓	8	組			
化粧鏡	一般鏡　角形(450×750)	8	組			
掃除用流し (横水栓)	掃除用流し(床排水金具) 横水栓	2	組			
計						

西小学校　　給水設備

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合　機械室・便所 20A	57	m			
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合　機械室・便所 25A	4	m			
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合　機械室・便所 40A	18	m			
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VB)	ねじ接合　機械室・便所 50A	3	m			
保温工事		1	式			
仕切弁 (管端防食ｺｱ)	5K(ねじ･給水用) 50A	2	個			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる配管用貫通口)	100～150mm　50mm	27	か所			
計						

西小学校　　排水設備

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　50A	12	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　75A	30	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　100A	27	m			
通気・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　50A	22	m			
保温工事		1	式			
掃除兼用ﾄﾞﾚﾝ	65A	4	個			
掃除兼用ﾄﾞﾚﾝ	100A	4	個			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる配管用貫通口)	100～150mm　75mm	15	か所			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる配管用貫通口)	100～150mm 100mm	6	か所			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる配管用貫通口)	100～150mm 125mm	10	か所			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる配管用貫通口)	100～150mm 150mm	4	か所			
計						

西小学校　撤去工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
【衛生器具設備】						
大便器撤去	ﾀﾝｸ式　再使用しない	4	組			
和風便器撤去	洗浄弁式 再使用しない	6	組			
小便器撤去	洗浄弁式床置小便器 再使用しない	8	組			
掃除流し撤去	ﾊﾞｯｸ付き掃除流し 再使用しない	2	組			
洗面器撤去	水栓1個、水栓2個 再使用しない	4	組			
鏡撤去	再使用しない	4	枚			
化粧棚撤去	陶器製 再使用しない	2	個			
【給水設備】						
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VB)撤去	ねじ接合　機械室・便所 20A	31	m			
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VB)撤去	ねじ接合　機械室・便所 25A	17	m			
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VB)撤去	ねじ接合　機械室・便所 40A	22	m			
給水・塩ﾋﾞﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (SGP-VB)撤去	ねじ接合　機械室・便所 50A	3	m			
保温撤去		1	式			
仕切弁 (管端防食ｺｱ) 撤去	5K(ねじ･給水用) 50A	2	個			

西小学校　撤去工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
【排水設備】						
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　50A	15	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　65A	23	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　75A	13	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　100A	30	m			
通気・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	機械室・便所　50A	20	m			
保温撤去		1	式			
床上掃除口(非防水形)撤去	65A	1	個			
床上掃除口(非防水形)撤去	100A	4	個			
床上掃除口(防水形)撤去	65A	1	個			
床上掃除口(防水形)撤去	100A	3	個			
床排水ﾄﾗｯﾌﾟ(非防水形)撤去	50A	2	個			
床排水ﾄﾗｯﾌﾟ(防水形)撤去	50A	2	個			
【換気設備】						
天井扇撤去	天井ｶｾｯﾄ形	4	台			

西小学校　撤去工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
ｽﾊﾟｲﾗﾙﾀﾞｸﾄ(低圧、高圧1､2ﾀﾞｸﾄ)撤去	150mm　再使用しない	12	m			
計						

西小学校　　発生材処理

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
撤去品処分費		1	式			
運搬機械運転 (ﾄﾗｯｸ)	普通用 2t積	1	運転日			
計						

本館　内装改修　改修

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
構造体強度補正		1	式			
構造体強度補正値	1階床 + 3N Fc=24N/mm2 S=15	0.1	m3			
構造体強度補正値	2階床 + 3N Fc=24N/mm2 S=15	0.1	m3			
計						

西小学校　換気設備　機器設備

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
機器取付費		1	式			
換気扇 据付	天井埋込形	4	台			
計						

西小学校　　給水設備

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
保温工事		1	式			
給水管 保温	標仕保温材 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 20A	36	m			
給水管 保温	標仕保温材 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 25A	3	m			
給水管 保温	標仕保温材 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 40A	10	m			
給水管 保温	標仕保温材 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 50A	1	m			
給水管 保温	標仕保温材 暗渠内 着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 20A	21	m			
給水管 保温	標仕保温材 暗渠内 着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 25A	2	m			
給水管 保温	標仕保温材 暗渠内 着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 40A	7	m			
給水管 保温	標仕保温材 暗渠内 着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 50A	1	m			
計						

西小学校　　排水設備

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
保温工事		1	式			
排水管 保温	標仕保温材 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 50A	6	m			
排水管 保温	標仕保温材 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 65A	10	m			
排水管 保温	標仕保温材 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 80A	6	m			
排水管 保温	標仕保温材 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 100A	14	m			
計						

西小学校　撤去工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
保温撤去		1	式			
給水管 保温撤去	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 20A 再使用しない	26	m			
給水管 保温撤去	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 25A 再使用しない	8	m			
給水管 保温撤去	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 40A 再使用しない	13	m			
給水管 保温撤去	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 50A 再使用しない	2	m			
給水管 保温撤去	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 暗渠内 着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 20A 再使用しない	5	m			
給水管 保温撤去	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 暗渠内 着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 25A 再使用しない	9	m			
給水管 保温撤去	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 暗渠内 着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 40A 再使用しない	10	m			
給水管 保温撤去	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 暗渠内 着色ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 50A 再使用しない	1	m			
計						

西小学校　　撤去工事

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
保温撤去		1	式			
排水管 保温撤去	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 50A 再使用しない	7	m			
排水管 保温撤去	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 65A 再使用しない	13	m			
排水管 保温撤去	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 80A 再使用しない	7	m			
排水管 保温撤去	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 100A 再使用しない	16	m			
計						

西小学校　　発生材処理

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
撤去品処分費		1	式			
鉄くず		0.28	t			
ｶﾞﾗｽ・陶磁器くず		0.71	t			
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類		0.2	t			
保温くず		0.1	t			
計						

共通仮設費(積上)　明細

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
交通誘導員		10	人日			
計						